



平成30年 第4回定例会

会 議 録

(平成30年11月30日～12月19日)

枕 崎 市 議 会

平成 30 年
枕崎市議会第 4 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 20 日間 (11 月 30 日～12 月 19 日)

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
11 月 30 日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程 (日程第4号) 7 提案理由の説明 8 質疑、討論、表決 9 議案上程 (日程第5号～第9号) 10 提案理由の説明、質疑 11 予算特別委員会の設置及び委員の選任 12 議案委員会付託 13 議案上程 (日程第10号～第12号) 14 提案理由の説明 15 質疑、討論、表決 16 散 会
12 月 1 日 (土)	休 会			
12 月 2 日 (日)	休 会			
12 月 3 日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問 (5 名) 3 散 会
12 月 4 日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問 (1 名) 3 散 会
		委員会	後 1:08	1 産業厚生委員会
12 月 5 日 (水)	休 会	委員会	前 9:26	1 総務文教委員会
12 月 6 日 (木)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会
			後 2:20	1 議会運営委員会
12 月 7 日 (金)	休 会			

12月 8日 (土)	休 会			
12月 9日 (日)	休 会			
12月10日 (月)	休 会			
12月11日 (火)	休 会			
12月12日 (水)	休 会			
12月13日 (木)	休 会			
12月14日 (金)	休 会			
12月15日 (土)	休 会			
12月16日 (日)	休 会			
12月17日 (月)	休 会	委員会	前 9:27	1 議会運営委員会
12月18日 (火)	休 会			
12月19日 (水)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程 (日程第1号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程 (日程第2号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程 (日程第3号-第5号) 9 委員長報告 10 質疑、討論、表決 11 議案上程 (日程第6号-第12号) 12 提案理由の説明、質疑 13 予算特別委員会の設置及び委員の選任 14 議案委員会付託 15 休 憩 16 再 開 17 議案上程 (追加日程第1号-第3号) 18 委員長報告 19 質疑、討論、表決 20 議案上程 (追加日程第4号-第7号)

				21 委員長報告 22 質疑、討論、表決 23 議員派遣について 24 閉 会
			前 10 : 21 後 1 : 13	1 総務文教委員会 1 予算特別委員会

本 会 議 第 1 日

(平成30年11月30日)

平成30年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第1号）

平成30年11月30日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	56	平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	
5	57	平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）	予 特
6	58	平成30年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
7	59	平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
8	60	枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
9	61	南薩地区衛生管理組合理約の変更について	産 厚
10	62	教育委員会委員の任命について	
11	63	教育委員会委員の任命について	
12	64	公平委員会委員の選任について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
田 代 勝 義 書記

小 峯 恵美子 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
松 崎 信 二 建設課長
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
神 山 芳 文 市立病院事務長
松 田 博 監査委員事務局長
平 塚 孝 三 企画調整課参事
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
加治屋 昭 男 下水道課主幹兼管理係長
丸 山 屋 敏 教育長
益 満 裕 美 学校教育課長
中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 誠 教委総務課主幹兼庶務係長
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長
中 山 俊 吾 総務課行政係主任

小 泉 智 資 副市長
東中川 徹 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 崎 満 農政課長
神 園 信 二 税務課長
松 田 誠 水道課長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長
山 崎 公 広 監査委員
田 中 幸 喜 総務課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長
若 松 博 也 下水道課主幹兼施設係長
山 口 美津哉 教委総務課長
末 永 俊 英 生涯学習課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 消防長
山 口 太 総務課行政係長
中 村 浩一朗 総務課秘書広報係主任

午前9時30分 開会

○新屋敷幸隆議長 平成30年第4回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、2番永野慶一郎議員、13番立石幸徳議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの20日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、9月、10月及び11月執行の例月現金出納検査結果報告書並びに10月及び11月に実施されました定期監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成30年第3回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算4件、条例1件、南薩地区衛生管理組合規約の変更について1件及び人事案件3件の計9件であります。

このうち、ただいま上程されました議案第56号平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,371万9,000円を追加し、予算総額を115億6,931万9,000円にしようとするものです。

地方債の補正は、学校教育施設等整備事業の追加によるものです。

補正予算の内容は、11月7日に成立した国の平成30年度補正予算（第1号）において、公立の小中学校等への空調設置に対する臨時特例交付金が計上されたことから、本市におきましても、この臨時特例交付金を活用し、小中学校への空調設置に向けて早急に取り組むため、その実施設計委託に要する経費をお願いするものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○8番禰占通男議員 ただいまの日程4号の補正予算3号ですけど、資料も出ていますが、緊急の場合ということで、このような上程となったと思いますが、この実施設計業務委託というのは、もう委託されてるんですか。それを1点聞いてみます。

○山口美津哉教委総務課長 まだ、実施設計は発注しておりません。この議会で承認していただければ、それに向けて作業を進めていくということで議案をお願いしているところです。

○8番禰占通男議員 資料によりますと、工事費ともに対象経費も算入できるとなっていますけど、3号はそれでいいんですけど、補正ですね、4号になりますと工事費も計上されております。この実施設計というのは、工事費もろもろを積算するためのものではないんですか。

○山口美津哉教委総務課長 議員がおっしゃるとおり、4号で提案しております本体の設置工事の設計を行うために、まず3号のほうで実施設計を行いまして、それが速やかに発注できましたら、その実施設計の結果をもとに工事を発注していくということで、恐らく年度内には工事のほうは発注できませんので、繰り越して翌31年度に発注という形になると思っております。

○8番禰占通男議員 それであれば、この補正の4号ですけど、この工事費の積算というのは何をもとに積算はなされたんですか。

○山口美津哉教委総務課長 工事費につきましては、積算を見積もりといいますか、工事費を計算するための見積もりを参考見積もりとしてとった額を4号補正のほうで計上しているところです。

○新屋敷幸隆議長 禰占議員、まだ4号補正は上程してないんですけどね。（「関連がありますよ」と言う者あり）

○8番禰占通男議員 もう何年か前ですよ、構造計算とか、エアコン設備を取りつけるということで鉄筋コンクリート、主にですけど、その構造部材の鉄筋を切断という問題が日本全国起こりましたよね。やはり、この実施設計の委託というのは、物すごく重要になると思うんですよ。本市がこの空調設備をつけるところの小中学校はほとんど鉄筋づくりですよ。そう考えたら、そう簡単にその積算ができると私は思っていないんですよ。

だから、この同じ12月議会に上程するのは、もうこの案件をもらったときからおかしいと、そう思ってるんですけど、そういった経緯は今後どう考えるんですか。

○豊留誠教委総務課主幹兼庶務係長 禰占議員のほうからのお尋ねであります。まず工事費に係る計上についてであります。既にこれまで行ってきた非構造部材にしてもですが、事前に事業について国へ交付申請に係る資料を提出するというふうになります。

その場合は、金額等を入れて、いわゆる事業概要の概算費用を求めて、先にですね、国にそういう申請をしてやっていくと。そして、国の交付決定があったときに、例えば、先に3月ごろやった場合、6月補正の段階で精査してやるという形で、今回の事業もですね、どうしても国の臨時交付金事業は10月にそうした募集がありましたので、それに合わせて、こちらとしては施設整備に係る電源施設を含めてですね、専門業者にですね、参考見積もりをいただくと。その上限幅をですね、ちょっと多目に見て、一つは予算に計上していく手段、ですから実施設計に基づく工事費、概算となりますが、最初の策として国の交付申請に係る概算要求をする必要があって、

この金額を求めたものであると考えております。

○13番立石幸徳議員 今回、補正第3号と第4号という形に分けてですね、同じ空調整備事業を12月議会に提案されているんですけども、まだ4号補正は上程されておられません。

しかしながら、先ほどもありましたように、これは密接に関係のある議案なんですが、最初に聞きたいのは、設計業務委託に係る予算をですね、こうして本会議審議で、非常に急がれているってことはわかるんですけども、なぜこういった事情で上程をしなければならないのか。まず、その理由についてお尋ねをいたします。

○山口美津哉教委総務課長 今回、空調設置を利用します特例交付金事業の導入につきましては、開始時期から見まして来年度、つまり平成31年7月から9月の供用はまず困難で、実質的な供用は平成32年度からになると考えておりましたけども、計画当初からしますと、その後、空調設置にかかわる状況が大きく変わってきております。

今回、お願いする実施設計業務委託につきましては、当初、12月補正予算成立後の発注を計画しておりましたけれども、新たな特例交付金の創出等を受けまして、県内のみならず全国で事業導入を早める動きが活発化してきております。

現在の状況としましては、県内各市で実施設計業務委託が進められておまして、県内業者、つまり県内には設備設計事務所協会の会員が14社あるようですけども、それに対しまして現在は、10社16件程度の発注が既に進んでいる状況と聞いております。

今後、設計業者の業務処理能力、受注能力にも限界がある中で、ますます他市町の発注が加速していくことは容易に予想されることです。

そのような状況の中で、12月補正予算成立後の入札は事務処理上12月に間に合わなくて、翌年1月にずれ込むこととなりますけれども、この入札のおくれに伴って応札できる業者が少なく、場合によっては入札も不調になることも懸念されること。それから、そうした要因によりまして、設計の履行が大きくずれ込むことが予想されるなど、その後の空調設置本体の発注時期にも大きく影響して、工事完了の遅延につながることも懸念されております。

このような事態を避けるために、可能な限り実施設計業務委託の入札を急ぎたいという結論に至りまして、実施設計予算を1日でも早く議決していただきまして、速やかに入札準備を行った上で、12月上旬の入札に合わせたいということで、今回の3号補正を先行してお願いしているところであります。以上です。

○13番立石幸徳議員 ちょっと聞き取りにくいですので、マイクをしっかりと使っていただきたいと思います。今、言われたような空調特需といいましょうか、非常に全国一斉にですね、小中学校のこの空調設置っていうのが始まるということで、設計業務も非常に逼迫するというような事情は理解できます。

ただ、県内でもいち早くですね、夏の国の概算要求等を見据えて、例えば伊佐市あたりはもう、9月補正予算で予算は成立してるんですね。そういう意味では、本市の対応もどうだったのかっていうことは反省をしていただきたいと思います。

今、言われたように非常にもう既に空調設備が整ったところはですが、ないところの全国の小中学校が一斉に設備を設置するということでですね、国、県で懸念されているのが実際、空調機器の在庫といいましょうか、そういった機器が不足するんじゃないかと。国自体もメーカーに、そういった不足が出ないようにという申し入れまでしてるらしいですけども、本市の場合、その辺の事業については支障はないと、こういうふうに、情報的にはどういうふうな収集をされているんですかね。

○山口美津哉教委総務課長 まず、本市の小中学校全校分の空調設置箇所につきましてはですけども、計画しておりますのは小学校69室、中学校48室を見込んでおります。

設置個数につきましては、普通教室が天井つり型のシングルタイプであれば2基、職員室が同

タイプであれば3基、もしくはツインタイプであれば2基程度必要となるようであります。

これも実施設計が終わってみないと全体数ははっきりとわかりませんので申し上げられません。が、いずれにしても国の臨時交付金事業による小中学校空調設置工事に伴い、全国的に空調機の発注が集中して製作に日数を要することは懸念されておりますが、現段階でははっきりとした製作日数は公表されておられませんけれども、設備設計事務所や空調機メーカー等の情報によりますれば、まず天井埋込型で5カ月から半年、天井つり型の露出型で三、四カ月程度要するのではないかと予想しているところであります。

工事に入りましたら、空調機製作期間内に進められる電源工事や外柵工事等は先行して着手いたしますが、製品調達後の設置工事に要する日数を3カ月程度とすると、合計で6カ月から8カ月、工期を設定したほうがよいと考えております。

なお、経済産業省のほうからは、各都道府県教育委員会施設主管課長宛ての通知で、各都道府県内においてのエアコンの設置に伴う電気・ガス関連の工事が円滑に進むために、これらの工事関係事業者に対して、設置工事の需要に応えることができる万全の体制をしくことを依頼すること。速やかに工事の発注に向けた準備、施工に向けた事業者との検討・調整を進めることといった要請がなされております。

また、これらの手続を進める上でボトルネックとなる事項が生じた場合には、文部科学省、経済産業省で緊密に連携して対応する体制を構築していくとされておりますので、今後の状況を踏まえて、何らかの支援・対応がなされていくものと考えておりますけど、本市としましても、関係課と連携して業界のこういった動きにも注視しながら対応していきたいと考えております。

○13番立石幸徳議員 資料要求をいたしておりまして、資料が出されてきておりますので、この資料に基づいてですね、もう少し不明な点がございますので質疑をいたします。

まず、今回の空調設置事業の新交付金、いわゆる臨時特例交付金の内容はもう御承知のように地方財政措置の拡充なんですね。できるだけ簡単に言いますけれども国庫補助金は従前の地方財政措置と同様、事業費の3分の1、これは変わりません。ただ、その残りの経費について、今回の財政措置は起債充当を100%見ると。従前は75%まででしたのでね。そして、その起債をした部分の元利償還金の60%が交付税措置をされますので、実質的には地方の負担というのはおおよそ26.7%ぐらい。これまでは大体、交付税措置を見ても51%ぐらいですから、今までの財政措置とすると地方は半分で済むと、こういう特例措置なんですけど、ただ今度のこの補正3号、上程はされておられませんけど補正4号を見ますと、その工事費の部分については、国庫補助金3分の1、きちっと計上されております。

しかし、この補正3号のですね、実施設計にかかわる国庫補助金がですよ、事業費1,371万9,000円のうち、国庫補助金が147万1,000円ですよ。つまり3分の1の国庫補助金が計上されていない、10%ぐらい。この原因・理由について資料を求めていたんですが、最初にこの一番大きな点でですね、私の調査では、今回の空調設置、普通教室のみが対象になるということですが、資料では、そのほかの特別教室とか職員室等の部屋も空調設置がされるようになっているんですけど、この対象の普通教室のみというのは、今現在、この資料からいくとそうではないということになってくるんですが、その辺の事情を説明いただきたいと思っております。

○豊留誠教委総務課主幹兼庶務係長 立石議員のほうからのお尋ねでありますけど、今回の臨時特例交付金については、10月下旬というか20日以降に出されてきたものでありまして、10月24日を締め切りとして出されてきたものであります。

その初回の国からの、県を通してですが、要望としましては、国全体は普通教室優先という表現がありますが、その特例交付金に係る申請の内容としましては、その時点では、普通教室も含む、特別教室等も含むという形で、調査上の内容でも特別教室に係る2018年度前倒しというふうにありますように、そういった制限はない形で出されております。

それで、今、議員のほうから出されました普通教室に係るというものでありますが、この点につきましては、11月5日付の県学校施設課からの文書で、平成30年度第1次補正予算案への特例交付金の関係ですが、これに対して文科省より申請期限延長の連絡はあったということで、計上が漏れている事業や将来的に空調設置を予定しながら実施設計を保留している事業があれば、その追加ということで出してください。ただし、この場合、熱中症対策としての空調整備、普通教室への新設に限るというのが、11月5日の2度目の文書で出てきて、最初の文書について私どもが出したのものにつきましては、特別教室を含めてありますが、それについては県のほうも受け入れてると考えております。

ただ、2回目のこの特例交付金に係る11月5日付の文書でいきますと、この時点では追加があるなら普通教室にしてくれよってという表現かと私どもは受けとめております。

○13番立石幸徳議員 なかなかまだ判然としないように受けとめるんですけど、できれば普通教室以外ですね、今、本市が計画しているような教室も対象になっていただきたいとその気持ちは強いんですけども、いずれにしても、今後、2回目の通知ですね、普通教室に限るような状況が発生すると、またいろいろ変更になると。そういうふうにとめておきたいと思っております。

それで、この国庫補助金の問題がまだ理解できないんですが、補助単価は資料に出ているように平米当たり2万2,300円ですね。この補助単価から予定の教室の面積を合算して、これを掛け算して国庫補助金を算定するんですが、なぜこの設計部門がですよ、国庫補助金3分の1に至らなかったのか。資料を先ほどからずっと見てるんですけども、まだ理解できませんので、この国庫補助金が設計業務に係るものとして、3分の1に至らなかった原因をしっかりと説明いただきたいと思っております。

○山口美津哉教委総務課長 お手元に配付しております資料について説明したかったんですけども、まず資料を見ていただければと思いますが、まず1番目の(1)のほうに書いてありますとおり、交付金事業の補助対象経費については、空調設備整備における整備面積、つまり教室等の面積の1平方メートル当たり2万2,300円の基準単価が定められております。この補助対象経費については、本体工事請負費ですね、工事費とともに実施設計業務も参入できることになっております。

そして、その交付金額の算定に当たっては、配分基礎額の3分の1を上限としておりまして、文科省の2枚目の資料の中ほどにもあるんですが、実施設計業務委託を含む実工事費が配分基礎額のどちらか小さいほうで算定されることになっております。

したがって、今回の空調設置に係る歳入の予算計上、3号補正の部分につきましては、実施設計を含む実工事費が、この表でいきますと、3番目に掲げてあります表の小学校で申し上げますと実工事費9,839万4,000円と、それから右のほうにちょっと離れて書いてあります実施設計業務委託800万2,000円、これの合計が実工事費となりますけれども、1億0,639万6,000円、これが配分基礎額を上回っておりますので、交付金額の算定は本体工事分を先に充当しまして、実績を除くその実工事費、工事費のみと配分基礎額を比べたときの差額分の3分の1を実施設計分に当たる国の交付金額として計上することにしております。

ですので、実際は3号補正でお願いしました実施設計業務委託分と4号補正で出てきます工事請負費と一緒に議案として計上しておれば、計算上は委託料部分も含んで、全額は交付基礎額との比較になりますから見れないと思っておりますけれども、計算上は御理解いただけるような算出方法になるのではないかと考えております。

○12番豊留榮子議員 ちょっと確認をさせていただきたいですけれども、これからこの入札をですね、どのような形で進められていくのか、またこの市内にもこういう設計業者さんいらっしゃるのか、その辺のところをちょっとお知らせください。

○松崎信二建設課長 設計業者に関しましては、市内にはおりませんので、県内の14社を指名

する予定であります。

○12番豊留榮子議員 市内にはいらっしゃらないんですか。県内14社だけということだと、とてもとても大きな数になりますよね。多分、どこの学校も今回上げてると思いますし、私はもう少し早くですね、この12月議会ではなく、もう少し早く出るんじゃないかなと思ってたんですが、設計部分だけでもですね、そう思っただけなんですけれども何とか設計部分でもできて、できれば市内の業者さんがいないというのは、よくもう一度調べていただきたいと思うんですけれども、地元業者の方がいらっしゃれば入札に呼びかけるとかですね、掘り出してもいただきたいと思っているところなんです。

そしてまた、今回、この入札が通って、来年の、学校にですね、ことしのようなこの暑さがもし起きたときにでも役立てるような、できれば早目のそういう対応をしていただけたらと思うんです。ぜひ、市内の業者さんの掘り起こしをお願いしたいと思います。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

[討論希望者挙手]

○12番豊留榮子議員 賛成の立場から討論したいと思います。

待ちに待ったクーラー設置が一步前進ということで、ことしは死亡事故もありましたし、このような悲劇を二度と繰り返さないためにも、この国の補助、そして市の決断というのは、確かによかったことと思います。ぜひ、前に進めて行ってほしいと思います。よろしく申し上げます。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。——これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第4号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号から第9号までの5件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第57号から議案第61号までの5件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第57号平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億0,638万1,000円を追加し、予算総額を117億7,570万円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は、小学校臨時特例交付金事業ほか2件の追加によるものです。

地方債の補正は、単独災害復旧事業の追加及び過疎対策事業ほか3事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、子ども・子育て支援対策経費における子どもの生活実態に関するアンケート調査業務委託、農業・農村活性化推進施設等整備事業補助、降灰防止・降灰除去施設等整備事業補助、小中学校の普通教室等への空調設置に係る臨時特例交付金事業、台風第24号により被災した施設等の復旧を行う災害復旧事業などをお願いしてあります。その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第58号平成30年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額は変更せず、歳入歳出予算の款項の区分の金額を変更しようとするものです。

補正の内容は、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、介護予防・生活支援サービス事業費等の増額及び地域密着型介護サービス給付費等の減額であります。

以上の財源として、保険料、国庫支出金及び県支出金の増並びに繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第59号平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ793万円を追加し、予算総額を8億6,111万1,000円にしようとするものです。

地方債の補正は、事業債の変更に伴うものです。

補正の内容は、処理施設管理費の消耗品費の増、下水道整備費の単独工事費の増、事業債の償還利率見直し及び平成29年度事業に係る借入分事業債の元利償還金額の確定に伴う公債費の減であります。

以上の財源として、事業債の増及び繰越金の減で措置いたしました。

次に、議案第60号枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、市長の権限に属する事務を分掌させるための内部組織について、下水道課の名称を水道課に改め、下水道事業と水道事業の組織体制を統合しようとするものです。

次の、議案第61号南薩地区衛生管理組合規約の変更につきましては、南薩地区衛生管理組合が共同処理する火葬場の設置及び管理運営に関する事務に係る市の区域を変更することに伴い、同組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○13番立石幸徳議員 私は、1点のみ議案第60号についてですね、総務委員会に付託されますけれども、この課設置条例は企画調整課のほうで行革の一環として今回、提案されるというふうに承っておりますけれども、現行の水道課職員数、損益勘定でいきますと12名、資本勘定でいくと13名ということになりますが、それから下水道課の8名ですか、この両課を組織統合いたしまして、職員数は行革に倣って人員削減ということが予定されているのかどうかですね、この点をお尋ねいたします。

○東中川徹企画調整課長 今回、来年4月1日から水道事業、下水道事業の統合をいたすわけなんですけど、今、職員数ということで申し上げますと、今現在のところ職として課長という職員が統一されるとということでは、1名の減ということに現時点ではですね、そのようになるというふうに考えております。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第10号から第12号までの3件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第62号から議案第64号までの3件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第62号及び議案第63号教育委員会委員の任命について申し上げます。

これら2件は、議案第62号は、本年12月5日をもって任期が満了となる教育委員会委員岸田みさき氏の後任として戸床恵美子氏を、議案第63号は、本年12月20日をもって任期が満了となる教育委員会委員真茅一英氏について引き続き同氏を、それぞれ教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次の議案第64号公平委員会委員の選任につきましては、公平委員会委員中村富士郎氏は、平成30年12月20日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。――討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

まず、日程第10号教育委員会委員の任命について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は、13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、
順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。
会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、2番永野慶一郎議員、3番吉嶺周作議員、
4番城森史明議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数13票。
これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。
そのうち賛成13票、反対0票。
以上のとおり、全員賛成であります。
よって、議案第62号は、同意することに決定いたしました。
次に、日程第11号教育委員会委員の任命について、投票を行います。
議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は、13人であります。
念のため申し上げます。
本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、
順次、投票願います。
投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。
会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、5番吉松幸夫議員、6番俵積田義信議員、
7番清水和弘議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数13票。
これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。
そのうち賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第63号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第12号公平委員会委員の選任について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は、13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、8番禰占通男議員、9番沖園強議員、10番茅野勲議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第64号は、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時33分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成30年12月3日)

平成30年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第2号）

平成30年12月3日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	立石 幸徳 議員（18ページ～27ページ）
		下竹 芳郎 議員（28ページ～34ページ）
		清水 和弘 議員（34ページ～45ページ）
		禰占 通男 議員（45ページ～54ページ）
		城森 史明 議員（54ページ～64ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
田 代 勝 義 書記

小 峯 恵美子 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
松 崎 信 二 建設課長
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
神 山 芳 文 市立病院事務長
松 田 博 監査委員事務局長
平 塚 孝 三 企画調整課参事
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
加治屋 昭 男 下水道課主幹兼管理係長
丸 山 屋 敏 教育長
益 満 裕 美 学校教育課長
中 嶋 章 浩 文化課長
中 原 浩 二 消防長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長

小 泉 智 資 副市長
東中川 徹 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 崎 満 農政課長
神 園 信 二 税務課長
松 田 誠 水道課長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長
山 崎 公 広 監査委員
田 中 幸 喜 総務課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長
若 松 博 也 下水道課主幹兼施設係長
山 口 美津哉 教委総務課長
末 永 俊 英 生涯学習課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長
山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番立石幸徳議員、2番下竹芳郎議員、3番清水和弘議員、4番禰占通男議員、5番城森史明議員、6番豊留榮子議員の順に行います。

まず、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○13番立石幸徳議員 おはようございます。

通告に従い一般質問をいたします。

四方を海に囲まれた我が国水産業は、かつては水産日本として世界第1位の位置にありましたが、現在は世界で第7位となっております。日本の漁業生産量は、1988年、つまり平成時代に入る1年前をピークとして、この年1,279万トンでありました。昨年、2017年は430万トンとなり、ピーク時の3分の1となっております。世界の漁獲高は2倍以上になっているのに、我が日本は3分の1に減少いたしましたのであります。

漁業就業人口も約44万人から30万人近く減って、現在は約15万人。平成時代の30年間で生産量、就業人口ともに3分の1となっております。つまり、世界の水産業が成長しているのに、日本の水産業は衰退しているのであります。

こういった現状を背景に、本年1月22日総理施政方針において、我が国を取り巻く広大な海に、漁獲量による資源管理を導入し、漁業者による生産性向上への創意工夫を活かし、養殖業への新規参入を容易にし、海面の利用制度を改革するという施政方針が出されました。

その後、水産団体初め、関係者や国民の論議のもと、新漁業法案が11月6日に閣議決定され、11月15日、国会審議に入っております。既に先週、衆議院では可決され、法改正の見通しが出てきた中で、70年ぶりの漁業法改正が漁業基地として、また水産の町を標榜する本市にとって、どのような影響が出てくると予測されているのか、新漁業法をどのように受けとめているのか、最初にお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 漁業は、国民に対し水産物を供給する使命を有しておりますが、水産資源の減少等により、生産量や漁業者数は長期的に減少傾向であり、広大な漁場を持つ我が国においては、適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置並びに漁業許可制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直すこととして、漁業法の一部を改正する等の法律案が第197回国会で審議されています。

議員からありましたように、法律案の内容は新たな資源管理システムの構築、漁業許可制度の見直し、養殖・沿岸漁業に係る海面利用制度の見直し等となっております。

本市の水産業に対する影響についてであります。資源管理システムの構築の部分で、まずカツオ漁業については、カツオが国際的な枠組みで管理される魚類であるため除かれることとなっておりますが、大臣許可漁業となる大中型まき網船が対象となり、その漁船で漁獲される青物等の水揚げに影響が考えられるところです。

具体的には、担当課長に答弁させます。

○下山忠志水産商工課長 最近における漁業をめぐる諸情勢の変化等に対応して、漁業生産力の発展を図るため、漁獲割り当ての実施等による水産資源の保存及び管理のための制度の創設、漁業生産性の向上及び漁場の適切かつ有効な活用を図るための漁業の許可及び免許に係る要件等に関する規定の整備、沿岸漁場における水産動植物の生育環境を保全及び改善するための制度の創設等の措置を講ずる必要があるとの理由で改正案が国会で審議されています。

改正の主な概要は、まず新たな資源管理システムの構築として、資源評価に基づき、漁獲可能量、これをTACと申しますけれども、TACにより管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることとしており、TACの管理は個別の漁獲割り当て、IQによる管理を基本とし、TACの決定は農林水産大臣が資源管理の目標を定め、その目標の水準に回復させるべくTACを決定すると。

また、IQは農林水産大臣または都道府県知事が漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割り当てを設定し、割当量の移転は船舶の譲渡等、一定の場合に限定することとしております。

次に、生産性の向上に資する漁業許可制度の見直しでございますけれども、沿岸漁業の調整を進めつつIQ導入の整った漁業種類について、トン数制限などの安全性の向上等に向けた漁船の大型化を阻害する規制を撤廃し、漁業許可を受けた者には各種報告を義務づけるとともに、資源管理に従わない漁業者や生産性の著しく低い漁業者に対する改善勧告、許可の取り消しを行うこととしております。

次に、養殖・沿岸漁業でございますけれども、これは、この発展に資する海面利用制度の見直しでは、養殖・沿岸漁業に係る制度の考え方について、適切な資源管理等の観点から、漁業権制度を維持するとともに、養殖業における円滑な規模拡大や新規参入に向けて、漁業権付与に至るプロセスの透明化と権利内容の明確化を図り、また、県は海面を最大限活用できるよう留意し、可能な場合は新区画の設定を積極的に推進するとともに、漁場計画の策定に当たって、新規参入希望者等からの意見聴取及び検討結果を公表することとなっております。

さらに、県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制を廃止し、これにかえて、既存漁業者が水域を有効に活用している場合は継続利用を優先し、それ以外の場合は地域の水産業の発展に資するかどうか、これを総合的に判断することを法定化するとともに、団体に付与する漁業権に係る内部調整は、漁業権行使規則に基づき行うなどとなっております。

本市の漁業に対する影響でございますけれども、現在、法律案が国会において審議中で、今後具体的な省令、政令等が定められるものと考えており、現時点で影響を詳細に申し上げられないところですが、漁業法の改正については、日本の排他的経済水域における漁業について効力が発せられることとしているため、近海や沖合、沿岸漁業が対象となり、また、TAC対象魚種として現在の8魚種からどの魚種までが対象になるのか、さらにTACの基礎となる資源管理目標の設定方式を国際的にスタンダードなMSY、これは最大持続生産量でございますけれども、MSYの概念とするベースに変更することとしており、TACがどの程度になるのかははっきりしない状況にあります。IQについて大臣許可漁業を初めとして順次導入されることになっておりますので、操業区域の位置関係により枕崎漁港を利用している大臣許可の東海まき網船や近海の大中型まき網船が対象になるとともに、TACの設定次第では、中型まき網船も漁獲量制限が発生し、さらに年によって操業区域に来遊する魚種やその量に大きな波があることから、少なからず影響が出るものと考えております。

また、本市におけるかつおぶし用原魚等として水揚げされるカツオ類については、中西部太平洋まぐろ類委員会やインド洋まぐろ類委員会等の国際機関である地域漁業管理機関で管理される魚類であるため、除かれることとなっておりますので、影響はないものと考えております。

沿岸漁業の漁業権制度の改正に係る影響であります。枕崎市沿岸海域において、現在共同漁業権を設定して管理しており、第1種共同漁業権として、トサカノリ漁業、アワビ漁業、トコブシ漁業、クボ漁業、アナゴ漁業、タカセガイ漁業、ウニ漁業、イセエビ漁業、また、第2種共同漁業権として、磯建網漁業、ボラ建廻網漁業、カマス寄網漁業、キビナゴ底刺網漁業、アサヒガニかかり網漁業、小型定置網漁を設定しております。

今回の改正において、法定優先順位を法定から廃止するというふうになっておりますけれども、共同漁業権にはこれまでも優先順位について複数に区分されておらず、優先順位がありませんの

で、影響はないものと考えます。

また、養殖業における円滑な規模拡大や新規参入に向け積極的に推進することに対する影響については、現在、枕崎市沿岸海域では養殖業が行われておりませんので、現時点では影響がないものの、今後、新たに養殖業の営みの見込みが出てくると、県が漁業計画を策定する中で調整し実施することになりますが、海面利用についてはその区域や新規企業等の参入など、現状利用に対して変化が発生し、少なからず影響が出てくるものと思われまます。

いずれにしても、現在法案の審議中で、今後、具体的に省令、政令等が定められるものと考えておりますので、詳細な影響については把握できないところです。

○13番立石幸徳議員 今、水産課長のほうから項目ごとにといいましょうか、非常に詳細に説明もいただきました。

私が、本市の漁業、水産業を考えるにおいてですね、大きなその国全体の漁業の話をさせていただいたのはですね、国全体が衰退をしている中で、我が市の水産業、漁業のみが成長をしていくというには非常にいろいろ難しい面があるんじゃないかと。やはり、国のいろんな法律、制度、そういうものの変化をきちっと見据えて、水産業の振興を進めなきゃならないんじゃないかと思うわけです。

30年間で、本当にあつという間にですね、我が国水産業が全くだめとは言いませんけれども、もう本当に衰退をしたという実情を、私も今回質問を通告して、初めてその辺の実態を知った次第です。

今度の漁業法の改正というのは、かなり私は大きな影響が出てくると考えております。項目ごとには先ほど水産課長のほうでいろいろ説明をされましたので、繰り返しませんけれども、いずれにしても、国会においてもですね、衆議院で先週可決成立した中で、附帯決議がつけられているんですね。野党の中で、1政党だけが賛成いたしておりませんが、与野党含め大半の政党がこの附帯決議に賛成をいたしております。

その中で、今後の日本の水産業、漁業を本当にどうやって復活させるかという思いがたくさん示されているんですけれども、時間の関係もありますので、その附帯決議については省略いたしますけれども、最後に水産課長が言われたように、今後、その法律が今国会になるのか、いずれ成立するという見通しになっておりますので、その後、政省令でもってですね、この具体的に漁業者との話し合い、あるいは漁業者の声を聞く、そういう機会が出てくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺についてですね、ぜひ、その本当に漁業者の生の声、何か制度とか法律をつくる上において、今回も漁業者の声がどれだけ吸い上げられたのかという国会での論議もあつたようです。ぜひ、この政省令がつけられる段階においては、現場の声を大切にしていきたいと思ひます。これもお尋ねをしたいですけれども、かなり時間を費やしておりますので、要望にかえておきます。

水産業の関係でもう一点、6月の議会で一般質問をしたんですけれども、このカツオの好漁場であるミクロネシア海域のパラオ共和国EEZ内における商業漁業を禁止する法律施行、これが2020年1月にスタートしますので、おおよそあと1年間ぐらいしか残されていないんですね、期間的には。6月以降、水産関連の団体や水産庁の動きなどが非常に、この件について活発になってきているようであります。

例えば、鹿児島県が会長県として、日本のかつお・まぐろ漁業対策推進道県協議会というものがございますが、この協議会において、11月8日ですね、ちょうど1カ月ぐらい前、水産庁のほうに要望をいたしております。その中で、昨年のも要望事項と異なつた要望項目としてですね、漁場確保対策の推進、ここに明確にですね、パラオ共和国の商業漁業全面禁止の動きに対する抑制や関係入漁国によるVDS導入、こういうものについて政府による強力な外交交渉を進めることを要望するというところで本市の漁協長も同行し、鹿児島県が中心になって水産庁のほうに要望

をしたようでございます。

ただ、その後11月14日にですね、開催されている国会議員で構成します、かつお・まぐろ漁業推進議員連盟の総会においては、パラオ共和国水域への経済入漁は極めて重要な問題であって、パラオ共和国政府との非公式な協議をしているけれども、パラオ共和国の従来の方針には何も変化なしとこういうふうに出てるんですよ。つまり、日本国内ではいろんな水産団体が動いているけれども、相手国は全然、今のところ変化なしと。

私は、あと1年間は時間があるようですけども、やはり直近になって継続入漁できますよというような問題じゃないと思うんです。まだ、これが決定していない段階でですね、今後、この件について、本市はどういった動きをしていこうと考えているのか、この点をお尋ねしておきます。

○下山忠志水産商工課長 パラオ共和国海洋保護区設置法の制定、そして実施については、今、質問者が述べられたとおりでございます。また、県のかつお・まぐろ漁業対策協議会が道県協議会で要望したことについても、質問者が述べられたとおりでございます。

枕崎市といたしましては、6月に一般質問がございまして、そのときに、私といたしましては、特定第三種漁港市長協議会等を通じて要望していきたいというふうな形で答弁したところです。

その後につきましては、特定第三種漁港を持つ市長協議会及び市議会議長会とその13市に北海道4市を加えた商工会議所会で構成する全国水産都市三団体連絡協議会を通じて、本年7月25日に農林水産省や水産庁、財務省、そして漁港漁場漁村整備促進議員連盟に属する衆・参の両議院議員に要望を行いました。

要望の内容は、「和食の原点となるかつおぶしの原魚であるカツオの多くは、我が国の海外まき網漁業によって賄われているが、その主漁場となる中西部太平洋PNA8カ国の排他的経済水域においては、パラオ共和国が海洋保護区法を制定して商業漁業に制限を行うこととなり、他の漁場への影響が出ることはもちろん、島嶼国の中で国家予算に対して入漁料収入の割合が比較的少ない国がパラオ共和国に追随することも否めないため、我が国のかつお・まぐろ漁船における安定的な入漁の確保に向けた島嶼国との交渉を強力に進めること」というふうなものであります。

また、11月14日には全国市議会議長会特定第三種漁港協議会にお願いし、同様の要望を同じ相手方に行っているところです。

先方のことでございますけれども、参議院政府開発援助等による特別委員会の議員団が2015年12月にパラオ共和国に派遣されており、その報告書では議員団とレメンゲザウ大統領との意見交換において、大統領が「漁業が引き続き可能な20%部分については、日本との友情に鑑み国内の手続を踏んだ上で、日本漁船が操業を続けられるようにしていきたい」と述べられており、今後、注視していく必要があると考えています。

当該法律が実施されるまで1年余であります。今後とも状況に応じて、機会を見ながら要望を継続して行うなど、パラオ共和国EEZの入漁に関する対応を行ってまいりたいと考えております。

○13番立石幸徳議員 水産をめぐる状況はですね、最初言った漁業法の関係、これも資源管理と成長産業を目指すという、本来資源を管理するということは、どちらかという成長を抑制するということにつながるわけです。矛盾するようなこの2つを今後目指すんだと、両立させるんだという観点からですね、漁業法も改正していく。それから今言った太平洋の島嶼国もいろいろ資源の大切さ、そういうものからして、他国のですね、漁業を抑制していくということがあって、今後はやはりいろんな意味で、その資源の管理とどうやって産業を持続可能なものにするかという、その両にらみになるんだろうと思うんですけども、この件についても、今後ともですね、しっかりと、そのパラオ共和国が継続入漁をオーケーですと、きちっと決定が出るまでですね、努力をしていただきたいと思います。

次のテーマの質問に入っていきます。

水道事業と下水道事業、今後のあり方ということでお尋ねをいたしますが、両事業ともですね、人口減少、このことで水の使用量が減って事業経営が非常に厳しくなっているわけです。

まず、水道事業においては、鹿児島県がですね、市町村と協議して統合すべき市町村の組み合わせを盛り込んだ広域化推進プラン、これを策定します。そして、そのプランに基づいて、統合を進めた市町村に対して国庫補助金の拡充や地方交付税を増額すると、こういう総務省の方針が出されてくるようです。

また、下水道事業においては、既にですね、本年1月17日にですね、国から県へ、そして2月26日付で県から枕崎市のほうへ、汚水処理の事業運営に係る広域化・共同化計画の策定についてという通知文書がまいているようであります。

県からの通知文の最後のところにですね、今後、広域化・共同化計画の策定に向けた市町村検討体制及び汚水処理施設状況把握のための調査及び説明会を実施しますので、事業担当課長におかれては、検討に向けた準備をするようにというふうに文書の最後はなっているんですね。この調査が本市においては、もう実施されているのか。それから水道、下水道、両事業とも今後、広域化、共同化するに当たって、本市の場合、どのような形の広域化、共同処理が予想されるかお尋ねをいたします。

○松田誠水道課長 まずは水道事業について答弁いたします。

水道事業は、施設等の老朽化に伴う大量更新期到来や人口減少に伴う料金収入等の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、経営健全化の取り組みが一層求められています。

このため、総務省は、県及び市町村等に対し平成26年8月に中長期的な経営計画である経営戦略の策定を要請するとともに、その策定に当たって、広域的な連携強化についても地域の実情に応じ、経営基盤の強化、経営効率化の推進等を図るための一方策として検討するように求めているところです。

そのようなことから、平成28年2月に市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制について総務省から通知がなされ、県を推進役として広域ブロックごとの検討を行っているところです。

本市においては、4市で構成している南薩地区水道協議会で、平成28年度から「できることから相互協力する取り組みなどを進め、業務共同化、施設共同化、官民連携の活用などについてもあわせて検討し、広域連携の発展を目指す」ことを基本方針として、ブロック協議を行っております。また、協議結果の集約や進捗状況の確認のために、県生活衛生課と県市町村課の主導による検討会へ報告を行っております。

協議内容としましては、地区の現状と課題を整理し、基本方針の具現化に向けて、5年以内の短期目標と5年を超える部分の長期目標を定め、具体的な施策ごとに検討していくこととなります。

5年以内の短期目標としましては、地域での情報交換会や技術研修会などの開催、災害時応援協定の締結、合同災害訓練の実施、水道資材の共同備蓄の実施、水質検査の共同委託、薬品資材等の共同購入の検討。

5年を超える部分の長期目標としましては、窓口業務、徴収業務、維持管理業務の共同実施や共同委託の検討、浄水場や配水池などの共同管理や共同設置の検討、各種システムの共同化の検討、人事交流の検討などがあります。

今後は、南薩地区水道事業の広域連携に関する検討報告書を今年度中に取りまとめ、ホームページ等による公表や議会への説明を行うこととなります。

○加治屋昭男下水道課主幹兼管理係長 続きまして、下水道事業について説明いたします。

平成30年1月17日付で、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省の関係4省の連名により、

汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について都道府県に対し通知があったため、鹿児島県から平成30年2月26日付で、各市町村長に対して同様の通知がなされました。

これを受けまして、県主導により、平成30年6月22日付で鹿児島県生活排水処理「広域化・共同化計画」検討会が設立されました。

公共下水道だけではなく、集落排水、し尿処理、浄化槽も含めた検討を行うため、県内全市町村が構成員となっております。

また、平成30年10月10日付で各自治体の現状把握のためのアンケート調査が行われ、その内容をもとに、今後、複数のブロック割や共同化パターンを検討し、最適な計画案を平成34年度中に策定する予定となっております。

「広域化・共同化計画」の内容につきましては、ハード面としては、汚水処理施設の統廃合や下水汚泥処理の共同化があり、ソフト面としてはですね、維持管理及び事務の共同化が考えられております。

今後、検討会において情報収集や意見交換を進め、最適な計画案を決定していくこととなります。

本市としましては、まずは現在の課題であります下水汚泥処理の共同化を優先して協議を進めていきたいと考えております。以上です。

○13番立石幸徳議員 水道、下水道、両事業とも現時点での広域化、共同化、そういった面での取り組みが一応報告されたんですけれども、いずれにしましても今後、2つの事業ともいろいろと大きく、これもですね、変わっていくような状況が予想されるんですね。

ただ、いずれにしましても、これが経費削減、あるいは経営の効率化といいたいでしょうか、そういうものが伴わないと、ただ広域化、共同化でやりますって言うても、むしろ経費増、あるいはその負担増になるような対応っちゃうのは、これはもう意味がないわけですね。

これも今の臨時国会でメディアをにぎわしておりますこの水道法の改正、今回3回目の国会審議になって、どうも今度は成立するような水道法が出てくるんですが、この中でも、今でも論議を呼んでいるその水道事業、水道運営を民間事業者売却すると、いわゆるコンセッション方式といって、自治体がですね、施設や土地を、民間事業者に一定期間、運営権をですね、与えると、こういう法律の内容になってるわけですね。一気にそういったものに向かう前に、本市としても、広域化、あるいは共同化というものはやはり事業運営、事業経営をしっかりと見ながら取り組む必要があろうかと思えます。

当然、両課においてはその辺を認識されていると思うんですけれども、そこで本年3月に本市水道課が発表しました枕崎市水道ビジョン、この中で、既に今度の議会にも出されておりますこの水道課と下水道課の組織統合、もう水道ビジョンの中できちっと方針は示されているんですね。

そこで、9月議会で私も指摘をしてございましたけれども、本市の水道事業の実態として、水道課職員の1人当たり営業収益、これがですね、県下19市の中で一番営業収益が低いんですね。本市は29年度決算で3,430万ぐらいです。県下の平均が5,100万。県下19市で一番収益が低いということは、言い直しますと本市の水道事業が一番効率が悪いと、こういうことになってると思うんです。

今度この組織統合をしましてですね、どういった効果、そして今、具体的に出しました1人当たり収益、こういったものがしっかりと改善されると、こういう状況を確認されているのかどうか、この点をお尋ねしときます。

○松田誠水道課長 今、お尋ねの職員1人当たりの経営成績ですが、経営成績は平成29年度決算資料において提示しているとおり、経営成績を分析する一指標である本市の職員1人当たりの給水人口、給水量、営業収益ともに、県下19市中で低い水準となっていることは承知しております。これは、他市と比較した場合、河川を原水とする管理が複雑な浄水場を有していることや運転管理業務や窓口業務の委託化が進んでないことから、損益勘定職員が多いことが要因であり

ます。

一方、人件費や委託費を含む営業費用が営業収益によってどの程度賄えているか示す営業収支比率や事業の収益性や経営能率を示す営業収益営業利益率は県下19市で上位に位置していることから、経営成績には影響してないことがうかがえます。

本市の場合、職員数の削減を行うための方策として、包括的な民間委託を行った場合、施設の維持管理業務で3,900万円程度、窓口業務などの料金徴収関係業務で4,300万円程度の委託費となることから経営成績等に影響することが考えられます。

今後は、給水工事受付や窓口業務など民間委託ができるか業務を精査し、段階的に移行しながら職員数を削減できないか検討していくところでございます。

また、今回提案してあります水道課、下水道課の統合に伴って、職員が1名減となりますけれども、今、質問がありました職員1人当たりの経営成績には、さほど影響はないものと考えております。

○13番立石幸徳議員 私は、この県内の中で水道課、あるいは下水道課、下水道業務をですね、統合している市、近くには日置市、いちき串木野市、そういったところが既に水道、下水道を1つの課で対応してるんで、視察にも行きましたけれども、串木野、日置、両市ともこの1人当たり営業収益は、串木野市で6,560万、日置市も6,620万くらい、県下平均を超える本市の1人当たり収益の大体、倍になっているんですね。そういうことも勘案しながら、いずれにしましても、今、水道課長のほうからは組織統合によって、この辺が改善される見込みはないということですが、これはまた総務委員会のほうでですね、議案も付託されておりますのでね、そこでももう少し資料をもとに審査をさせていただきたいと思えます。

いずれにしましても、この水道、下水道、両事業とも、人口減少というものがもろに料金収入にはね返ってくる部分ですので、今後とも早急な対応をしなければならぬという認識だけは持って取り組んでいきたいものだと考えます。

次に、人事評価の件で質問をさせていただきます。

この質問に入る前にですね、最初に私、苦言を申し上げなければならないんですが、この本市の例規集の中にですね、私、今回、人事評価を一般質問で取り上げるに当たって、例規集を参照しましたところ、実はその人事評価に関する本市の規程がですね、地公法第40条に基づく規程を例規集の中に収録してあります。

その地方公務員法ですね、第40条を見たら、これはもう数年前に地公法改正で削除されているんですよ。それで、担当の職員にこれどうなってるんだと聞いたら、今、現に例規集にあるという人事評価の規程は、廃止されていますと。そして、つい数日前ですよ、初日本会議のとき、新しいこの人事評価の規程を改めていただいたんですね。もう廃止になっている規程が例規集に収録されてですよ、一番、今、人事評価に当たって参考にしなければならない規程は、例規集には出ていない。これは28年の規程ですよ、4月からな。

要は、何を申し上げたいかというのと、その人事評価なるものに対する取り組み、これをあえて思い出したように言ってるんじゃないかと、実は昨年12月議会、当然12月議会では給与改定の議案が出ますのでね、人事評価についてどういう形で職員の給与、あるいは任用、そういうものに反映されているのかと論議もしたわけですよ。その際も新しい規程の存在も教えていただいている。そこで、まずこの人事評価の結果に応じた措置、これも地公法できちっと規程されていますね、改正後の地公法で。本市は、この人事評価の結果に基づく措置は、どういう対応をされておられるんですか、お尋ねをいたします。

○本田親行総務課長 まず初めに、ただいま議員から御指摘がございました実施規程につきまして、地公法では、人事評価の基準及び方法に関する事項、その他の人事評価に関する必要な事項は、任命権者が定めることになっておりまして、例規集に載すべきものでございますが、28年

度に地公法が改正になり、新たな人事評価規程を定めたところですが、それがいまだ例規集に掲載していないことについては、おわび申し上げたいと思います。

お尋ねの人事評価の結果の活用についてでございます。

地方公務員法の一部改正により、本市におきましては、平成28年度から職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を一般職の全ての職員に導入しております。

お尋ねの人事評価の結果の活用につきましては、被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として、また、職員の人材育成に活用することとしております。

しかしながら、管理職につきましては、人事評価結果を給与等へ反映させておりますが、その他の職員につきましては労使の協議により人事評価の結果は、当分の間、人材育成のツールとして活用することとし、給与等への反映については行ってないところであります。

なお、現時点におきまして、県内19市において、実質的に人事評価の結果を給与に反映させている団体は、本市と阿久根市の2市のみであります。阿久根市におきましては、管理職級のみならず、一般職の全ての職員に対し人事評価の結果を給与等に反映させているとのことでございます。

また、鹿児島県におきましても、人事評価の結果の給与への反映については、本市と同様に管理職については反映させているものの、その他の職員については十分に行われてないとして、人事委員会が地方公務員法の趣旨、規定に基づき、管理監督職員以外の職員についても早急に実施する必要があると、本年10月の職員の給与等に関する報告及び勧告におきまして、報告を行っているところでございます。

本市におきましても、人事院や県の人事委員会における人事評価結果の給与への的確な反映についての報告等を踏まえた対応が求められることから、職員の能力及び業績を適切に把握し、評価の公正性や納得性の確保を図りながら、職員組合とも協議をして、今後、一般職の全ての職員に対し人事評価の結果を給与等に反映できないか検討してまいりたいと考えております。

○13番立石幸徳議員 今、総務課長のほうから説明の中でちょっと触れました、まず鹿児島県の現段階の状況なんですね。これは10月4日付の地元新聞が報道しておりますけれども、鹿児島県の場合は人事委員会を持っておりますのでね、人事委員会は地公法に基づいて勧告ができるわけですね。

本市は、人事委員会はございませんけれども、その中で、全国の状況が報道されております。その中でですね、その給与に、今後の鹿児島県の勧告は、職員給与に人事評価、能力評価をなさいという勧告ですから、この給与に反映させてるのは、全国42都道府県はもう反映させているわけですね、残りはもうわずかなもんですよ。先ほど総務課長が県内19市で阿久根市と枕崎市っていうことを言われますけれども、全国から見たら非常にこの面の反映というのは、私はおこなっている、そういうふうには言わざるを得ないですね。

それから最初の質問で触れました本市の人事評価の実施規程、その中の13条、人事評価の結果の活用という条項がございます。そこで、「人事評価の結果は、被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。」と、きちっと実施規程でも定めているわけですね。

で、今度の12月定例会でもいずれ追加議案として給与改定の議案が出る予定ですが、私は昨年の給与改定の議案のときに、るる当時の副市長にこの件をただしましてですね、1年前は、人事評価はしてますと一般職についても。ただ、それを給与に反映はしておりませんと。しかし、それは給与に反映させるためにですよ、逆に言うと、人事評価をするんじゃないんですか。

それは確かに任用とか分限とかですね、いろんな活用の仕方もありますけれども、一番の評価のものは給与ですよ。ですから、この辺の今後の当局の考え方、あるいはどういうふうに対応す

るのか、市長の考えも含めてですね、お尋ねをさせていただきます。

○前田祝成市長 今、総務課長からも答弁がありましたようにですね、今後につきましては職員組合と協議をしてですね、一般職の全ての職員に対して人事評価の結果を反映できないかと、そこにつきましてはですね、前向きに検討してまいりたいというふうに思います。

○13番立石幸徳議員 全国のですね、大半の公務員にこういったものがきちとなされている中ですね、鹿児島県はどうだって言ったって、やはりきちと公務員は全国どこも一緒ですから、しっかりと努力をしていただきたいということを、これは強く要望をしておきます。

○本田親行総務課長 ただいま立石議員のほうからございましたけれども、新聞報道等によりますと全国でも42都道府県、19市におきましても本市と阿久根市、阿久根市につきましては完全に導入しているところなんですけども、国の調査では本市も鹿児島県も導入してるということになっております。

ただし、県の報告によりましても、完全というか十分に行われてないと、本市におきましても管理職のみの対応でございますので、十分に地公法の趣旨が反映できるように、一般職を含めた全職員に適用がなされるよう今後、職員組合とも協議してまいりたいと思っております。

○13番立石幸徳議員 今、総務課長の、あるいは市長の決意をお聞きしましたのでね、この点、御努力をお願いいたします。

最後に、障害者対策の件でですね、質問をいたします。

今、特に障害者雇用の件でいろいろと取り上げられているんですけども、私は個人的には、この障害者対策というのは、決して特異な一部の方たちのための問題とか、福祉とか、そういう問題ではないと考えております。つまり、なぜかという、自分自身がですね、この現代社会においてはいつ何どき障害者になるかちゅうのは誰もわからないこと。本当にそのリスクという現代社会ではいつ何どき自分が障害者になるかわからないというそういう状況だと考えておりますのでね、障害者問題というのは一部の方の問題じゃない。極めて一般的な問題だっていうそういう認識からいろいろお尋ねをするんですけどもね。

まず、本市においては、障害者に関する法制度に対応するため、これも、平成19年3月に枕崎市障害福祉計画というのを策定しております。最新の計画では、今年3月にこれもいただいたんですが、第2次障害者計画、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画というのが、今現在、枕崎市の障害者関係の計画になっております。

この計画書の中の49ページにですね、雇用・就労の関係で、こういう記載があるんで、少しその計画書の中から引用しますが、「本市においては、関係機関等と連携を図り、就労支援に取り組んできましたが、就労支援体制、企業等の障害や障害者に対する理解が十分ではないこと等により、雇用の場が限られており」と、こう書かれているんですね。この記載をわざわざ紹介するには、後もって意味があるんですけどもね。企業等の障害や障害者に対する理解が十分ではない。そのため、雇用の場が限られているんですよ。

しかしですね、まず、枕崎市役所自体の障害者雇用の実態、これはどうなっているんですかね。それから、第1点は、市職員採用に当たって、障害者採用について何か条件を付与されているのか。もう一点は、現在の枕崎市役所の法定雇用率は幾らで、実際の雇用率は幾らになっているのか、この2点をお尋ねいたします。

○本田親行総務課長 市役所の障害者の雇用状況等について、まず申し上げます。

厚生労働省鹿児島労働局は、本年10月22日に県や市町村の機関における平成29年6月1日現在の障害者の任免状況等を公表いたしました。この数値につきましては、中央省庁等の障害者雇用数の水増し問題発覚後に行われました各自治体における再点検後の数値となっております。

平成29年6月1日現在の国及び地方公共団体における障害者の法定雇用率は2.3%と定められていますが、本市がこの法定雇用率を満たすためには、障害者6人の雇用が必要となります。

しかしながら、算定上5人の雇用にとどまっており、1人の雇用が不足している状況にあります。

なお、平成29年6月1日現在における本市の障害者である職員は4人ですが、うち1人が重度身体障害者でありますので、身体障害者または重度知的障害者は、その1人をもって2人とみなされるため、5人の算定となっているところでございます。

また、申し添えますと、昨年度は調査の基準日である6月1日以降に障害者手帳を取得した職員が1人おり、その時点で法定雇用率を満たしたところではありますが、30年4月1日以降の法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられたため、現状といたしましても、1人の雇用が不足しているところでございます。

それからもう一点、本市におきましては、障害者の雇用機会を確保するため、平成26年度に実施した職員採用試験から一般事務職に障害者手帳の保有者を別枠で募集しておりますが、募集事項に3つほど受験資格を記載しております。

その1つ目が、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、2つ目が、自力により通勤でき、かつ、介護なしに職務の遂行が可能な者、3つ目が、活字印刷文による筆記試験に対応できる者としております。

中央省庁等の障害者雇用の水増しが発覚後の本年10月15日に財務省が告知した事務補助員の募集において、応募資格に自力により通勤でき、かつ、介護なしで業務の遂行が可能であることと定めたことに対し、障害者団体が、これは特定の障害者を排除する欠格条項であり障害者差別であると強く抗議したことが報道されました。

ただいま申しましたとおり、本市の障害者の受験資格におきましても、同じ内容を掲げておりますので、障害者雇用促進法の理念を踏まえ、適正に対処ができるよう、国や県、他の団体の取り組みを参考に、今後検討してまいりたいと考えております。

○13番立石幸徳議員 ですから、障害者の本市役所の雇用率も達成していない、それから市職員採用に当たっても、その不適切な条件がなされている。私、これは皮肉を込めて言ってるんじゃないんですね、企業等の障害者に対する理解どころじゃないですよ。まずは我が市役所が障害者に対する理解がなされていない。ですから、一番足元からしっかりしてですね、さっき言ったその計画書にですね、本市全体の企業も障害者にきちっと理解を示すようにというなら話はわかりますよ。その辺はしっかり、その足元をしっかりとしてから取り組んでいただきたいと思います。

余り時間ありませんけどね、これもどうしても言っておきたいんで、この公的な発行物、例えば広報まくらざき、あるいは枕崎市議会報、こういったものが点字化とかそういうものがなされて、社会的障壁の除去というものにどういった対応をしているのか、最後の最後に聞いておきます。

○山口英雄福祉課長 公的発行物の点字化っていうことでございますけれども、視覚障害者等に対します行政情報伝達の取り組みといたしまして、県のほうでは、点字による県政かわら版を県身体障害者福祉協会に委託して発行しておりますほか、県下19市中、鹿児島市、日置市など8市が点字による広報紙を発行しているようでございます。

本市におきましては、点字による広報紙の発行はしてございませんけれども、ボランティアグループの協力をいただきまして、毎月発行する市の広報紙を音訳いたしまして、希望者に配布することにより、行政情報の伝達に努めているところでございます。

○新屋敷幸隆議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時41分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下竹芳郎議員。

[下竹芳郎議員 登壇]

○11番下竹芳郎議員 おはようございます。

12月に入り本格的に寒さが増してまいります。風邪など引かぬよう健康には御留意していただき、新しい時代に向かう平成最後の年を元気に迎えましょう。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

私は6月議会におきまして、本市の魅力についてお尋ねをしました。そこで市長は、住んでいるところに対する煩惱が市民の魅力だとおっしゃいました。

枕崎の未来を担う子供たちが、ふるさとに煩惱を持ってもらうため、誇りを持ってもらうために郷土教育に取り組んでいると思いますが、これに対する市長のお考えをお聞かせください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 私は6月議会でご答弁したとおり、市民の魅力を町の魅力にしようという考えがあります。市民の魅力とは、見返りを期待しない地元愛です。まさにおっしゃられた煩惱です。そのような地元愛を子供たちに育てるためには、故郷のよさを、ふるさとのよさを知ってもらうことです。

例えば、人情味あふれる人柄、助け合いの精神など心に関すること。また、本市のかつおぶし、電照菊、お茶のように全国的にも誇れる産業や伝統芸能、文化のことなども学ばせることで、そのことが故郷を誇りに思う子供を育てることになるというふうに考えております。

○11番下竹芳郎議員 ありがとうございます。本市の児童生徒は、学力調査において、特に中学校は優秀な成績をおさめています。生徒の努力はもちろんですが、指導に当たった先生方、関係者の方々に敬意を表します。

小中学校では、本市の産業や伝統、歴史、文化等を教えていると思いますが、教育委員会は重点目標に3つの教育の推進を掲げています。その中に郷土の「郷」と書いて、郷育の推進とありますが、具体的にどういった取り組みなのか教えてください。

○益満裕美学校教育課長 小学校では、三、四年生の社会科で枕崎市の産業や伝統、歴史等について学習をします。また、全ての中学校でかつおぶし工場などで職場体験学習を行っています。全ての学校で郷土を学ぶ学習をしております。

取り組みを御紹介しますと、別府中学校では茶摘み体験で収穫した茶葉を給食センターに食材として提供しています。桜山小学校ではかつおぶしを使ってだしをとり、味わうといった授業を行っています。さらに立神中学校では、江戸時代、枕崎にかつおぶし製法を伝えた森弥兵衛を題材とした創作劇を文化祭で発表しました。

市教育委員会では、枕崎駅を訪れた観光客が旅の感想等を記した思い出ノートから抜粋して冊子を作成しました。枕崎中学校ではその冊子をもとに、枕崎に感動した北海道の大学に在学している青年の話をもとにした創作劇を文化祭で行いました。

このように、本市の小中学校では郷土を学び、郷土に学ぶ教育を推進しております。

○11番下竹芳郎議員 その郷土教育、体験学習のときの児童生徒の反応、感想とかがあれば教えてください。

○益満裕美学校教育課長 体験学習の感想を幾つか御紹介します。

まず、かつおぶし工場での職場体験学習の感想です。初めてかつおぶし工場での職場体験をして、まきくべや荒節の箱詰め作業をした。大変な仕事と感じたが、よい体験ができた。また、枕崎のかつおぶしをもっと知ってほしいという気持ちが強くなった。枕崎に住む私たちだからできることを少しずつしていきたい。

次に、茶摘み体験からです。一芯二葉に気をつけて葉を収穫するのは大変だったが、作業を終えたときに達成感を味わえた。枕崎はお茶が有名だと胸を張って言えるよう、お茶についてもっ

と知りたいと改めて思った。

最後に、かつおぶし製法を伝えた森弥兵衛の創作劇からの感想です。劇を演じる時、枕崎の方言を話すことが難しかったがうまく演じられた。枕崎のかつおぶし製法の歴史を演じてみてよくわかった。このように体験学習を通して、枕崎の産業や伝統、文化などをさらに学びたいという様子がうかがえました。

○11番下竹芳郎議員 体験学習等は大変すばらしい取り組みだと思います。枕崎でしかできないものもありますので、どんどん進めていただきたいと思います。

本市の児童生徒は、さっきも述べましたように学習能力の高い子供たちなので、理解力、吸収力もあるので、いろんなことを覚えてくれると思います。

次に、枕崎で起こった苦難の歴史、これも教えて伝えていかなければいけません。

明治28年に枕崎における海難事故で最大の悲劇と言われる黒島流れは、郷土読み物資料集「枕想子」の中に、どのような出来事だったのか小学生にもわかりやすく掲載されていますが、そのほかにも枕崎大空襲や枕崎台風、ルース台風等の甚大な被害、そこから立ち上がった様子等、どのように子供たちに教えていますか。

○益満裕美学校教育課長 まず、枕崎大空襲については、枕崎が激しい空襲を受けて、ほとんどの家が焼け、亡くなった人やけがをした人がたくさんいたことを学びます。多くの市民が、多大な被害を受け苦しんだことを学ぶ中で、それにも負けずに前向きに生きてきたことを学習しています。また、総合的な学習の時間で、地域の高齢者の方から戦争体験を聞き、戦争の悲惨さを学んでいます。枕崎台風、ルース台風については、小学校の社会科で枕崎台風、ルース台風の時期や被害状況、そして風水害から守るといった防災の学習をしています。

どちらの内容も、枕崎市教育委員会が作成した社会科副読本「わたしたちの枕崎市」を使用し学習をしております。このような学習を通して、枕崎市民が戦争や自然災害から立ち上がり、前向きにたくましく生きてきた歴史を子供たちに伝えております。

○11番下竹芳郎議員 実際、戦争や当時の台風等を経験された方に語り部となっていただき、教えていただきますとリアリティーもあるのではと思います。

話は変わるのですが、NHK大河ドラマ「西郷どん」も佳境に入ってきて、来週から西南戦争のシーンの放送が始まります。この西南戦争には枕崎からも458名の方が従軍し、126名が殉難されています。その中で鹿児島における涙橋の戦いは、政府軍との壮絶な戦いの末、枕崎の部隊90名の方が亡くなったと言われております。こういう史実があったことも後世に残していかなければいけません。

苦難を乗り越えて、先人たちが築き上げてきたからこそ、現在の枕崎があることを教え伝えていくことによって、ふるさと枕崎に、なお一層の誇りを持つことができます。よろしく願いいたします。

次に、枕想子の資料の中に郷土芸能であります太鼓踊りに参加した中学生の感想が掲載されておりました。踊っていて歴史の重みを感じるというようなことを書かれていました。

先日行われた豊年祭りにおきまして、この太鼓踊り、棒踊りが神社に奉納されて、伝統漂う厳かな中にも勇敢な舞を拝見させていただきました。このような郷土芸能は、未来へ受け継いでいかななくてはならないと思います。

教育行政の中に伝統芸能の保存・伝承及び後継者育成への支援とありますが、保存会の方々もこの後継者問題には御苦労なされているようです。保存会の意向等も考慮しなければいけないと思いますが、このことをどのようにお考えですか、よろしく願いします。

○中嶋章浩文化課長 現在、枕崎市郷土民芸保存会の団体として、山下・水流太鼓踊り、東鹿籠太鼓踊り、山口棒踊りなど11団体13種目が加盟し、年間を通してさまざまな活動を行っております。同保存会の規約の目的に、郷土民芸を発掘・顕彰し、郷土民芸の保存と振興に期するとあ

ります。各団体への継承費として補助金や財団等の支援を受けながら、保存と継承に努めているところでもあります。後継者育成について、児童生徒数が減少する中、踊り手の確保が大きな問題となっております。

先ほど議員からも話があったとおり、豊年祭りで山下・水流太鼓踊りの代表者から踊り手への懸念を多く聞かされる場所がありました。その一方で、「父の姿を見て自分も出たいと思った。しっかり踊れた。」と、ことし新たに加わった桜山中学校の生徒のインタビュー記事が地元新聞に掲載されており、頼もしい一面もありました。

郷土芸能の継承は、地域が育むといったことが大切で、そこには熱心な指導者の尽力があり、今日まで郷土民芸が守られてきております。

例えば、立神中学校の文化祭では、伝統芸能、塩屋四ツ竹踊り・笠踊りが披露されました。塩屋地区に住む中学校の女子生徒10名が舞台発表を行ったところでもあります。そこには地域に踊りを指導する方がおられ、夏休みの期間や発表前など熱心に郷土民芸を絶やすまいと子供たちに指導しておられます。

これからも地域と学校が連携し、郷土民芸が継承できるように行政としても支援していきたいと考えております。

○11番下竹芳郎議員 伝承は、親の背中を見せることも大事だと思います。学校教育、行事等で実際に行えば、慣れ親しんでくると思います。これこそ郷土教育の真髄だと思います。

その土地に生まれ育ったからこそ、ゆかりがあるからこそ参加できると思いますので、後継者の育成は、先ほども言いました保存会の意向も十分考慮しながら取り組んでいてもらいたいと思います。

次に、学校給食における地産地消の推進も郷土教育の一環と考えます。

先日、総務文教委員会の所管事務調査で、私は所属委員ではなかったんですが同行させてもらい、桜山中学校で37年ぶりに給食をいただきました。意外と、と言うのは失礼なんですけど、とてもおいしくいただくことができました。その日は偶然だったのか、枕崎牛を使った献立で御飯も地元産でした。地場製品の向上という取り組みがありますが、現在どのくらいの割合で地場産品を使用しているんですか。よろしくをお願いします。

○豊留信一給食センター所長 学校給食センターでは、これまでも郷土愛を育む心や食物に対する感謝の気持ちを育てていくという食育の観点から、地場産品を取り入れた献立を工夫して、児童生徒に提供しております。

地場産品をどのくらいの割合で使用しているのかということですが、平成29年度の給食食材の物資代での割合で申しますと、かつおぶしやカツオを使った加工製品を使用する場合は全て枕崎産、牛肉を使用する場合は、月1回程度ですけれども、全て枕崎牛を使用、豚肉を使用する場合は、鹿籠豚に限った使用割合は約2割程度です。

主食である米飯の枕崎産米の使用割合は、月1回程度ですけれども約1割、野菜類においては生鮮野菜の場合、枕崎産を細かく割り出すのは難しいところですが、仕入れ先を地元の生産者出荷協議会に限定した場合は、約2割を使用しております。そのほか、お茶の葉を使用した献立や果物を提供する場合は全て枕崎産を使用しております。

○11番下竹芳郎議員 先ほど、地元産の米は月1回、1割使用ということですが、今、米食とパン食の割合はどうなっているんですか。

○豊留信一給食センター所長 米飯とパン食の割合ですけれども、1週間の給食では米飯が月・水・金の3回、それからパン食が火・木の2回、そして月1回は、パン食の日にソフト麺を主食として提供しております。

○11番下竹芳郎議員 ということは、米食とパン食は3対2。児童生徒に人気のある地元産品を使った献立は、どういったメニューがありますか。

○豊留信一給食センター所長 毎年、中学校3年生を対象にリクエスト給食ということで、アンケートを実施しております。その中でリクエストの多い献立としまして、枕崎牛のサイコロステーキ、枕崎牛の焼き肉炒め、カツオの腹皮のホイル焼き、カツオのカップ焼き、お茶蒸しパンなどが人気の献立でございます。

○11番下竹芳郎議員 献立表の中に例えば、きょうは地元産品ですよっていうような紹介とかもあるんですかね。

○豊留信一給食センター所長 献立表の中にですね、かつおぶしのすまし汁とか、カツオを使った料理を入れるときには、何といたしますかね、鯉節協会のロゴといたしますかね、その印を献立表の中に入れておりますし、そして毎月24日が節の日となっております。それにあわせて枕崎産の食材を提供すると。かつおぶしを使っただし汁でありますとか、そういったものを提供しております。

○11番下竹芳郎議員 決算委員会のときの答弁で、地元産品を使うと品物によってはコストの上がる物もあるということでしたけど、その辺はやりくりをしていただいて、より多くの地場産品を使ったおいしい給食を愛情込めてつくっていただくと子供たちも煩惱を持っていただくはずですよ。

きょうは、私なりの範疇の中で郷土教育について質問をさせていただきました。郷土教育は、ここでしかできない、まさしくオンリーワンの授業、教材です。今の小中学校のカリキュラムでは、こればかりに時間を割くことはできないでしょうが、郷土教育はふるさとの誇り、自信、また自慢になり、そのことが煩惱にもつながります。

本来ならば、家庭や地域でも教えていかなければいけないのですが、最近はその辺が薄れてきていますので、学校教育の中で、中身の濃い、質の高いものを教えていただければと思います。

丸山教育長が枕崎にいられて、3つの教育の推進を重点目標に掲げております。その中の1つの枕崎の郷土教育をこれからどういうふうに進めていきますか。教育長の思いを聞かせてください。

○丸山屋敏教育長 私が郷土教育を進めているのはですね、今、国際化で小学校の3年生から外国語活動が入ってきました。これまでは中学校で英語をやっていたんですが、国際化ということですね、外国語が小学校3年生から始まりました。

その一方でですね、学習指導要領では、我が国の文化や伝統を尊重する態度を育てるというのがうたわれているんですね。それで例えば、武道、それから音楽では和楽器、中学校では古文を重視しなさいということがうたわれているんです。

そういうことですね、国際化の時代を生きるためには、やはりふるさと日本、ふるさとをしっかり知って初めて、国際化を生きる人間が育てられるんだというふうに私は思っております。そういうことからですね、3つの教育のふるさとの郷育を重点にしたわけでございます。

それで、現在、たくさんの行事をやっております。私が着任してからもアートストリートの見学会とか鑑賞会というのでも設けました。これからはですね、学校差が出ないように、そしてですね、やっぱり学校はですね、何といても校長先生です、教頭先生です。そのリーダーシップが発揮されないですね、組織は腐ってしまいます。

そこで私は、年間4回ですね、管理職の研修会というのを土曜日の午後から特別にさせていただいて、例えば薩摩酒造に行ったりとか、花火の会社に行ったりとか、それからフランスかつおぶし工場の水産加工組合でしょうか、そこに行って勉強したりしています。そういうことですね、管理職も勉強してもらって、そして学校に、その子供たちに教えていくということをやりたいと思っております。

枕崎にはたくさんですね、いいところがあります。しかしですね、私は駅前にある思い出ノートから20ページ近くですね、抜粋して小冊子をつくり学校に配りました。

まだですね、子供たちの気づいていないところがたくさんあります。思い出ノートにはですね、47都道府県から、全ての都道府県から来ています。そしてリピーターもいます。その中で、枕崎の子供たちは挨拶がいいということを書いておる人も何人もおられました。

そういうですね、枕崎のいいところ、これはまだまだですね、子供たちが気づいていない、先生も気づいていない、そういうところをですね、教育委員会では見つけてですね、そして枕崎の学校を卒業してもですね、ふるさと枕崎はすばらしかった、ここで自分は生まれて育った、そういうことを誇りに思う子供たちを育てていきたいとそのように思っています。

これからもそういうことで、努力していきたいと思しますので、どうか議員の皆さんも協力をしていただければというふうに思います。

○11番下竹芳郎議員 ありがとうございます。すばらしい御答弁を本当にありがとうございます。その方針を遂行していただくようお願いいたしまして、次の質問に入ります。

枕崎のにぎわい・活性化について質問をいたします。

先ほども教育委員会のほうから紹介があったんですが、私も紹介しようと思って、「私たちの街、枕崎市を誇りに」と題しまして、駅の来客者に書いていただきました思い出ノートを教育委員会のほうでまとめていただいた、こういう冊子があるんですが、読んでいてですね、47都道府県、海外の方、こんなにも枕崎のことを愛してくれているんだと思うと涙が出てきました。本当にありがたいことであります。読んだ方もいらっしゃると思いますが、ぜひ読んでいただくと心に響くものがあります。こうやってたくさんの方々枕崎駅に訪れてくれます。

3年目を迎えた「枕崎駅」から始まる街づくり事業は、ことしは3つの団体で4つのイベントを開催して、大変なにぎわいで市民の方々も大変喜んでくれております。それぞれのイベントの来場者、それから波及効果等を分析していれば教えてください。よろしくお願いします。

○下山志水産商工課長 「枕崎駅」から始まる街づくり事業は、少子高齢化や人口減少、郊外への大型商業施設の進出等により、町全体の活性化に課題を残す中、各種団体において、イベント開催等によるまちおこしの機運が高まっていることなどもあり、交流人口受入起点として、新たに整備された枕崎駅や隣接する駅舎前広場を活用して、年間を通じた定期的なイベント等の開催を行うことで、市民や各種団体間の一体感を生み出し、街のにぎわいを創出するための一助として、また各種団体が行うまちづくりの自主性及び自立を促すことを目的に、鹿児島県の地域振興推進事業を活用して、平成28年度から3カ年の継続事業として開催してきました。

3年目となる今年度は、7月にかつおのまち枕崎よさこい祭りを、9月にまくらぎ屋台村を、10月にダンス&ミュージック・ハロウィンフェスタを、11月にまくらぎラーメンまつりの4イベントを実施しております。

お尋ねのそれぞれの来場者については、実施団体発表として把握しておりますが、かつおのまち枕崎よさこい祭りについては、開催初日が豪雨であったこと等もあり約500人、まくらぎ屋台村が約2,500人、ダンス&ミュージック・ハロウィンフェスタが約2,000人、まくらぎラーメンまつりが約1,500人の合計6,500人となっているということでもあります。

各イベントそれぞれが趣をもって開催されておりますが、その波及効果について整理しますと、かつおのまち枕崎よさこい祭りでは、九州各地から訪れる関係者やイベントを見て楽しむ方々の入り込みがあったことから、イベント会場におけるにぎわいはもちろん、飲食店や宿泊施設への波及効果があったほか、まくらぎ屋台村では、市民の夕涼み的な文化の楽しさがあったこと。ダンス&ミュージック・ハロウィンフェスタでは、子供から大人までが一体となった取り組みとなったこと。また、まくらぎラーメンまつりでは、高校生と市内飲食店が一体となって市民サービスの機会を生んだことなど市民の集いを初め、交流人口増によるにぎわいを創出したと考えております。

○11番下竹芳郎議員 「枕崎駅」から始まる街づくり事業は3年間あったんですが、この全事

業数と総来場者数がわかれば教えてください。

○下山忠志水産商工課長 平成28年度から3カ年で進めてまいりました。

平成28年度につきましては、6つの事業を行っております。（このページに訂正発言あり）
28年度の来場者数は9,100人、29年度はイベントを計画しましたが、台風、それから大雨等により中止が相次いだわけでございますけれども、開催できたイベントにつきましては、5つのイベントを開催できております。約4,500人の来場者ございました。

平成30年は先ほど答弁いたしましたとおり、4つのイベントで約6,500人の来場者というふうな形になっております。

○11番下竹芳郎議員 そしたら、延べ数が2万人ぐらいということですね。この「枕崎駅」から始まる街づくり事業は、今年度で補助事業としては終了すると聞きますが、継続して続ける団体はノウハウもありますから、自立して事業を行えるところもあると思いますが、もし新規でイベントをやりたいという団体があらわれたら資金面の問題等も出てくると思います。そこで、来年以降はどのように対応いたしますか。

○下山忠志水産商工課長 申しわけございません、先ほどの質問で答弁の訂正をさせていただきます。

平成28年度の来場者数でございますけれども、イベントを6イベントと申し上げております。実際は5イベントでございます。まことに申しわけございません。訂正してお詫びいたします。

先ほども申し上げましたけれども、この「枕崎駅」から始まる街づくり事業は、平成28年度からの3カ年の継続事業として、県の地域振興推進事業の採択を受け、今年度が最終年度であります。

この事業は、各種団体が開催するイベント等へ支援することで、街のにぎわいを創出するきっかけづくりとして、各団体の自主性及び自立を促すこととしております。3カ年が終了した来年度以降は、市民や市内各種団体それぞれが街のにぎわいのために活動することが基本であると考えております。

こうした中、鹿児島県南薩地域振興局から平成31年度地域振興推進事業の要望の募集がありましたので、枕崎駅舎前広場と昨年度から2カ年で、カツオのまち賑わい空間事業として、同じく地域振興推進事業で整備中の松之尾駐車場周辺を活用した賑わい創出魅力アップ事業を11月に申請したところです。今後、採択の可否について、鹿児島県において協議・検討されるものと考えております。

○11番下竹芳郎議員 これまで事業を行った団体で、来年以降もイベントを続けたいというようなことは聞いていますか。

○下山忠志水産商工課長 これまで実施していただいた団体の方々の意向をもとに、この県の来年度からの3年間の地域振興推進事業の要望を行っております。ちなみに、4団体が予定をしているというふうなところでございます。

○11番下竹芳郎議員 また、このような同等の補助事業を今申請しているということですので、ぜひ採択されるようお願いいたします。これまで事業を行った団体は、こうやって盛り上げてにぎわいを醸し出していますので、イベントをするのは大変な労力が必要ですが、続けてほしいと期待いたします。また、新規の団体もどんどん手を上げてチャレンジしていただきたいです。

続きまして、ことしに入り枕崎駅に隣接する商業施設が解体され更地になっていますが、地権者等の意向等もありますが、将来的にそこを利活用するような計画はありますか。

○下山忠志水産商工課長 枕崎駅の北側に隣接する商業施設が本年9月に閉店し、更地になったことは承知しております。跡地の利用ということでございますが、当該用地が民有地でありますし、私どもとしては跡地の利用計画は持ち合わせておりません。

○11番下竹芳郎議員 計画は未定ということですが、駅舎はグッドデザイン賞ですかね、を受賞しています。隣接地の件は別といたしまして、市長の将来的に描く枕崎駅周辺のビジョン、どういうふうにデザインしたいというイメージがあれば教えてください。

○前田祝成市長 枕崎駅のビジョンということですが、「枕崎駅」から始まる街づくり事業は、今、水産商工課長からもありましたけれども、それぞれのイベントが効果を発揮して、市内外からの多くの集客を呼び、一定の効果を上げているものと認識しております。

今後は、イベントの定着に加えまして、日常的な街のにぎわい創出への、そういう取り組みが必要となってまいります。チャレンジショップ事業等を利用した出店促進に加えまして、駅を出発点とした観光ルートの掘り起こしなどで、さらに駅から始まる人の動きを活性化するための取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

先日、自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会というのが立ち上がりました。本市も会員市として参加しております。自転車に限らず、いろんな交通機関含めてですね、人の流れを活性化していく施策についても積極的に取り組みたいというふうに考えております。

また、長期的には、持続可能な強靱なまちづくりが求められるというふうに考えております。国連が提唱しているSDGs（エスディーゼズ）、2030年を目指した17のゴールについてもですね、本市としても積極的に取り組んでいこうというふうに考えております。枕崎青年会議所、JCもですね、来年度からこのSDGsに取り組むとおっしゃっていらっしゃいます。各団体等とも連携をしながら、行政としても持続可能な開発目標を掲げてまいりたいと思います。

そしてもう一つ、まちづくりを進めるに当たって、市民の皆様との協働が非常に大事になってくるかというふうに思っております。先般の市長との語る会ということですね、学校再編など教育に関する市民との議論も進めていくという約束をいたしました。

まちづくりにつきましても、市民との議論、これを進めていく必要が非常に大事、協議をしていくことが非常に大事だと思いますし、それを大切にしていきたいというふうに考えております。

先ほど紹介しましたSDGsの基本理念に、誰一人取り残さないという理念があります。この理念で、本市も進んで市民の皆さんとの協議を進めていこうというふうに考えているところでございます。

○11番下竹芳郎議員 ありがとうございます。日本全国から愛されてる本土最南端の始発・終着駅です。今、言われた市長の思い、市民の皆さんのいろんなアイデアを出し合って、なりは小さいですが、夢のあるでっかい駅に育てていきましょう。

それでは、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○新屋敷幸隆議長 以上で、下竹芳郎議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午後1時9分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○7番清水和弘議員 通告した主題に基づき質問いたします。

本市は最近、個人を相手にした裁判問題で、鹿児島国道事務所から警告を発令されながら解決できないことに、私は市民代表の議員として仕事ができているのか反省している日々でございます。

そこで、市職員の意識改革について再度質問いたします。

9月議会で職員の民間会社への派遣について質問したとき、市長は私も副市長も民間会社出身で、民間のノウハウという部分は、日常の仕事の中で伝えていけると答弁されました。私は、こ

のような市長の職に対する意識改革に疑義を感じているところです。

9月議会終了後に職員の意識改革について、多くの市民の声を聞き取りました。市民の声として、民間企業に派遣され現場の厳しさを肌で感じるからこそ、職員の意識改革はできるんだと、そのような声が大多数でした。

また、近隣自治体でも毎年県庁やほかの自治体に職員を派遣している状況です。市職員の派遣について、市長は現在も9月議会の答弁と同じであるのかお伺いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 さきの9月議会の一般質問で、議員からございました民間企業への職員派遣についての私の答弁に対するお尋ねであります。その際、私が答弁いたしました内容につきましては、限られた職員数の中で派遣を何人できるのかといった課題等もあるものの、民間企業であったり、また東京、大阪、福岡の鹿児島県事務所であったりと、職員派遣研修を行うことは職員の視野を広げるという意味でも非常に大事なことでありたいと思っております。そして、申し上げました。

また、加えて、私も副市長も民間企業の出身でございますので、民間企業における仕事のやり方等のノウハウという部分は、日常の仕事の中でも広く職員にどんどん伝えていきたいと考えていることを申し上げておまして、その考えに全く変わるところはございません。

○7番清水和弘議員 市長は9月議会で、職員の研修というのは非常に大事だと思う、職員数の問題とか、派遣を何人できるのかとも言われました。

研修については、現在、短期間でいろいろな問題について県庁に出向していることを私も存じ上げております。

しかし、地方公務員法第39条には、勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会を与えなければならないとあります。

また、本市条例では職員の民間会社への派遣についてどのようになっているのか、そしてまた本市財政状況や市民感情を考慮し、職員の意識改革のため、民間企業に派遣することを早期に実施すべきだと思いますけど、市長にお尋ねいたします。

○前田祝成市長 ただいま申しましたとおり、民間企業への職員派遣につきましては、非常に大事なことでありたいと思っております。民間企業への職員派遣の意義につきましては、民間企業の効率的な業務運営、あるいはコスト意識、サービス意識等を習得して、職員の意識改革を図ることにあると思っております。

現在、民間企業への職員派遣は行っておりませんが、まずはできることからということで、10月から入庁3年目の職員を枕崎青年会議所へ派遣を始めました。枕崎の将来を担う経済界の方々との職員が近いところで活動できることは、市にとっても非常にプラスになることであると思っております。

また、本年度実施しました職員採用試験から、一般事務職の年齢要件を29歳から35歳へ引き上げたことで、民間企業等での勤務経験を持つ、そういう方の採用の機会が広がりましたが、そういった方々が市役所で勤務されることで、他の職員にも刺激を与えてくれるものと期待しているところでございます。

○7番清水和弘議員 市長が言うことはわからなくてもないですけどね。

ほかの自治体ではですね、ここに資料もあるんですけど、大手の量販店に派遣にやっていますね、すごく職員の動きが変わったという例もあるんです。

市長の考えは考えで受け取りますけど、それを市民がどのように判断するかなんですよ。要は、改善がないと、今、枕崎市はどこが悪いのか、そこをもっと真剣に考えていただきたい。

次に、本市条例の企業等派遣研修実施要綱の第1条に、職員を民間企業等に派遣し、職員の意識の改革と資質の向上を図るとあるんです。本気で市職員の意識改革に取り組むことを要望し、

次の質問に移ります。

歳出総額に占める職員人件費割合が、本市財政の大きな負担となっていることは皆さん御存じだと思います。本市ホームページに記載されている平成30年4月1日現在の職員の合計数は315人となっています。ところが、例規集に記載されてる本市職員の合計数は416人になっています。現在の職員合計数と条例で定めた定数では、100人程度の違いがあります。条例を改正する必要はないのか。

また、本市職員の人件費比率状況について、当局はこれまで職員の平均年齢が高いことが原因と言われてきました。昨年の職員の平均年齢は45.5歳となっている状況です。それでも、本市は歳出総額に示す割合は20.23%、他市はほとんど16.何%、17%以下です。県下19市の中で最も高くなっています。また、南さつま市においては、職員の人件費割合を1%程度に持っていこうという話も聞いておるんです。

このような本市の状況を市長はどのように考えているのか。この市職員の示す給与割合が、今現在、枕崎の住民はすごく不満になっているんです。その辺について市長はどのように考えておるんですか。

○前田祝成市長 まず、職員定数条例の見直しについては、条例定数と実際の職員数とが乖離してきている状況等を踏まえての検討が必要であり、また人件費率が19市の中で最も高いことについては、財政の弾力性に影響を与えているというふうに考えております。

そこについては、今、議員が申し述べられたとおりでございますので、その現状については、真摯に受けとめたいというふうに思っております。詳細につきましては、担当課長に答弁させます。

○本田親行総務課長 初めに、条例定数と実際の職員数との開きについてでございますが、これまで行財政改革を推進してきた中で、市立保育所及び妙見の里の民営化、学校給食センターの調理・配送部門の民間委託、市立図書館への指定管理者制度の導入、事務事業の見直しなどによる正規職員の嘱託員化などによって、職員数の削減を図ってきましたことから、条例定数は実際の職員数と乖離している状況でございます。

職員定数条例の見直しにつきましては、少子高齢化の進行などに伴う行政課題や社会経済情勢の変化への対応、また今後の定年延長、会計年度任用職員制度の導入など、考慮すべき課題や問題等もございしますが、条例定数と実際の職員数とが乖離している現状等を踏まえまして、今後検討していく必要があると考えています。

次に、歳出決算額に占める人件費の割合が高いことについてでございますが、現在公表されています平成28年度の普通会計決算状況を見ますと、本市の歳出決算額に占める人件費の割合は20.2%で、県下19市の中で最も高くなっており、続いて南九州市の17.7%となっています。

このことにつきましては、職員数の年齢構成の偏在等により、一般行政職の平均年齢が19市の中で最も高くなっていることなどで、人件費そのものの負担が大きいことを初めとしまして、一部事務組合への加入状況や歳出決算規模が小さいことなどが要因として挙げられるところです。

人件費比率のみをもちまして、財政状況を判断することは難しいところもございしますが、経常収支比率の状況を見ましても、本市の財政の弾力性が乏しくなっていることには間違いございませんので、今後とも市税などの自主財源を確保するとともに、義務的経費を初めとする経常的な経費の削減に努めていかなければならないものと考えております。

○7番清水和弘議員 この人件費比率の割合についてですがね、合併した自治体は高いんですよ。本市は合併してないのに20.23%、これだから私はここに意識改革は必要だと思ってるんですよ。

次にですね、2045年度の本市人口は1万1,612人と予想されております。財政規模も減少していくことが予想されております。本市職員定数条例に掲げる416人の職員定数を本市人口規模に適合した定員にするよう要望して、次の質問に移ります。

平成25年4月17日判決言い渡しのあった所有権移転登記手続控訴において、判決は本市の訴訟について、一審では控訴棄却となっております。本市職員に多くの手違いがあったため、このような判決に至ったと私は判断しております。

地方公務員法第33条では、職員は、その職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるような行為をしてはならないとあります。また、憲法15条においては、公務員は全体の奉仕者であり、一部の奉仕者ではないと記載もされております。

このような事案再発防止のため、職員の意識を高めるため、市長は今後どのように対応しようと考えているのか質問します。

○前田祝成市長 ただいま質問にありました平成25年4月17日の判決言い渡しのあった控訴審においては、第一審での判決に対し、原告、被告双方が控訴しましたが、それぞれの主張が認められず、双方棄却の判決となり、第一審での判決内容で判決が確定しました。

そもそも、この案件が裁判に至った発端は、裁判で争った土地について、市が分筆登記、所有権移転登記を行っていなかった、そのことが原因であります。

現在においては、事前に戸籍調査などを含めた用地調査を行い、登記可能かどうかを確認することを徹底することにより、未登記が生じないように、再発防止に努めております。

○7番清水和弘議員 ちょっと確認ですけど、市長は一審で両方が、市民と枕崎市が訴えたみたいなことを言ってますけど、これは市が原告じゃないんですか。原告は枕崎市じゃないんですか、これは。

○前田祝成市長 今の質問、原告は枕崎市です。

○7番清水和弘議員 次に、職員の意識を高めるため、勤務成績の評価について質問します。

地方公務員法第40条は、けさほどありましたけど、削除されている状況です。しかし、枕崎市職員の人事評価実施規程第2条の定義はどのようになっているのか、また第13条人事評価の結果の活用とあります。これは関連があるから言うところですよ。条例にある人事評価実施規程は活用されているのかをお伺いいたします。

○本田親行総務課長 朝の立石議員の一般質問でもお答えいたしました。人事評価の活用につきましては、管理職において給与等に活用しているところでございます。

○7番清水和弘議員 職員の処分について質問します。

控訴棄却とは刑事訴訟法375条、385条において、手続の無効を理由とし、手続の無効を理由としですよ、請求に理由なしとして手続を打ち切るとあります。

この裁判は、本市は係争地を買い受けたが、その後、被告は本件係争地を買い受け登記していることにより、本市は係争地の所有権を喪失し、原告の主位的請求はいずれも理由がないとなっている。ということはですね、結局、所有権の移転登記をしてない。このことは、本市の職員の手違いにより棄却した判決じゃないかと私は考えておるんです。

地方公務員法の懲戒処分の対象となっている対象と範囲について私は調べました。

ここに上子秋生先生の論文によれば、公務員法第29条第1項第2号、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、第29条第1項第3号、全体の奉仕者にふさわしくない非行があった場合とあります。

相手を控訴したこの裁判では、所有権移転登記手続をしていないことは最大の棄却原因であったと思われ、地方公務員法第29条2、3に違反すると思われる。

市長は棄却された裁判問題で、職員の懲戒についてどのように考えているのか。また、この問題について、市条例における公平委員会を設置することを検討する考えはないのか、お伺いいたします。

○前田祝成市長 今の御質問に対してですが、議員がどの職員を指して質問されているのかちょっと定かではありませんが、この件に関しまして懲戒処分に当たる行為があったとは考えており

ませんので、懲戒処分を行う考えはございません。

それともう一つは、公平委員会の件ですけれども、公平委員会というのは処分があった職員が、その処分に対して不服を申し立てるための委員会でございますので、この場合は公平委員会というのが出てくる話ではないような、そのように認識しております。

○7番清水和弘議員 結局ですね、この塔切地区の問題ですけど、この問題は結局、所有権移転登記をしていなかったことが最大の原因じゃないですか。そしたらこの所有権移転登記をしなかったのは市の職員じゃないんですか、誰なんですか、所有権の移転登記をするべき人は。

○前田祝成市長 先ほども申し上げましたけれども、この案件がですね、裁判に至った発端は、裁判で争った土地について、市が分筆登記、所有権移転登記を行っていなかったことになるということでは確かだというふうに考えます。

○7番清水和弘議員 それならですよ、私の質問に答えてないですよ。所有権移転登記をするべきは市の職員がしたわけでしょう、そうじゃないんですか。それが間違っったわけですよ。間違っったから棄却されたんじゃないんですか、違うんですか。

○前田祝成市長 間違っていたという表現が当たるかどうかわかりませんが、所有権登記をすべきところをしていなかったということは事実でございます。

○7番清水和弘議員 してなかったからこれ……そしたらですよ、なぜ所有権移転登記もしてないのに裁判に訴えたんですか。

○前田祝成市長 当時のことでありますので、裁判に解決を求めたというのは、当時のそのときの市の判断であったというふうに考えております、私は。その判断自体が、市が議会の議決を経て、そのときの議会の議決を経て、提起したものであると、市がですね。裁判に至った経緯としてはそういうことだと思います。

○7番清水和弘議員 市長は、この所有権の移転登記をしてなかったということは認めるわけですよ。

次の質問に移ります。

九州地方整備局鹿児島国道事務所から、法律違反ということで市長宛てに届いている警告書について質問いたします。

10月24日、鹿児島国道事務所から枕崎市長宛て、道路上に設置しているコンクリート階段は国土交通省の道路占用許可基準に適合しておらず、不法占用になっている。速やかに撤去するよう警告書が届いていると思います。ここにいう速やかに撤去せよとの警告は、どのように認識してるのか。また、今後の対応について市長は、どのように考えているのかお伺いいたします。

○前田祝成市長 鹿児島国道事務所、こちらのほうから警告書が確かに出ております。これは、枕崎市桜山東町499番1地先の国道敷地にあるコンクリート階段の撤去、または占用許可申請手続をとるようという内容の警告書でございます。

この警告書については、今後、しっかりと国道事務所と協議を行いながら対応していきたいと、そのように考えております。

○7番清水和弘議員 この警告書がなぜ枕崎に発令されたか、その理由は何なんですか。

○前田祝成市長 先ほども申し上げましたとおり、枕崎市桜山東町499番1地先の国道敷地にあるコンクリート階段、これが国道敷地にあるということ自体がですね、入っているということ自体が、警告書が出た原因だというふうに認識しております。

○7番清水和弘議員 この部分はですよ、法律違反という認識はないんですか。

○前田祝成市長 警告書として出てきておりますので、そこにつきましては、対応をしていきたいというふうに考えております。

○7番清水和弘議員 今、対応していくということですから、それを信じて、次に移ります。

鹿児島国道事務所から、本市はたしか1月中旬に警告が口頭であったと聞いております。9月議

会で市長は、私の責任で補正予算を提出したと述べています。このときの補正予算は、口頭で受けたことに基づく、私は提出だったと思ってるんです。さらに、10月24日は文書による警告書が届いているんですよ。

本市はこれまで国道事務所の警告に従っておらず、先ほど市長も認めました、法律違反だと。この法律違反の状態を放置することによってですね、枕崎市民はどのように受け取ると思うんですか。

○前田祝成市長 枕崎市民はどのように受けとめると思うかという御質問ですけど、そこについてはですね、ちょっと今、私のほうでですね、どのようなところにつきましては、市民というところで言われましたけれども、そこについてはですね、ちょっと今、答えようがない状況でございます。

○7番清水和弘議員 私が言ってるのはですね、結局、法律違反ということは認めたわけですよ。それに速やかに対処しなさいってなってるわけですね。それを放置するということは、法律違反ということは言われてるわけですよ。そういう警告を受けながら放置している。

そしたらですよ、枕崎行政が市民に警告を出す。そして、それを守らない。どうするんですか、放置するんですか、放置していいんですか、市民は。

○前田祝成市長 先ほどの御質問ですけれども、私は9月議会において、市は裁判で認められなかった土地に残っている本市の構造物を撤去するっていうのが目的で、私はこの水路問題の解決になると判断してですね、補正予算を計上したわけでございます。

私の意思としましては、国道事務所から指導を受けているという事実はあるんですけども、それよりもっと大事なことは、市が認められなかった土地、その土地に市の構造物があると、そのことを、あることを、ある構造物を撤去することが、これまでのいろんな問題の解決になると、そういうふうな認識で、私は9月に補正予算を上げさせていただいたわけです。

だから、私が9月に行った行動というのは、そういう意図があるわけです。それが撤去されることによって、国から指導を受けているものについても解決するわけですね。私の一番の意図としては、そこにあるわけです。それで解決するわけですから、国の指導の部分ですね。そこは御承知おきいただきたいというふうに思います。

○7番清水和弘議員 国道部分についてはそうしなければならない。

ただし、今回の裁判においてはですね、この残る水路部分、この部分がこの県単事業でやっとなるわけですね。この部分も不法占拠になっている。この部分に対して市はどのように対応するのか、お尋ねいたします。

○前田祝成市長 繰り返しになるかもしれませんが、9月議会において、枕崎市としては、裁判で認められなかった土地に残っている本市の構造物を撤去することが、この水路問題の解決になると判断し、補正予算を計上したものであります。しかしながら、議案審議の結果、修正案が可決されたところであります。

今後も、私としましては、引き続き問題解決に向けて協議を進めてまいります。

○7番清水和弘議員 次にですね、相手方は、この不名誉な訴訟により多くの被害をこうむっていると思います。売上高は大幅に減少しています。

また、一審裁判で控訴した市側は棄却された事案です。これまで相手側は民事部分については1度も触れておりません。市としてはこの部分について、今後どのように対応しようと考えているんですか。

○前田祝成市長 議員から御質問のあったその件につきましては、今、こちらのほうから対応することはございません。

○7番清水和弘議員 今、市長は対応することはないと言われました。これは、法律違反によってですよ、市民に迷惑をかけてきたわけですよ。その反省はないんですか。

○前田祝成市長 迷惑をかけてきたというお話があるんですけども、その件につきまして、今こちらのほうから対応することはございません。繰り返します。

○7番清水和弘議員 結局、市長はこの水路の部分に対する相手方に対して、法律違反ではないというような考えで受け取っていいんですか。

○前田祝成市長 法律違反っていう捉え方がちょっと理解しかねる部分があるんですけども、私が先ほどから申し上げていることは、裁判で認められなかった土地に残っている市の構造物を撤去することは、私はやるべきだというふうに考えておりますので、その件については、そのような対応をさせていただくということです。

○7番清水和弘議員 次に、本市活性化について質問していきます。

南九州西回り自動車道の本市までの延長について質問いたします。

9月議会終了後、多くの市民と南九州西回り自動車道の本市までの延長について、私は意見交換をしてきましたが、大多数の方は大賛成でした。

これまで市長は、費用対効果を踏まえて考える、と答弁されております。市長は、南九州西回り自動車道を枕崎まで延長することと、薩摩半島横断道路開設をした場合の本市に与える効果というのをどのように判断しますか。

○前田祝成市長 南九州西回り自動車道の本市までの延伸ということでありまして、3月定例会におきましては、南薩地域からは鹿児島インターを起点として九州自動車道、南九州西回り自動車道と、九州の高速道路網への連結ということで、南薩縦貫道の整備が実現している中で、さらに南九州西回り自動車道の南薩地域までの延伸の要望をということについては、その必要性、あるいは多額の費用や時間を要することを考えた場合、今の時点では考えていないということをお答えしたというふうに思っております。そして、縦の線の整備ということでは、薩摩半島西部を縦貫する国道270号、こちらの早期整備促進について、南薩地区総合開発期成会で南薩4市連携のもと要望活動を続けていきたいということも申し上げました。

お尋ねの南九州西回り自動車道の本市までの延伸、これについての重要性、確かに、物流等の利便性、その向上、そして薩摩半島南西部の振興には寄与するものというふうに思います。

しかしながら、縦の線の整備ということでは、ただいま申し上げましたように、南薩地区総合開発期成会で国道270号の早期整備の要望を続けておりますし、それに加えて本年度の要望事項には、南薩縦貫道についても、その整備効果が十分に発揮されるよう、全区間における制限速度60キロ以上の実現と指宿スカイラインへ最短で結ぶアクセス道路の整備など、さらなる利便性の向上に向けた調査・検討を行うことという南薩縦貫道の機能強化についても追加して要望しておりますので、まずは、これらの実現に向けて継続して、その要望活動を続けていきたいと考えております。

一方、薩摩半島横断道路につきましては、こちらのほうはですね、南薩4市の商工会議所を初めとする経済団体や企業で組織する薩摩半島横断道路建設促進協議会で、その実現に向けて県知事へ要望活動を行っております。私も顧問として、要望活動にも同行しております。

ただいま申し上げましたように、薩摩半島横断道路、そして270号、そして南薩縦貫道の整備促進と、いろいろ道路に関する要望を今上げているところであります。

それに加えまして、横の線ということで申し上げますと、海岸線に豊富な観光資源等を有する国道226号、こちらのほうの整備促進につきましても、先月、南薩4市と鹿児島市で構成する国道226号早期整備促進期成会を新たに設立いたしまして、国、県に対する要望活動を強化しているという状況です。

先ほど、費用対効果によってということ、私の意思決定の判断をお話されましたけれども、それに加えまして、優先順位というものもあろうかと思っております。そのあたりも含めましてですね、今のところ、この西回り自動車道をつなぐということに関しましてはですね、費用対効果、優先

順位を検討いたしまして、今のような状況になっているというふうに説明さしてください。よろしくをお願いします。

○7番清水和弘議員 次にですね、大都市圏からの交流人口をふやすためにもですね、南九州西回り自動車道、これを私は日置市も入れてですね、国のほうに要望すべきだと考えておるんです。日置市を入れた南九州西回り自動車道のこの期成会の立ち上げに尽力する考えはありませんか。

○前田祝成市長 今申し上げましたように、西回り自動車道ですね、要望活動というのは、北薩の自治体を中心にですね、やられているということは認識しております。

私も、国への要望活動を、かなり今回体験させていただいたんですけども、どうしても道路行政に関しましては、優先順位というものがござります。そうしたときに、南薩として、南薩地域の一自治体としてどういう活動をしたほうがいいのかというのをですね、総合的に判断いたしますと、どうしても先ほど申し上げましたような優先順位になろうかと思えます。そのことは御理解いただければというふうに思います。

○7番清水和弘議員 副市長に質問しますけど、副市長は就任して8カ月程度になろうかと思えます。副市長は、一部上場企業の広報会社で活躍をされていたと聞いて、私は本当に期待していたんです。

いろいろな解決策は現場にあると私は信じており、地域の一部の方の意見だけでなく、地域の隅々まで回り、いろいろな方々の意見を把握し活性化に導くことが、私は重要と考えております。

枕崎市の行政面積はたったのですよ、約74.8キロ平米。横に引いて12キロぐらいですよ。縦にして7キロぐらい。そんな小さい町なんです。

この8カ月間で副市長は、枕崎をどのように認識されましたか。また、副市長はこのような中、枕崎市をどのようにしたら活性化すると考えているのかお伺いいたします。

○小泉智資副市長 私は、今御質問にもありましたように、4月から着任しておりますので、8カ月が経過しております。その8カ月の枕崎での生活の中で、日々の活動の中で、市内各所を訪問しました。そして、たくさんの市民の方のお話を伺いました。

皆さんから非常に強く感じたことなんですが、皆さん、非常に強い誇りを持っていらっしゃいます。枕崎に対しての深い思いを抱いていらっしゃいます。そして、それぞれの方々が、自分がやっていたら仕事に対してのプライド、誇りも強くお持ちだというふうに感じました。これはですね、特定の年代に限ったことではなくて、若い方から年配の方まで、皆さん、実に熱い思いをお持ちだというふうに認識をしております。

清水議員が私の前職のほうに触れられましたので、ブランドとその拡散という視点でちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

これからですね、大事になってくることは、枕崎を誇りに思う、そういう市民の方々、それから先ほど郷土教育の話でもありましたけど、これから先の枕崎を担う子供たち、そういう志のある、志を持った志の民と書いて志民という言い方もしますが、そういう市民の皆様の熱い気持ちをさらにですね、發揮していただくように、一人一人が枕崎の広報マンなんだという意識を持っていただいて、積極的にですね、枕崎のよさというものを外に対しても発信していくと。自分たちの中だけで枕崎はいいところだと言ってらるんじゃなくて、周りにも波及させてほしいというふうに思います。

例えばですね、枕崎のこの美しい風景もあります。それから、枕崎のいろんな特産品の数々、すばらしいものがあります。それから、何といても魅力的な枕崎の人々、そういう枕崎のよさというものが、まだ十分に世の中に発信されていないのではないかと。個人的にはいろいろやってらっしゃる方もいますけど、もっとこう市民総がかりでいろいろ発信していくことが大事ではないかというふうに思います。

その発信をするためには、やはり何がよくてっていう部分、いわゆる枕崎のよさ、言葉をかえ

れば枕崎ブランドと、枕崎ブランドって一体何だろうというようなことを考えていただきたいというふうに思います。その枕崎ブランドが強くなっていくこと、これが、これからの枕崎の観光交流人口の増大、ひいてはこれからの枕崎の産業振興にも大きな影響力を持ってくるというふうに考えます。

例えばの話で、きばらん海、夏の2日間で14万人もの人々が集まるという枕崎市であります。SNSはもちろんのこと、手始めに地縁、血縁、友人、親戚関係、市外・県外にいる枕崎出身者の方々、そういう方々を含めて、枕崎情報をみんなで発信して、本市への呼び込みということをやっていけばいいのではないかと。それによりまして、枕崎ブランドを多くの方々に実感していただきたいというふうに考えております。

意識改革みたいなお話もありましたが、特にですね、市を上げてそういうことをやっていくということになった場合というのは、市の職員にもその中心となって、市民を牽引していくエンジンとしての活躍を期待したいというふうに思っております。

市職員の仕事に関しましても、強い使命感を持って、みずからの意思で主体的に動いていくことを徹底していきたいというふうに考えております。

○7番清水和弘議員 まさしく本当、今、副市長が言われたとおりですね、私は枕崎っていうのは本当、生産加工品なんか近隣自治体に負けないものが多数あると思ってるんですよ。

私が一番枕崎で不足しているのはPR。だから今、副市長にお尋ねしたんですよ。今、本当、私が言いたいことを言ってくれましたよ。市の職員が先陣を切ってますね、やるぐらいの気持ちになってほしい、それが意識改革なんですよ、私が言うてる。

今回こうして市長も副市長もかわりました。やろうと思えば今がチャンスなんですよ。一部の人間のいろんなことにかかわらずですね、全体の奉仕者として、全体で枕崎をやろうとすればできないことはないんですよ。そこは、勇気を持って私はしてほしい。

本当、私は今、副市長は、枕崎をよう、やっぱり、失礼だけど、枕崎をよく勉強してくれたなと。もっともっとですね、隅々まで行ったらまだいいこと——副市長はまだ御存じないかもしれませんが、白沢地区に行けばですね、正月の太陽が上がる時、開聞岳の上にダイヤモンド開聞富士、こういうところもあるんですよ。知らない人がいっぱいいると思うんです。

そういったPRの仕方をですね、副市長がいろんな形で先輩になるわけですから教えていただきたい。そのことについて、市の職員たちにレクチャーとかいうようなことは考えてないですか。

○小泉智資副市長 まだ、今のところ具体的にですね、SNSを使ったアピールの仕方みたいなことでの研修というのは、まだ今のところは実現しておりませんが、一人一人の意識が上がって行く中で、例えばそういうノウハウが必要だということであれば、しかるべき話をするなり何なりということは考えていきたいというふうに思います。

○7番清水和弘議員 ぜひ、その研修会なるものでもですね、立ち上げて、本当に一緒になって枕崎を活性化しましょうよ。それが人口減少対策の一丁目一番地ですよ、これ。みんなで頑張れば、私は枕崎に不可能はないと思いますよ。

次にですね、国際芸術賞展の賞金額設定について質問します。

枕崎国際芸術賞展の場合、賞金総額は650万円、平面作品の大きさは、真四角Sで50号、117センチメートル掛ける117センチメートルとなっているみたいですけど、この鹿児島市で開催される、今現在やってると思いますけど、南日本美術展の場合、賞金総額は70万円なんですよ。しかも、大きさは枕崎より大きい作品になっております。

枕崎国際芸術賞展は、前回10回展まで続いてきた風の芸術展の名を汚すことにもなるんじゃないかと私は考えております。

この枕崎市の財政状況から50号という小さな作品に、また他の美術展にはない多額の賞金を提示することになった理由について説明をお願いします。

○中嶋章浩文化課長 まず、賞金額について説明いたします。

賞金額は、3つの観点で考えております。1つ目は、賞金は公募展の魅力を決める大きな要素となります。若手作家は審査員に認められることを名誉に、全てをかけてチャレンジしてきます。公募展に参加する若手作家は、審査員が誰なのか、賞金が幾らかで応募するか否かを判断すると聞いております。

2つ目は、第10回展で終了しました風の芸術展は、大賞賞金200万円、賞金総額は開催ごとに変動しましたが、平均すると賞金総額は約800万円になります。審査員の方々からのお力添えも含め、風の芸術展は現代美術の公募展として高く評価されるまでになりました。これまでの風の芸術展の実績を踏まえて、枕崎国際芸術賞展は、国内公募展から世界レベルの公募展とし、発展的に取り組み、開催したところであります。こうしたことから、それにふさわしい賞金にしたところであります。

3つ目は、平面部門と立体部門の2部門を同時開催する国際公募展は珍しく、特色ある公募展として、風の芸術展、枕崎国際芸術賞展を開催してきました。立体作品を制作するに当たっては、平面作品と比較しますと材料の調達について多額の経費がかかり、加えて重量があるため、送料も高額になると聞いております。

この3つのことから、枕崎国際芸術賞展では大賞賞金を風の芸術展と同額の200万円とし、そして企業協賛賞を設け、企業から寄附を受けるなど工夫し、賞金総額を650万円として開催したところであります。以上です。

○7番清水和弘議員 今、課長はこの企業からの寄附を入れて650万円と言われました。

今回、第2回展になるんですか、この寄附は前回の額を上回るとか、その辺はどう考えているんですか。

○中嶋章浩文化課長 企業協賛賞として、第1回展と同様にですね、15企業からいただきまして、一口10万円、150万円、その他企業からもですね、今、寄附をいただくように、そのようなところで企業に声をかけているところであります。

○7番清水和弘議員 それとですね、私も聞いたところ、作品を応募してくる人は審査員を見て応募してくるらしいんですよ。そうした場合、この審査員は前回の第1回展ですか、このときの審査員について私は余りいい評価じゃなかったと思ってるんですけど、2回目も同一審査員という理解でいいんでしょうか。

○中嶋章浩文化課長 はい、第1回と同じ千住博先生、そして東京藝術大学の理事・副学長であります保科豊巳先生、台北芸術大学の曲先生の3名、同じ審査員をお願いしているところであります。

○7番清水和弘議員 同じ審査員ということですけど、私もいろいろ聞いてますけど、なぜこの3人に決まったんでしょうか。

○中嶋章浩文化課長 第1回目の反省点も含めていろいろ庁内でも検討いたしました。さらにですね、第1回目の反省を含めて、第2回展に向けてもですね、千住博先生をメインにですね、いろいろアドバイスをいただく中で、ほかの2名の先生も賛同いただきまして、この3名になったところであります。

○7番清水和弘議員 大成功をお祈りしておきます。

次にですね、医療費抑制と健康寿命延伸のための骨粗鬆症対策について質問していきます。

私は6月議会には入院して出席しませんでした。その入院期間中にですね、入院患者の割合が、9割が女性の患者であるということを先生に聞いて、本当に驚きました。そして、女性は50歳以上で閉経期に骨がもろくなり、入院を余儀なくされている状況になっているとも聞きました。

骨粗鬆症の国内の現在推定人口は、男性で300万人、女性で980万人、総数で1,300万人程度と言われております。2025年度、日本の65歳以上の高齢化率は30%と予測されている状況です。

そのような中、高齢化率が進むと、骨粗鬆症は確実に増加すると言われております。

そこで、本市もいろんな健康寿命延伸のための説明会などを実施されておりますけど、その参加者の中にですね、骨粗鬆症について認識されている方はどれぐらいいるのか、わかったら教えてください。

○田中義文健康課長 現在、本市では、平成28年度に策定した健康まくらざき21などに沿って、さまざまな健康づくり施策を進めております。

健康まくらざき21では、本市の脳卒中死亡率や国保医療費が高いなどの健康課題の改善に向けて、脳卒中对策と健診等受診率向上の2つの重点施策と「食生活・栄養」を初めとする6つの基本施策を掲げております。

骨粗鬆症対策も大切であると考えておりますが、現時点では、本市の重点課題として位置づけておりませんので、骨粗鬆症予防に向けた十分な取り組みに至ってはならず、セット健診を活用して市民の方が骨粗鬆症検診を受診できる機会を確保しているというのが現状です。

なお、骨粗鬆症検診の費用は、厚生連が860円、県民総合保健センターが843円となっており、骨粗鬆症検診に対し市は助成を実施していないため、全額自己負担となっております。

質問にありますように、健康教室の参加者がどのくらい骨粗鬆症を認識しているかということにつきましては把握できておりませんので、かわりに骨粗鬆症検診の受診状況で御説明いたしますと、今年度、厚生連及び県民総合保健センターが実施いたしました骨粗鬆症検診の受診率は、9月末実績で申しますと、男性で約1.4%、女性で約6.9%、全体で約4.5%という状況でございます。

○7番清水和弘議員 2016年10月の厚生労働省国民医療によりますと、骨の密度及び構造の障害による年間医療費は1,469億円となっているというような状況です。現在の骨密度に関する医療費は、先ほど課長も言いましたけど、多くはないと私も考えておるんです。

しかし、これが高齢になるにつれてですね、骨関係の医療費が増加することは想像もできるし、現在もそうだと思います。したがって、骨の密度及び構造の障害による鹿児島県並びに本市の年間医療費の状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○田中義文健康課長 国保連合会のKDBシステムによりますと、平成29年度県内国保加入者の骨の密度及び構造の障害の年間医療費費用額は、18億0,648万7,070円、医療費全体に占める割合では、約1.1%でありまして、同様に本市では2,515万7,620円、割合では0.9%という現状でございます。

○7番清水和弘議員 まだまだ、わずかな医療費だとは思いますが、これが年齢を増していくごとにですね、増加してくると考えますので、この辺も重点的に、今、本市の場合は助成はしていない状況ですけど、これらも将来的には考えていっていただきたい。

それですと、患者さんへの啓発活動として施設内の看護師、管理栄養士、臨床検査技師、理学療法士など、複数の職種の異なる骨粗鬆症マネージャーと協力して患者教育活動を行うことで効果が得られたという国の情報もあります。このようなことを参考にして実施する考えはないのか、お伺いいたします。

○田中義文健康課長 骨粗鬆症マネージャー制度は、一般社団法人日本骨粗鬆症学会のホームページによりますと、より一層充実した骨粗鬆症の予防、診断と治療とを提供し、また広く社会啓発活動を行うことで、超高齢化社会における健康格差の縮小と健康寿命の延伸に貢献することを目指し、同学会が骨粗鬆症診療支援サービスの役割を担う、骨粗鬆症の知識を有する医師を除く医療従事者を専門スタッフとして認定する制度とあります。

骨粗鬆症マネージャー認定申請に必要な資格・要件といたしましては、同学会の会員であること、病院、診療所、介護サービス施設などに所属して、実際に医療・保健・教育活動に従事し、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士などの国家

資格を有する者となっているようです。

ことし4月1日現在の認定者数につきましては2,499人で、内訳は保健師、助産師を含む看護師51%、理学療法士19%、薬剤師18%などとなっているようです。

本市としては現在のところ、骨粗鬆症患者に対し、骨粗鬆症マネージャーと連携した患者教育活動などの実施については、検討したことはございません。

なお、本市の医療機関等に骨粗鬆症マネージャーが存在するのかどうかにつきましては、日本骨粗鬆症学会や県健康増進課、県看護協会、市内の整形外科を標榜する医療機関等に問い合わせた結果、現在のところ、本市には骨粗鬆症マネージャーは存在しないのではないかとというふうに考えているところでございます。

そのようなことを踏まえまして、骨粗鬆症マネージャーと連携した患者教育活動の必要性については、今後研究していきたいというふうに考えております。

○7番清水和弘議員 腰椎骨萎縮が進行しているほど歯槽骨吸収が高い傾向など報告をされているようです。また、歯周病は糖尿病など多くの病気の発症の根源となると聞いております。これらに対し、今後どのような対応を考えておられるのかお伺いいたします。

○田中義文健康課長 歯周病は、骨粗鬆症に限らず、糖尿病を初めとする全身疾患との関連性が高いと言われております。

そのようなことから、歯周病を予防することは、糖尿病、脳卒中、認知症を初めとする全身疾患の予防にもつながるものと考えております。

現在、本市では、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない口腔ケアの取り組みを実施しておりますが、特にかかりつけ歯科医を持っていただくことや、歯周病検診の受診率向上、市民への口腔ケアに関する健康教育が重要であると考えていることから、今後それらの取り組みをこれまで以上に強化していきたいというふうに考えております。

○新屋敷幸隆議長 以上で、清水和弘議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○8番禰占通男議員 皆様、こんにちは。

平成の最後の年末まであと一月になりました。平成30年度は豪雪に始まり、4月島根県西部地震、6月大阪府北部地震、7月には西日本豪雨と猛暑、そして台風7号から24号まで5個が接近、上陸となりました。

9月6日、北海道胆振東部地震では死者41名、負傷者691名、全壊394棟、半壊1,016棟、一部損壊7,555棟となっております。また、西日本豪雨で大きな被害となった真備町は死者51名、約2,100棟を一括全壊と判定されています。4,000棟以上の浸水被害が発生したとのことでした。

10月、真備町で仮設住宅入居者の話を伺うことができました。その方の話によると、被害家屋撤去もまだ終わってない中、再建の予定も立たない。また、避難がおくれた近所の方は亡くなられたとのことでした。台風24号による本市の住宅被害はなかったとのこと、何よりであります。

通告の地震や豪雨、台風で被災した住宅の改修や再建に対する支援策はどのようなになっているのかについて伺います。よろしくお願ひいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本市におきましては、平成2年に発生した竜巻災害以降、災害救助法が適用さ

れるような大規模災害は発生していないところですが、昨今、全国各地で大規模災害が多発している状況から、いつ何どき、そのような災害が発生しても全くおかしくないところです。

本市においての支援策ということですが、大規模災害により被災された方々の救済制度として国は、自然災害により住宅等に一定要件以上の被害があった場合に、支援策を支給する被災者生活再建支援金制度、これを平成11年に創設しております。

また、一部の府県等におきましては、国の被災者生活再建支援金制度の対象とならない被災世帯への支援拡充を目的に、独自の救済制度を設けております。鹿児島県におきましても独自の救済制度を設けて、被災者の生活を支援しています。

なお、本市におきましては災害見舞金、もしくは災害弔慰金の支給により被災者の自立更生を助長することとしておりますが、独自の救済制度等につきましても研究を行ってみたいというふうに思っております。国・県に対する被災者支援の拡充に係る要望につきましても、今後とも国・県の動向などを注視しながら行ってまいりたいと思っております。

ただいま、私のほうから申しました国・県等の救済制度の詳細につきまして、担当参事が答弁いたします。

○田中幸喜総務課参事 国の被災者生活再建支援金制度につきましては、自然災害による被災者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とした制度であります。

国の被災者生活再建支援金制度においては、住宅の全壊や大規模半壊等は支援金の支給対象となりますが、半壊等の場合は対象外となります。このため一部の府県等におきましては、半壊世帯等を救済することを目的に、独自の救済制度を設けております。

鹿児島県におきましても平成18年7月に発生しました鹿児島県北部豪雨災害の際に、鹿児島県被災者生活支援金交付要領を制定し、全壊、半壊もしくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯に対して、1世帯当たり20万円の生活支援金を支給する独自の救済制度を創設しております。その財源につきましては、県と市町村がそれぞれ2分の1を拠出した、被災者生活支援基金を活用しております。

なお、被災者への支援拡充につきましては、新聞社が全都道府県と政令市を対象に行いました被災者生活再建支援法の見直しについてのアンケート調査結果を見ますと、8割以上の首長が法の見直しを求めていることもあり、本市におきましても被災者支援の拡充は重要であると考えております。

また、全国知事会におきましては、被災者生活再建支援法の対象を住宅半壊まで拡大することなどを盛り込んだ被災者生活再建支援法制度の充実と安定を図るための提言についての要望活動を国に対して行っているようであります。

今後とも、国による被災者生活再建支援法の見直しの動きなどを注視しながら、国・県に対して被災者支援の拡充に係る要望等を行うとともに、本市におきましても独自の救済制度等について研究を行ってみたいと思います。以上です。

○8番 禰占通男議員 今、参事から鹿児島県の被災者支援金支給について20万円の支給があるとおっしゃられましたけど、これによると全壊、半壊、床上浸水以上となってるんですけど、全国を見ますと、これからの研究、そういうこともおっしゃられましたけど、22道府県が独自に半壊世帯の支援体制を常設していると。また、そのうちの14府県は床上浸水、一部損壊も、この損壊の限度も私は理解できないんですけど、そういった世帯も対象にしているということなんですけど、先ほど冒頭、挨拶がてら申しましたように、ことしはいろいろ災害がありました。

そして、午前中の一般質問の中にも枕崎台風、ルース台風という言葉も出てきましたけど、そういった中で昔は、私の記憶によると家自体が上から押しつぶされたと、そういう住宅も子供の

ころから何軒か見えてきていますが、今は住宅の構造自体がちょこっと建築基準法により強度化されているということで、そういう大きな被害は見当たらないんですけど、今、市長からもありましたように、竜巻の災害が起きたときに1軒だけ屋根部分、2階だったかわかりませんが、ちぎれて隣の屋敷まで飛んでいたというその被害が今現状も頭の中にあるんですけど、そういった被害は半壊以上、全壊ということで判断されるんでしょうけど、この小さい災害でどのようなその支援を受けられるのかというのは、市民の方も自分が災害に遭った場合は関心があることと思います。

そしてまた先週でしたかね、2年7カ月前の熊本地震でも崩壊の危険で避難がやっと解除された御船町、そこも市営住宅、公営住宅がやっとその対象になってたのが解除されて入居が始まったということもありました。

現在、そうして熊本地震で2年7カ月ということですけど、もう3年になろうとするんですけど、やはりその被災された方の毎日の生活ということは並大抵なことではないと思うんですよ。台風でもことしも結構大きかった停電が発生しました。そういった状況、1日でも毎日の生活が取り戻せないということは、すごく不安もあると思います。

それで、先ほどありましたように鹿児島県は20万、それで国の分は全壊になると、合わせますと300万の支援制度はありますよね。それで生活が再建できるかということ、これもまたちょっと考えられるんじゃないかなと思います。300万で若い人はいいんだろうけど、ある程度年齢がいった方は、一応考えさせられて未だに手をつけない熊本の人たちの話が新聞なんかにもたまに出てきます。それで本市としても、ただ市条例については全壊が5万円、半壊・半焼3万円、床上浸水が1万円ということで本当の見舞金程度です。

これについて、先ほど研究して取り組むということでしたが、今後こういう台風の常襲地帯ということで、今年はまだま横をすり抜けてくれてありがたかったと思ってるんですけど、そうした台風災害で屋根のふき材、瓦、瓦棒、コロニアルといろいろありますけど、そういう被害が出た場合、今後どのように取り組むのか、考えていくのか、そこを一点、お聞きしておきます。

○田中幸喜総務課参事 被災者に対する支援制度ということで、給付については被災者生活再建支援金、先ほど申しました国の支援、それから災害弔慰金、市・県の見舞金、県住家災害見舞金、県被災者生活支援金など、各種団体からの見舞金や物資補助、就学等に対する援助、それから災害援護資金としての貸付制度や税金の減免措置、いろんな各市、環境・福祉・保健など多面にわたっての生活再建も支援する制度がございます。

今、市の災害見舞金の額についてのお尋ねがありました。近隣市においても本市とほぼ同額の住家災害見舞金となっております。全壊・全焼が5万円、半壊・半焼が3万円、その他については1万円、こういった見舞金の額となっているようでございます。

先ほども申しましたが、国の動き、それから県の動き、そして被災者支援の拡充に関しまして、今後、市といたしましても研究をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○8番禰占通男議員 あと私は、大きな災害が発生して、仮設住宅が建設されているんですけど、この支援金と仮設住宅入居の問題点というのがございますよね。私はこういうのが実際あるとはわからなかったんですけど、支援金を受給した場合、仮設住宅入居ができないという問題ですよね。

こういう問題を今後、枕崎は仮設住宅というのを建設されたとは聞いてませんが、された場合、今後やはり、対応は今までどおり国がしているのを認めて、そういうふうにするのか、今後は、枕崎特例として取り組むのか、そこをお伺いいたします。

○田中幸喜総務課参事 仮設住宅等につきましては、議員からお尋ねがありました国の支援法につきましては、基礎支援金と加算支援金がございます。

基礎支援金は、災害の程度によって、これは当然100万円と議員がおっしゃったとおり、全壊の場合は100万円、これは受け取って、この時点では仮設住宅への入居は可能であります。ただ加算支援金、いわゆる住宅の再建に係る支援金ですので、建設・購入・補修・賃借をする場合は、これを受給することになりますので、この場合は仮設住宅を当然退去するという仕組みになっているようにございます。

○8番 瀬川通男議員 熊本で、熊本、熊本って3回言いますが、熊本でも地震が発生するまでは見舞金は10万円支給するようになっていたそうなのですが、常設の制度があると。そして災害の規模が大き過ぎて対象外になったという、私が調べている中で出てきました。

それで、熊本の被災者に配分されたのは、半壊世帯に県・日赤・共同募金、つまり義援金ですよ、それから40万円、住宅被害の8割を占めた一部損壊には、県は100万円以上のケースに限り、義援金から10万円配分したと。この額を見ても、40万円と10万円の差ですよ。あと国からは最高300万、今、参事からありましたように支給されてると思うんですけど、これで400万円にも満たないもので再建しなさいと言っても、これは本当に無理だと思うんですよ。

こちら辺を行政も今後、枕崎は研究を積んで、何かしらかの対応ができればと思っております。要望しておきます。

次に、企業版ふるさと納税についてお伺いいたします。

企業版ふるさと納税についての検討はなされたのか、これは、市長と副市長が先ほども質問でもありましたように、かわられたということで取り組みにはいいんじゃないかということなんですけど、前神園市長政権下で議会でも私も2度か3度、議会で予算の部分でお願いして尋ねたりしたんですけど、そういう取り組む企業っていうのが見当たらないということで、2度ほど丁寧な断りを申し渡されました。ですので、改めてこの企業版について検討はなされないのかということをお伺いいたします。

○小泉智資副市長 地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税ということに対してのお尋ねであります。いわゆる企業版ふるさと納税活用の検討についてということでありまして、本市の総合戦略の中に、現時点で企業からの寄附を財源とすることを前提とした事業というものは、今のところ想定していないという状況であります。

企業の本社が立地する市町村の事業は対象外というふうにされていることから、寄附を伴う企業への便宜供与の禁止等の制約等もあるほか、市のほうから企業へアプローチするにしても、まずはどのような企業を相手方としていけるかということの検討も課題となっております。具体的な検討には今のところ至っていない状況、実情、そういう状況にあるということは、これまで申し上げているとおりであります。

しかしながら、平成31年度が最終年度となります総合戦略、これにおきまして国は、まち・ひと・しごと創生基本方針2018におきまして、平成32年度以降の次期総合戦略の策定に取り組むという方針を示しております。

それにあわせて内閣府は、平成31年度までとなっている税制優遇措置の期限延長を求めることとしておりますので、本市の次期総合戦略策定の検討に当たっては、議員から御指摘がありましたように、企業版ふるさと納税という形で支援を求めていける企業の可能性を探っていくこと、そして、市外の企業に広く支援を求めるに値する事業の構築ができないかといったことを念頭に置きまして、検討を進めていかなければならないというふう考えております。

なお、企業版ふるさと納税制度の活用ということではございませんが、国際芸術賞展の開催に当たっての取り組みということの中で、若干、説明をさせていただきます。

企業へ支援を求めていくという面では、15社ほどに協賛のお願いということも行っております。事業を特定して広く支援を求めていくという面では、実はこれはもうスタートしておりますが、個人が対象ということにはなりません、ガバメントクラウドファンディング、これもまさに

開始したところであります。

○8番 禰占通男議員 これから企業探しということも副市長はおっしゃいましたけど、先ほどの質問でも国際芸術賞展については企業にお願いしているということ。一般質問の中で、打ち合わせの中でも企画課長から企業ハンティングというのは、国際芸術賞展についてはやっておりますと。

一番の問題はですよ、先ほど市長もおっしゃられましたけど、副市長も民間出身だと先ほどの質問者に答弁されてますよ。同じ民間企業の、これは本社が枕崎にないのが条件ですけど、それだったら鹿児島県内にいっぱいあるんじゃないの、企画課長とも話したんだけど、銀行が一番いいんじゃないのって、本社はどうせ鹿児島あたりだからそれは可能ですよ。

それで、そういうことを企業はないんじゃないかと、企業はいっぱい、枕崎に関係する企業というのはいっぱいあるわけですよ。9月でしたかね、産地入札会。いつも9月議会があるときに、かつおぶしの産地入札会が本市はあるんですけど、委員長をするとそういうふうに招待状を送ってもらうけど、議会中でいつも参加できてないということもあります。産地入札会には、新聞の記事ですけど、全国の指定業者51社が参加となっているんですよ。

もう、これを見ても本社が枕崎市じゃない、次の2番目の事業分野になるんですけど、そういうことで、いい地域再生計画、副市長も言いましたように、そういうのを作成ができて日程さえしてもらえれば、それで寄附ということは十分可能だと思うんですよ。

そして、いつも話に出るのが枕崎会ですよ。福岡、関西、東海、東京、そこに集まっている方は皆さん、企業の戦士だったわけでしょう。一生懸命働いてきた方がほとんどだと思いますよ。そういった中にも、探そうと思えば、目標が何に使うのかわかりさえすれば、私は可能だと思うんですよ。

ですから、すぐとは言いませんけど、次の戦略を練るときなり、そういった政策に取り組んでもらいたいと思いますし、また副市長の経歴上、いろいろ地域創生ビジネス推進室の局長だったということも、肩書もありますし、そういったことで私は考えてほしい、ぜひ取り組んでもらいたいと思います。

副市長は、次に取り組むと言いましたけど、実際、あしたからでも取り組むというそういう考えはないんですか。

○小泉智資副市長 あしたはまだ、ちょっと議会中でありますので、次の計画に向けて動き出したいというふうに考えております。

それから、企業版ふるさと納税に関してですが、今、民間企業におきましても、いわゆる費用をどういうふうに効果的に使ったのかという、そこに対しての、株主に対しての説明責任というのが強く問われています。

その中で、その企業が枕崎市に寄附をすることによって、何が、どういうメリットがそこに発生するのかということが、きっちり説明できるような事業を考え出して、その計画をつくったものを承認していただいてという段取りになるかと思っておりますので、どういうものができるかということを含めまして考えていきたいというふうに考えております。

○8番 禰占通男議員 まさに、次の2番目の質問がそうなるんですけど、本市が計画するとすれば、事業分野では何になるのかということなんですけど、しごと創生、地方への人の流れ、働き方改革、まちづくり、これは今まで地方創生という名のもとに、地域活性化が叫ばれてきて5年くらいかな、これでいつも議場でもやっぱり予算化、いろいろ話があります、そのメニューなんですけど、こういう中で本市に適した事業は何か、取り組むとすれば何かということでお伺いたします。

○東中川徹企画調整課長 企業版ふるさと納税の対象事業として示されているものを、まず申し上げます。ただいま議員からありましたように、しごと創生、この分野では地域産業振興、観光

振興、農林水産振興、ローカルイノベーション、人材の育成・確保等が示されておりまして、地方への人の流れ、この分野では、移住・定住の促進、生涯活躍のまちなど、働き方改革の分野では、少子化対策、働き方改革等が示され、まちづくりの分野では、小さな拠点、コンパクトシティ等が示されております。

本市の総合戦略の4つの柱、これもそれに見合う形で構成されておりまして、政策パッケージの中に、それぞれ検討すべき事業というのも掲げておりますし、先ほどありましたように、次期総合戦略策定に向けても、この4つの柱というものを基本にして検討・研究を行っていくことになると考えております。

議員のほうから、今後、企業版ふるさと納税を活用して計画する場合の事業分野は、というお尋ねであります。先ほど副市長のほうからありましたように、どの分野においてもその可能性を探っていくんだということで、現時点でどの事業分野ということで特定して申し上げることはできませんが、地域再生計画の内閣府の認定状況を見ますと議員からありましたように、特にしごと創生の分野での認定が多いようであります。

その中でも、考えられるものとしましては地元高校への支援といった、そういう人材の育成・確保といった部分での事業というものは、企業側からしても支援を受けられる可能性の高い分野ではなかろうかというふうに考えております。

○8番 禰占通男議員 先ほど副市長が、企業のメリットは何かということもおっしゃられましたけど、事業分野が決定すればですよ、事業の企業立案は自治体がするわけですけど、寄附の依頼等を法人にするということで、寄附の申し出を企業がするようになった場合、その事業について企業はいろいろと、どういう計画で進めるのかとかそういった政策ができるわけですよ。

それが、今までの普通のふるさと納税で寄附を指定する場合と余り変わらないんですけども、口を挟むことができるということで。また、特殊な取り組みであれば社会貢献ということで、法人やら企業のイメージアップというのがメリットになるわけでしょう。

また、その税制措置としても6割が減額されて4割が自己負担ということで、税制上も相当メリットがあるわけでしょう、この企業版ふるさと納税というのは。それを考えたら企業も、ただ指をくわえて黙って税金だけ払うということもないと思うんですけどね。

長野県においてはですよ、一つの市、町、村で取り組むのではなく、ここにある1例を申し上げますと、信州大学航空機システム共同研究講座における学生支援計画というのがあるんですよ。これを、15市町村で一緒に取り組んでいるんですよ。一つの目標に向かってですよ。

そうであれば、うちの南薩で少子化についてどうするの、観光についてどうするのと考えたとき、本市だけで考えるんじゃなくて、南薩、日置から指宿、鹿児島市も入りますけど、南九州、南さつま、枕崎、これがタッグを組んで、一つの目標に突き進むということも可能なわけですよ。だから実際、本当に私はいいい制度だと思いますよ。

そしてあと、枕崎で言いますと思えば、枕崎高校、水産高校とありますけど、水産高校はいつも定員がオーバーするくらい受験者が多いです。枕崎高校はちょっともう定数が満たない、ちょっと危ない状態が続いてるんですけど、今、枕崎高校の同窓会においては、こういうことを打破しようということで生徒の資格取得等支援制度、入試にちょこっと援助したり、いろんな資格試験を取るのに援助しましょうということで取り組んでいるんですけど、そういうことを充実するために支援をする、ふるさと納税版を使ってですよ。

水産高校においては、スーパープロフェッショナルハイスクールということが認定されて、今取り組んでおります。これもですけど指定は3年です。その3年後にどうするかということ、水産高校が。

今、政府のほうでも、その後にかわるハイスクールの延長を考えているみたいですけど、こういった後の支援をふるさと納税の企業版を活用するのも私はいいいのではないかとということで、私

が余り学校に行って出しゃばるわけにもいかんですから、やはり行政もそういった立場で支援等を計画してはどうなのかということも思ってるんですけど、行政としてはどうなんですか、そういった高等学校等への支援のあり方ということで。

○東中川徹企画調整課長 ただいま議員からありました、その信州大学の学生支援計画といったものや複数の自治体で取り組んでいるんだということや、枕崎高校のほうでは同窓会のほうがやられているということをお聞きしておりますが、生徒の資格取得、また国公立の受験料等の支援があるということも聞いておりますし、水産高校におきましては、議員からありましたスーパープロフェッショナルハイスクールの指定を受けまして、専門的職業人の育成というのが行われているということで、議員から例を示して提案といいますか、示されて提案というか、御提起がありました、先ほど申し上げましたように企業に対して支援を求めていく分野ですね、分野としては、この人材の育成確保というところについては、可能性としては考えられる分野であろうかと思えます。

いずれにしても、どういう支援を行っていくかというのは、支援をいただく企業の可能性を探っていくと同時に、先ほど副市長からありましたように、どういうもので企業から得られるような事業を構築していくのかというのが一番のことです。それらを含めて次期計画策定に向けてですね、研究等をしていきたいというふうに思っております。

○8番禰占通男議員 検討をよろしくお願いいたします。

次の障害者雇用についてお伺いしますが、午前中もありましたので重複するところがありましたので、重複するところは私が書きとめた部分の確認だけにしてもらいたと思います。

本市の状況ということについては、総務課長のほうからありました。雇用率は、ことしの4月の改正によって2.3%から2.5%に改定されたわけですけど、本市の雇用としては6人必要であるが、今現在は5人だということでした。

それとあと、重度の方は2人に算定できるということで、現在2.5%になった分でいくと1人欠員で、これでよかったですかね、本市の状況について。

○本田親行総務課長 ただいま議員が申されたように、29年6月1日現在においては1人不足、その内訳としましては、1人が重度身体障害者にカウントされているということ、それからまた、30年4月1日に法定雇用率が2.3%から2.5%に見直された状況にございますが、その場合におきましても1人不足しているという状況でございます。

○8番禰占通男議員 次の2番目の県内の状況についてはどうなってるんですかということで、県職員とか近隣の市町村についてもわかる範囲で説明をお願いいたします。

○本田親行総務課長 午前中に答弁しました、厚生労働省鹿児島労働局が10月22日に公表しました、平成29年6月1日現在の障害者の任命状況等の再点検結果を見ますと、県内19市中、障害者の雇用に不足を生じている団体は、本市を含めて7市となっております。

本市を除きます南薩地区の状況について申しますと、南さつま市、指宿市については障害者の雇用に不足は生じておりませんが、南九州市におきましては4人、障害者の雇用に不足が生じているようでございます。

○8番禰占通男議員 県職員についてはどうなんですか、わからないんですか、これ。特に、国では地方の出先機関である税務署関係が、一番ごまかしが多かったとなつたんですけど。

○本田親行総務課長 ただいま申しました厚生労働省鹿児島労働局が公表いたしました障害者の任命状況等の再点検調査結果ですね、それを見ましても、ちょっと市町村の状況は、記載してございますけども、県の状況についてはちょっとわからない状況でございます。

○8番禰占通男議員 3番目の質問で、本市の民間企業の状況についてはどうなんですかね。私も50人以上とかあったのが、45人ぐらいの従業員を採用しているところが対象になるということだったんですけど、本市の民間企業の数とですよ、民間企業の対象になる数と、その中で雇

用されている障害者の方との数というのはどのようになっていますか。

○**本田親行総務課長** 今の御質問に対する答弁の前に、ただいま県の状況についてわからないと申しましたけれども、調査結果を見ますと、県の状況についても記載がございました。知事部局において25.5人の不足、その他の鹿児島県の機関については6人不足というような状況でございます。

○**山口英雄福祉課長** 私のほうからは民間企業の関係について答弁申し上げます。

障害者雇用促進法第37条第1項では、全て事業主は、進んで障害者の雇い入れに努めなければならないとされております。法の43条第1項では、国及び地方公共団体以外の一定規模の一般事業主に対しても、その雇用する労働者に政令で定める障害者雇用率を乗じて得た数以上の障害者を雇用する義務が課せられているところでございます。

民間企業に対します障害者雇用率は、ことしの3月までは常時雇用する労働者が50人以上の企業に対して適用されておまして、障害者雇用率は2.0%というふうにされておりましたけれども、ことしの4月以降は常時雇用する労働者が45.5人以上の企業に対して2.2%の障害者雇用率が適用されておまして、さらに2021年の4月までには、対象企業の範囲を常時雇用する労働者数43.5人以上の企業に拡大するとともに、障害者雇用率を2.3%に引き上げられることが予定されているところでございます。

なお、鹿児島労働局の発表した資料によりますと、平成29年6月1日現在におけます鹿児島県内の対象企業1,137社のうち障害者雇用率を達成した企業は702社で、達成率は61.7%というふうになっておりますけれども、枕崎市内の状況といたしましては、対象企業14社のうち障害者雇用率を達成した企業が11社で、達成率は78.6%というふうになっております。

○**8番禰占通男議員** 今、課長から答弁をいただきましたけど、14社のうち11社ということで、半数以上ということで、本当に喜ばしいのかなと私としては感じております。

次の質問なんですけど、朝もありましたように、本市の障害者雇用についての条件、応募資格がついてるのかということなんですけど、本市も障害者については、自力で通勤等ができること、介護なしで仕事ができること、手帳を保持していること、ということで筆記試験等に対応できること、となっておりますけど、もう一つ、これについては条件に合う、障害者という条件に当てはまる方っていうのは、指定医による診断書というものもあるんですけど、本市は、これは手帳と同じように効力があるのか、どうなのかっていうことを聞いておきます。

○**本田親行総務課長** 本市の障害者の雇用状況等の状況につきましては、今、議員からございました障害者の対象の定義のとおり算定をしております。

○**8番禰占通男議員** 障害者手帳はいいんですけど、当たり前といえば当たり前なんですけど、資料を調べるうちに指定医による診断書及び障害者手帳とあったもんですから、本市もそういう指定の診断書で対応できるのかということなんです。

○**本田親行総務課長** 障害者の雇用の数につきましては、先ほど申しましたように、その定義に当てはめたカウントをしておりますけども、採用試験の応募につきましては、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の1級から6級の交付を受けている者と限定しているところでございます。

○**8番禰占通男議員** 採用条件というのが不公平、差別につながるということで、ここもまた全国というか問題になってるということなんですけど、鹿児島県を含めて全国の32都道府県と9政令市が障害者採用で不適切条件をつけているということなんですけど、これについて本市もそれに含まれるわけなんですけど、4月の分にもこの障害者雇用促進法改正に16年度の分にも述べられておりますけど、この削除の動きも出ているそうなんですけど、本市はこの条件、これを今後、職員採用ということでどのように対応していくのかということ、まだ決まってないんですか。今からなんですか。

○**本田親行総務課長** 障害者の募集のあり方についても本年10月15日に財務省が告知した事務補助員の募集に対して、障害者団体のほうから抗議があったところでございます。

本市につきましても、そういう抗議、それから障害者雇用促進法の理念を踏まえまして、適正に対処できますよう、財務省とかも削除しておりますけども、今後の国の動き、それから他の県や他の団体の取り組みを参考に、来年度の職員採用試験に向けて検討してまいりたいと考えております。

○**8番禰占通男議員** 来年の採用に向けて対応なさるといことで、いい面に対応できるように願っておきます。

それで、対応する5番目の質問ですけど、受入態勢の整備というのは、本市はどのようになってるのかということをお伺いしますが、ソフト面は今言うように障害者の条件とか、それも含まれると思うんですけど、ハード面、うちも隣も今、耐震化が一応終わりつつありますけど、そういったことで、そのハード面とかその面で体制整備はどのようになってるのか、今後どのようにするのかについてお伺いいたします。

○**本田親行総務課長** 本市の庁舎につきましては、建設から60年以上が経過し老朽化に加えまして、昇降機の設置やバリアフリー化などのハード面において、障害者を受け入れる環境が十分に整っていないところがございます。

しかしながら、平成29年度に行った本館トイレの新築工事におきましては、多目的トイレを設置し、また、ただいま実施しております別館トイレの改修工事におきましても、障害を持たれる方々に配慮したつくりになるよう改修中でございます。できるところから対応している状況でございます。

また、障害を持つ職員からの相談や要望等につきましては、総務課を窓口として対応することとしておりまして、カウンセラーや医師等の専門家による相談も行える体制をとっております。

○**8番禰占通男議員** あと、ソフト面というか一応、朝もありましたように職員の能力評価ということになると思うんですけど、朝も答弁があったように、管理職については能力もろもろも評価してると、給与に反映してるということで、一般職については評価はしてないということなんですけど、こういった場合、障害者の方の能力評価というのも本当に難しいと思うんですね。

こういった場合、朝も答弁で、今後検討していくという答弁があったんですけど、障害者についての能力評価というのは、今後どうなされるのかということをお伺いいたします。

○**本田親行総務課長** 初めに人事評価制度でございますけれども、午前中に答弁いたしました、平成28年度の地公法の改正によりまして、人事評価制度そのものは全職員に対して対応を導入しているところであります。

しかしながら、給与等への反映については管理職に限っていると。今後、一般職も含めた全職員を対象にした給与への反映等についても検討していかなければならないというところを申したところでございます。

本市の人事評価制度におきましては、能力評価と業績評価を人事評価記録書を用いて行っております。能力評価の評価項目等については、障害を持つ職員とそうでない職員に相違はないところでございます。ただ、その評価に当たりましては、障害によって遂行できない業務や期待することが困難な職能がある場合には、該当する評価項目を非該当とするなど、そうした部分は配慮されることが必要になってくると思いますので、今後、検討を行っていきたいと考えております。

また、業績評価における目標設定においても期首面談の中で、上司と十分に話し合いながら障害の程度に応じた目標や達成の方法、難易度などを設定していく必要があると考えております。

○**8番禰占通男議員** 最後の質問になりますけど、今後の取り組みはどうなるのかということなんですけど、障害者雇用については、今述べてきたことは身体的障害者ということ、ずっと話

をしてきましたけど、今、国のこの雇用法においても、精神・知的障害者の雇用も促進するべきだということをおっしゃっております。

それで今後、本市も設備面でいろんな障害もありますし、また市長は、市長選挙公約に新聞のあれには、障害者の生活環境改善への取り組みということも一番最後に上げております。それを事細かについていうんじゃないけど、やはりそういった、午前中もありましたけど障害者は障害者だけのものじゃないということですよ、いつ何どき私を含めて皆さんもいつなるかもわからないわけですから、それに向けた取り組みということになるんですけど、精神的、知的障害者の雇用を本市としては今後どうするのか、長い目で見ないといけないと思いますよね。

また、市長の障害者への考え、その取り組みについては、どのような考えをお持ちなのかということをお聞きします。

○**本田親行総務課長** ただいま議員がおっしゃられました精神障害、知的障害の部分につきましては、障害者の対象に含むと、精神障害ともされるということになっております。今後も募集に当たりますとは、障害の種類に応じた募集は現在のところ考えておりません。それらも含めた全体的な障害者ということで対応を行っていく方向で検討してまいりたいと思っております。

○**前田祝成市長** 議員からありました障害者に対する対応ということですが、社会的にはいろんな障壁がございます。先般の語る会の中でもそういう話も出てまいりましたが、先ほど午前中の質問の中でも広報紙等の配慮というところも出てまいりましたが、そのあたりについてはですね、一つ一つできるところから対応して行って社会的な障壁を取り除くということ、ユニバーサルデザイン化と申しますか、そういうところについてはですね、一つ一つ丁寧に対応していきたいとそうように思っております。

○**8番禰占通男議員** 終了します。

○**新屋敷幸隆議長** 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時 17 分 休憩

午後 3 時 26 分 再開

○**新屋敷幸隆議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○**4番城森史明議員** 最後の一般質問者ですが、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

鹿児島県産の焼酎出荷量は、焼酎ブームを受けて、2006年度に約16万キロリットルに達しましたが、2017年度は約11万キロリットルとなり、30%減少しております。それに伴い、原料であるサツマイモの耕作面積も減少し、耕作放棄地が最近著しく増加しております。

さらに追い打ちをかけたのが、イノシシによる鳥獣被害の増加であります。サツマイモは台風には強く、台風被害の少ない本市における代表的な畑作物なのですが、イノシシには全く弱い作物です。イノシシの出没しやすい山間部周辺の農地から、順に耕作放棄地となっております。

基盤整備を実施した東鹿籠地区の山内地区においては、約125筆の畑の中で、25筆の畑が昨年度から耕作されなくなりました。ほとんどがサツマイモを栽培していた畑であり、耕作放棄地は、山間部に近い北側に集中しております。

耕作放棄地は、1年管理をしなければ、セイタカアワダチソウなど、人間の身の丈以上にすぐに大きくなり、それを草刈りするのは大変な重労働であり、ますます人の手に負えなくなります。

ほかにも、草の種が飛んでくる、病害虫が発生する、日光は遮断されるというように、隣の健全な農地、農家に対し大きな迷惑がかかっております。

耕作放棄地の地主においては、遠くにいてもシルバーに頼んだり、本人が帰ってきた際に草刈りをする良心的な地主もいますが、大半の地主は、近くに住んでいても、若くても草刈りをせず、

放置されているのが現状であります。

小さな町工場や個人商店が衰退すれば空き家がふえ、農業が衰退すれば耕作放棄地がふえます。このままでいくと、今後5年間で急激に耕作放棄地がふえるのは確実であり、行政においても新しい発想で対策を考えていく必要があるのではないのでしょうか。どのように考えているのかをまず質問いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 耕作放棄地、これは本市のみならず全国的にも増加しておりまして、農業振興上、大きな問題となっております。まさに今、議員がおっしゃられたとおりだというふうに思います。

耕作放棄地の主な発生原因としては、農業従事者の高齢化、あるいは減少、また担い手不足、農作物の価格の低迷や鳥獣被害等の増加などが挙げられております。

その対策としまして、本市においては、農地利用状況調査を行い、現状の把握に努め、国・県等の関係機関と連携しながら、鳥獣被害対策事業など、耕作放棄地を未然に防ぐ対策を進めてまいりたいとそうように考えております。

○4番城森史明議員 全体的な考えとしての見解を述べられたと思いますが、これから個々の問題について質問をしていきたいと思っております。

要は、過去5年間にわたるですね、耕作放棄地の面積の状況はどのようになっているのでしょうか。

○下山健一農委事務局長 農業委員会では、毎年1回、市内の全農地の利用状況調査を行っています。この調査は、荒廃農地調査とあわせて行っており、現地調査により把握された荒廃農地は、再生利用が可能な農地をA分類、再生利用が困難と見込まれる農地をB分類として面積の集計を行っています。なお、B分類の農地のうち、農業委員会が非農地判断をした農地については、翌年度の調査対象から除外されます。

平成25年度以降に非農地判断された農地を含む耕作放棄地面積は、平成25年度が282.9ヘクタール、26年度が283.6ヘクタール、27年度が330.6ヘクタール、28年度が346.9ヘクタール、29年度が367.1ヘクタールとなっております。

○4番城森史明議員 今の数字からわかりますように、平成27年度からですね、急激に耕作放棄地がふえているわけです。

しかしながらですね、このデータを見ますと、逆にAプラスBのですね、いわゆる耕作放棄地は減少しているわけなんですよ。

というのは、29年度のように160ヘクタールもの非農地判断をされてるわけですね。そういうことで、ただ非農地判断をするためにですね、こうして見ると、耕作放棄地AプラスBですね、これは減少しているから農地が健全化されているように見えるんですけど、残念ながらこれは非農地化された部分が大量にあるということで、こういう現象になってるわけですね。実際、耕作放棄地はふえてるわけですよ、やっぱり。

それで、29年度でいいわけですが、耕作放棄地は、全体の農地に対してどれぐらいのパーセントなんですか。

○下山健一農委事務局長 遊休農地率ということで、耕作面積に対する遊休農地、この遊休農地は今言われましたA分類とB分類の農地でございますが、これが、非農地判断をしたものを除いて206.9ヘクタール、それと耕作面積は、29年度が1,570ヘクタールとなっております、遊休農地率は11.6%となっております。

○4番城森史明議員 そういうことで、1,500ヘクタールの優良農地が現在あるわけなんで、これをいかに維持していくかということが大きな問題じゃないかと思っております。

3番目にですね、耕作放棄地の地主への対応は、どのようにしているのか。

当然ですね、耕作放棄地、当然それは地主の責任なわけですね、自分の農地を管理するという責任があります。要は、適切な管理をして隣や周辺の農地に迷惑がかからないようにですね、徹底した指導をすべきであると思うんですが、現状どのような対応方法になっているんでしょうか。

○下山健一農委事務局長 まず、農業委員会における耕作放棄地対策について申し上げます。

農業委員会では年1回実施する利用状況調査で、再生可能な農地として判定された農地の所有者等に対して利用意向調査を実施しています。

この利用意向調査において、みずから耕作するか、農地中間管理事業を利用するか、誰かに貸し付けるかなどの意向を調査し、調査から6カ月を経過しても表明された意思に基づく行動がされていないときは、農地中間管理機構との協議を勧告することとされています。

ただし、当該農地の所有者から農地中間管理機構に対して貸し付けを行う旨の意思が表明され、それが継続しているときや当該農地が農地中間管理機構から農地中間管理権の取得基準に適合しない旨の通知を受けたときは、協議勧告の対象とならないこととされているところです。

次に、耕作放棄地の管理不全等で個別に相談が寄せられたときの対応について申し上げます。

耕作放棄地に近接する農地の耕作者や周辺住民から農業委員会に当該耕作放棄地の管理不全等について相談があったときは、事務局職員が現地調査を行った後、所有者に対し草刈りや耕すなどして適正に管理するよう文書で指導しています。

○4番城森史明議員 それはわかるんですが、要は、従来からずっと数年間も耕作放棄地になってる畑があるわけですよ。それに関しては中間管理機構は扱わないのじゃないんですか。

○下山健一農委事務局長 今、10年たった、荒廃度の進んだ農地の貸し借りについてということですけども、中間管理機構は現在、貸す希望がありましても、借り手が見つからないと借り受けないといったようなことになっておりまして、貸し手と借り手のマッチングがされた農地について、中間管理機構は借りるようになっていくところです。

それで、その荒廃が進んだ農地については、解消を図るという意味では、やはり所有者みずから草刈りや耕すなどする以外に解消の道はないものと考えております。

○4番城森史明議員 例えば、そういうところに対して何らかの条件をつけて、さっき文書で指導しているということでしたが、私もはがきで通知しているというのは知っております。

ただ、その苦情があるにかかわらず、ある程度年数を経て、B分類が何年か続けばですね、全地主に全部、文書で通知するという方法はとってないんですか。

○川崎満農政課長 文書でといいますか、この指導については農政課におきましても、農業委員会と連携をとりながらやっておるわけですが、文書といいますか、一步進んだ段階で、当該農地の周辺に著しい支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められるような場合に対しては、期限を決めて、その支障の除去、または発生の防止のために必要な措置、支障の除去等の措置、こういうことを命ずるということが法の中では決められており、その命令書を交付しなければならないということは、農地法42条の中で決められているところでございます。

○4番城森史明議員 ただ、その著しい被害というのがですね、なかなか健全な農家は言わないですよ。だけど、しょうがないから自分たちでその耕作放棄地の2メートルぐらい、3メートルぐらいのところを自分たちで草刈りをせざるを得ないんですよ。

ですから、その辺のところをやっぱり実施できるような体制づくりというかですね、実は、法律では、農地法でもなってますが、実施されてる経験があるんですか、これは。

○川崎満農政課長 ただいま申し上げました農地法42条のこの措置命令については、今のところ、そういった例はないところであります。

○4番城森史明議員 次に、関連しますが耕作放棄地に対する固定資産税ですね、何年か前から優遇税制が農地にはかけられているらしいですが、これが撤廃されるということで課税が強化されるという政府の、法律、そういうのがあったんですが、この辺はどうなってるんですか。

○下山健一農委事務局長 農地法に基づき、農業委員会が農地所有者に対して、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地を対象に、平成29年度から固定資産税の課税が強化されております。

農地中間管理機構との協議の勧告とは、農業委員会が耕作放棄地の所有者に対して、当該農地を農地中間管理機構へ貸し出すことについて協議するよう勧告することです。

この協議勧告が行われるのは、農地中間管理機構への貸し付けの意思を表明せず、みずから耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定されており、勧告を受けた遊休農地は、勧告を受けた年の翌年度から固定資産評価額が結果的に約1.8倍になります。

ただし、農業委員会が協議勧告を撤回した場合には、その日以後に到来する最初の1月1日を賦課期日とする年度から一般農地として評価されることになっています。

本市農業委員会では、これまでに農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した遊休農地はないことから、課税強化にはつながっていないところです。

○4番城森史明議員 ですから、ちょっとその辺のところが非常に矛盾されるわけですよ。だって、数十年前から農振農用地の基盤整備したところですよ、非常に優良な農地のところがずっと耕作放棄地としてあるわけですよ。それに対して課税すべきじゃないんですか。

○下山健一農委事務局長 課税すべきかどうかということではなくて、農業委員会としては、勧告に該当する遊休農地があった場合に、農地中間管理機構との協議を勧告するということになっております。そしてまた、撤回する場合もあるということで、これまでに農地中間管理機構と協議勧告すべき遊休農地がなかったということでございます。

ただ、平成29年度につきましては、農地中間管理権を取得する農地の基準に適合すると判断された遊休農地があるわけですけども、その農地の所有者については農地中間管理機構へ貸し出す意思を表明されており、協議勧告の対象とはなっていないところです。

○4番城森史明議員 ですから、私はこの話を聞いたときにですね、非常にインセンティブというか、その辺に影響してくるので、大きな抑止力になるんじゃないかと期待していたわけですね、課税が1.8倍にふえるわけですから。非常に抑止力を期待していたにもかかわらず、全くそれが実施されてない。

ですから、その辺のところをやっぱり、何らかの方法でですよ、国の方針はそういうことになってると思いますけど、全く实际的じゃないわけで、そして耕作放棄地の抑止力を果たせてないわけですよ、全く。1件もないんでしょう。だから、その辺のところをやっぱり十分に考えて、实际的な、後で私も最後に条例という言葉であります、それが实际的な運用ができるようにやっぱりすべきじゃないかと思えます。

次にですね、耕作放棄地はイノシシの絶好の活動の場となってるわけですね。要は、耕作放棄地をすみかにして、伝って、森から山から農作地帯に来るわけですよ、イノシシというのは。

ですから、本市は電気柵等の設置補助を実施していると思いますが、本当に、その耕作放棄地の解消にどのような効果が出ているのか質問したいと思います。

○川崎満農政課長 先ほども耕作放棄地の状況については説明があったところですが、この耕作放棄地の面積については、イノシシ等の鳥獣被害の影響によって耕作放棄地の面積も含まれておるとは思いますが、その面積等については把握してないというところであります。

本市が行っております市及び県の補助による電気柵設置については、現在営農している農地が鳥獣被害を受けないためのものということで、耕作放棄地の直接の減少というものでなく、被害の予防、軽減には効果があるというふうには考えております。

また、被害対策等といたしまして、侵入防止の電気柵の事業のほかにも、個体数を減らすということから、猟友会の協力を得ながら有害鳥獣捕獲事業を実施しており、今後とも有害鳥獣被害による耕作放棄地になることを未然に防ぐ取り組み、増加しないような取り組みを行っていき

いと考えてるところでございます。

○4番城森史明議員 確かに電気柵というのは効果がありますよね。絶対、電気柵を張ればイノシシは来ませんので。

しかしながらですよ、県の補助事業があるんですが、これが非常に希望者が多くて、その3年後、4年後にしか回ってこないですよ、実際。ですから、電気柵を要望する人は、非常にスピードを持って、すぐ電気柵をしたいという人が多いわけですね。もう3年も4年もたつたらもうしないとなるわけです。

しかしながら、市の補助というのができたので、それはある程度有効な農家の助けになってるんじゃないかなってことは考えるんですけど、さらにするためにはですね、やはり電気柵も今、個人に出してますが、その地域を囲むとか、その辺のことはできないんですか。そうすれば、個人にただ補助をするよりもある一定の農地の区画を囲ったほうがですね、より効果が出るんじゃないですか。そういう方法についてはどう考えられますか。

○川崎満農政課長 ただいまの御質問の件ですけれども、電気柵につきましては、現状といたしましては、県の電気柵事業は広い範囲を設定して、それに対する対応、そしてすみ分けとしてですね、市の電気柵は比較的小さな個人の電気柵、また個人及び法人を対象としているところでございます。

こういうすみ分けをしながら実施しておりますので、今の現状におきましては、なるべく県の電気柵の速やかな予算措置とか交付申請等がですね、できるような形ではしたいと考えております。

今、市の電気柵ですね、これを広くできないかということでございますが、現状では、南薩4市ともほぼ、やはり個人及び法人を対象とし、事業費の補助も3分の1、上限が3万ということで設定しております。

この中で今のところしておりますので、今後とも検討していきますが、他市の状況等を見ながら研究していきたいというふうには考えております。

○4番城森史明議員 県とのすみ分けをしてるっちゃうことですが、県の補助事業はですよ、申し込んでからすぐ来ることはないですよ、希望者が多くてですね。すぐ予算オーバーして、忘れたころにやってくるんでね、あれは。そしたらもう農業はしませんよ。すぐ欲しいのに、県の助成は当てにならないということで考えていいんじゃないですかね。それでやっぱり、先進的に市のほうでそういうこともやれないんですかね。

○川崎満農政課長 現状としてはそういうことでありますが、今申しあげましたとおり、現実には県も電気柵を行っているところでございます。先ほど申しあげたのは、今のところでは市の制度が開始されてまだ二、三年でございますが、今後はまたそういう要望も研究してまいりたいというふうに考えております。

○4番城森史明議員 次にですね、きのうも美化活動で市道草払いがあつたんですが、やはり耕作放棄地がふえるとですね、それに面した市道や農道ですね、その辺がもう非常に荒れるんです。絶対草刈りされない、一年中されませんから、耕作放棄地の横に農道があってもですね、軽トラで走れないんですよ、草ぼうぼうになってですね。

市道についても、すぐセイタカアワダチソウとかパイパイ竹ですね、あれがもう生えてきますので、交通事故の原因にもなるんじゃないかという、そういうのがあるんですが、なかなか今、公民館もシルバーも高齢化で、なかなかその辺のところが今後問題になってくると思うんですが、そういう問題が発生すると思うんですが、その市道草払いができない公民館がふえると思いますが、今後どのような対応を図るのか質問したいと思います。

○松崎信二建設課長 市道の伐採業務につきましては、現在、道路作業員業務嘱託員による実施と公民館やシルバー人材センターへの業務委託で対応しております。

中でも、畑かん・特農・構造改善等の事業で整備された地区内の市道伐採は、耕作者による農

地保全の観点からも、その地区ごとに関係する公民館への委託をお願いしているところでありませぬ。

御指摘の高齢化等により伐採委託を受け入れられなくなる公民館につきましては、現時点におきましては、シルバー人材センターや建設業者で補っていく方向で考えております。

しかしながら、各委託先の全体的な人手不足等も考慮しますと、近い将来、機械を導入いたしまして省力化を図り、対応していく必要があると考えております。

○4番城森史明議員 確かに、金山での市長と語る会でも話が出たと思います。やはり、公民館委託がですね、高齢化でですね、私なんかの集落もきのうやったんですが、制度がかなり変わってきて、1世帯1人だったんですが、従来は。もう集落全員参加ということで今やっております。その辺のカバーしきれなくなったところは、もう当然、そういう公民館の市道草払いというのはできなくなるわけで、しかしながら、公民館にとっては大きな財源になってるんですね、その委託料が。

ですから、その辺は集落財政上も必要なもので、そうして頑張ってるんですが、そういうことでやっぱり機械化とさっき課長がおっしゃられました、機械を、トラクターモアですかね、あるみたいですが、その辺の活用をしていかないと、なかなか、建設業者委託といってもですよ、コストがかかるわけで、一般財源の増加にもつながるわけで、その辺のところはぜひ必要かと思ひますし、そしてまた、集落にそういう任意団体で持っている人があればですね、そちらのほうにも公民館の手続を簡素化してですね、委託するような方法については、その辺のことも考えておられるんですか。

○松崎信二建設課長 まず最初に、先ほど質問があった答弁の中で、機械等を導入してというふうに言いましたけれども、これが、議員が言われるトラクターの後ろに草刈り機のモアという機械をつけて除草作業をする機械の導入のことです。近隣市でも実施しているところもありますので、近い将来的にはですね、このモアを導入して実施していかないと済まないとは思っております。

それから、公民館委託の草刈りに関しては、議員が言われたとおり、公民館活動の一貫もありますので、公民館活動としても活用できますので、今のところ公民館との契約で考えております。

○4番城森史明議員 その辺のところも柔軟に考えてですね、やっていただければと思います。

次にですね、焼酎需要の減少によりサツマイモの耕作面積も減少し耕作放棄地がふえている。また、各田んぼの面積も小さくですね、水稻耕作の大半が自家消費にとどまっているのが現状であります。

耕作放棄地解消のためにはですね、焼酎需要の減少がこのままいくと、サツマイモがこのまま少なくなるわけで、サツマイモ、水稻にかわるですね、新規作物の推進が必要と思うんですが、この辺のところはどのように考えておりますか。

○川崎満農政課長 サツマイモについては、平成15年ごろからの焼酎ブームにより需要が増加しましたが、その後、焼酎ブームの衰退に伴い、焼酎原料用サツマイモの作付面積も減少し、平成7年度と同程度までに減少しております。しかし、カンショ面積については、でん粉用カンショへの用途等の変更もあり、大きな変動はないところであります。

一方、畑作におきましては、現在、キャベツ、大根、高菜、ブロッコリー、ネギなど多様な野菜が栽培されるようになってきております。今後も、近年の野菜価格の高騰から、農家の生産意欲が高く、農地の高度利用がなされてきているところでございます。

また、水田については、水田の特性から水害のリスクが大きいことから、飼料用米の作付を推進しております。飼料用米については、国の施策である水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成として、10アール当たり5万5,000円から10万5,000円の交付金が助成されます。

また、販売についても南さつま農協を通じての販売ルートが確立されており、飼料用米は新た

な技術の習得や生産流通の問題が少ないことから、飼料米に取り組むことが有効的であると考えており、面積も増加しております。

今後も引き続き県、JAと連携し、生産指導とあわせて推進し、耕作放棄地の解消に努めたいと考えております。

○4番城森史明議員 サツマイモにかわるキャベツや高菜ということがありますが、その辺の数字的にはどれぐらいの伸びというか、ネギも栽培がふえてるんじゃないでしょうかね、サツマイモにかわる。要は、イノシシに食べられないということで、高菜とかその辺を栽培してると思うんですが、この辺の数量的にはどれぐらい増加しているんですか。

○川崎満農政課長 これは作付調査の結果でよろしいでしょうか、市で把握している。

これは基盤整備地区なんですけど、10年前と比較しまして、平成19年のときと比べるとキャベツについては、ふえた面積だけ申しますと16.9ヘクタール、大根については20.1ヘクタール、その他野菜ということでほかの野菜が含まれると思うんですが、13.5ヘクタールが増加というのが作付調査の結果で出ておるところであります。

○4番城森史明議員 確かに、高菜やらキャベツ、その辺がふえてくればですね、十分、耕作放棄地も減少してですね、少なくなって農地の有効利用というんですかね、それができると思うんですが、まだ東鹿籠地区、私らの地区を見ますと、なかなかその成果がまだ見えてきてない状況なんですけど、そういう意味でですね、その辺を推進していく必要があるのではないかとということで、サツマイモも焼酎が復帰すれば当然ふえてきますし、枕崎の場合は台風っていうのがありますから、非常に台風強い作物でなければなかなかですね、難しい面があるわけですね。

そういう意味では、隣の日置市がオリーブということで作物をですね、市全体で推進しているんですが、やはり、台風被害というのかなり受けているようで、苦戦しているような感じであります。

しかし、去年、6次産業化の工場も、オリーブをつくる工場もできましたし、この辺のところはそういう例もありますし、湧水町はアーモンドを取り上げてやってるということや、隣の南さつま市は長命草やサカキなんかをですね、してるわけで、そういう意味で、この新規作物ですが、そういうのをすることで新規就農者もふえると思うんですが、やはり何ていうかな、その辺も含めて、例えば新規作物は、例えば500万上げるためには何ヘクタールつくらないといけないとか、そういうモデルを提示すべきじゃないかと思うんですが、例えば豊後大野市でピーマンをつくるところにですね、新規就農者を呼ぶのに農業所得400万円を目指しませんかというチラシがあって配ってるわけですよ。

ですから、その辺の例えば、高菜とかキャベツに関したら、その辺のモデル的なあれは考えているんですかね。例えば500万売り上げを上げるためには、何ヘクタール栽培しなきゃいけないとか。

○川崎満農政課長 新規作物について、今の段階で、私のほうでそういうモデルといいますか、試算というのは把握しておりませんが、ただ、県の農村振興課のほうでは、そういうシミュレーションをして、経営のシミュレーションをするというようなのは聞いてるところでございます。

○4番城森史明議員 それとかんきつ類なんかでもですね、今、「大将季」という品種が非常に市場の評価が高くてですね、すごいもう行け行けどんどのところなんです。出水市なんかはほとんどそれをつくってるんですが、例えば、大将季にしたらですね、5反つくればですよ、500万以上とか、そういうのがすぐわかるわけですね。

ですから、やはりそういう大ざっぱな、あんまりそれが1千万できなかった、取れなかったじゃないかというあれなんで、大ざっぱなそういうモデル的なあれをやっぱり示す必要が、この新規作物にはあるんじゃないのかなっていう必要がありますので、その辺もよろしくお願いをしたいと思います。

次にですね、空き家対策と同様に、農地における耕作放棄地も大変な問題なわけですよ。本市も空き家条例っていうのをつくってですね、同様にですね、適正管理のために条例ないしさっき言ったいろんな農業委員会事務局長が説明しましたが、全然実施されていないその税の問題とかですね、その辺のところを、やはり何らかの形でそれが実施されるような体制づくりが必要じゃないかと思うんですけど、それについてはどのように考えておられますか。

○川崎満農政課長 ただいま御質問のありました、空き家条例にかわる耕作放棄地に対するの条例ということですが、これについて、全国にそういう耕作放棄地の適正管理についての条例ということで、全国の先進事例はないものかということで調査したところですが、今のところ設置している自治体も見当たらないということでございます。そういう状況であります、今後の耕作放棄地の適正管理のためには、こういう他自治体の状況、そういったものも注視していきたいというふうに考えてるところでございます。

○4番城森史明議員 空き家条例というのは国の法律で空き家条例ができたんで、それを市もつくったっていうのはよくわかるんですが、何らかの、先ほどから議論した中では、この耕作放棄地に対しては全く無策なんですよ、無策っていつてもちょっとあれがありますが、無策に近いような状況なんで、先進的にもやはり枕崎でつくるんだという意気込みで、ほかに先進事例がないからつくらないんじゃないかとですね、枕崎が先進的につくるんだっていうそういう発想はないんですかね。

○川崎満農政課長 そういう現状であるということは理解いたしますけれども、今の時点で、即、条例をとすることは、ちょっとそこまではまだ考えてないところでございます。

○4番城森史明議員 確かに、いきなり条例っていつても難しいですから、さっき言った耕作放棄地の地主に対するその辺の、あれを、やっぱりいろんな意味でそういう市町村長はできるわけですから、著しい被害があったら勧告もできるし、できるわけですから、その辺のところをですね、進めて、やはりその何ていうかな、枕崎の農業をしっかりと守っていく体制づくりのお願いを要望しておきたいと思っております。

次に、交通弱者対策についてですが、交通弱者について、具体的に、要はタクシー補助ということで検討されているということで聞いておりますが、その中で交通弱者ってというのは、具体的にどのように考えて、定義みたいなものがあれば教えてください。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 高齢化の進行や公共交通インフラの整備状況、また経済的な要因により、日常生活の中で移動を制約されるという意味合いの交通弱者という言葉が長年使用されてきているところですが、自家用車をお持ちでない方、公共交通機関を利用できない方、年少者、高齢者、障害者、また地域面、経済面、身体面、その範囲の捉え方はさまざま、国におきましても交通弱者の統一的な定義、基準はないところです。

本市において、現在検討中の高齢者、障害者等の生活支援に係るタクシー料金助成事業における交通弱者の捉え方については、自動車等の運転免許をお持ちでない高齢者、障害者等や身体機能の低下した方が、買い物や通院などの日常生活に不便を感じていると思われ、社会的に弱い立場にあると捉えており、そのような方々が同事業の対象となるよう制度設計の詰めを行っているところです。

○4番城森史明議員 確かに、対人としてはそういう感じでいいと思うんですが、例えば、特に遠隔地の居住者ですね、中山間地、郊外のお店がないような遠い所、やはりそういうところも想定をしながら、制度設計をすべきではないかと思うんですよ。

それと低所得者ですかね、そういうところを重点的にですね、制度設計をしてほしいと思うんですが、ですから、その最初の、その何ていうか、そこを誤ればですね、ちょっと制度的にも抜けると思うんですが、その辺についてはどう考えておられるんですか。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 距離についてのお尋ねと思いますが、距離についての要件等

につきましては、市内大体10キロ四方の行政の範囲ですけれども、要件は、今設けない方向で調整をしているところでありますが、全体的な制度設計がまだ詰めの段階ですので、具体的に言及はできないところでございますけれども、距離について要件を設けるといようなことは、今のところ、設けない方向で調整しているところでございます。

それと、所得のそういった低い方、経済的な面でということでの差といいますか、要件につきましても、今現在、そういったことも企画調整課、福祉課、地域包括ケア推進課のほうの3課で協議をしている中で検討しているところですが、そこにつきましても、そのような意見を踏まえながらまた調整していきたいと思っております。

具体的に今、言及できませんので、今の段階ではこのようなことで御理解いただきたいと思っております。

○4番城森史明議員 次に、現在の検討状況ですが、その助成の対象者ということではどのように捉えておられるでしょうか。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 現在、検討しております支援策の基本的な部分を申し上げますと、高齢者等の買い物や通院などの日常生活の支援及び社会活動の利便を図り、もって社会福祉の増進を図ることを目的に、移動手段の確保策として、タクシー利用に係る運賃の一部を助成するという考え方を基本に支援の仕組みを検討しているところでございます。

今年度に入り、先ほどの3課で6回ほど協議を重ねておりますが、支援の対象者については、枕崎市に住民登録があり自動車等の運転免許をお持ちでない75歳以上の高齢者で調整をしているところでございます。

ほかに、自動車等の運転免許をお持ちでない障害者等や身体的機能が低下している方などは、年齢に関係なく対象としたいと考えているところでございます。

○4番城森史明議員 よその事例を見ますと、高齢者型、2番に福祉型、それとその高齢者と福祉を統合した型っていう3タイプがあるみたいですが、ということは、うちの場合は高齢者福祉統合型になるんですか。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 基本的には、今、私が申し上げました高齢者で75歳以上の高齢者と、あと障害をお持ちの方、そういった方を対象とする方向で調整しているところでございます。

○4番城森史明議員 例えば、そういう場合に75歳以上の方っていうことですが、そのときにタクシー助成額ですね、助成額は、現状、検討されているのはどういうやり方ですか。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 先ほどのに補足したいのですが、75歳以上の高齢者と障害者等と申し上げましたが、障害をお持ちの方とあと身体機能低下ということで、介護保険事業で要介護認定を受けた方、そういった方もですね、対象になる方向で調整を進めているということで認識をいただきたいと思っております。

それと、今のお尋ねの助成の金額ですが、利用券は事前に、この制度に、事業を利用される方は登録をしていただこうかと思ってるんですが、その利用券1枚当たりの助成額といいますのは300円程度をベースに、利用券の交付枚数もあわせて現在詰めを行っているところでございます。300円程度をベースに利用券1枚当たりを考えているところでございます。

○4番城森史明議員 ということは、よその例を見ますと、例えば距離ごとにですね、タクシー料金は距離ごとに決まっていますから、距離ごとにですね、助成額が変わってるケースがあるんですね。

そして、大体タクシーを使った方に3割程度っていう、そのような決め事みたいなものがあるみたいなんですが、ということは、これは例えば1,000円使っても、2,000円使っても、580円でも300円券1枚を助成するという意味でしょうか。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 今現在、タクシーの初乗り料金がたしか620円だったと思う

んですが、議員がおっしゃいましたとおり、目的地によって料金も変わってきますので、利用券の1枚の額面は300円程度と考えておりますが、その使い方につきましては、考え方としまして他市の事例を見ますと、1回の乗車当たり2枚まで使用可能とか3枚まで使用可能とかありますので、仮に300円と想定した場合、目的地に行くまでに1,000円かかりましたと、そうした場合には3枚使用できるとなりましたら900円使えますので、残りの100円を自己負担という形になるのかなど、この言いました仮定のこういった1回乗車につき何枚まで使えるかということにつきましても、現在まだ検討中でございますので、他市の事例も、先行している自治体の事例も見ながらですね、本市にどういった仕組みがいいのか詰めを行っているところです。

○4番城森史明議員 そうしますと、その交付枚数というのがかなり重要になってくると思うんですが、その辺のところは、どういう検討状況なんでしょうか。当然、1人当たり月に何枚とするか、年間何枚交付するかっていうので決められると思うんですが、その辺はどういう検討状況でしょうか。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 先ほど申し上げましたとおり、現段階で利用券1枚当たりの額面を幾らにするか、300円程度と申し上げましたが、それをベースにですね、お尋ねの、利用券の交付枚数は何枚にするかということにつきましても、まだ確定していないところです。

現在、財源も限られておりますので、慎重に検討しているということで御理解をいただきたいと思えます。

○4番城森史明議員 そうすれば、財源的にはどれぐらいのレベルで考えて、当然、候補が2,000万なのか、1,000万なのか、いろいろ候補があると思うんですが、大体どのような考えでおられるんですか。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 1枚当たりなのです、利用券を低く設定した場合ですとか、交付枚数を少なく設定すれば、それなりの助成額となるわけですが、支援を厚くするという考え方に立ちますと、全体事業費としては大きく膨らむこととなると思えます。

詳細な制度概要が固まっていない状況にありますので、現時点です、どれくらい、最低幾ら、最高幾らというような調整はまだできていない状況でありますので、今後、最終的な詰めを行ってですね、助成総額も決めていくことになるかと思えます。

○4番城森史明議員 一応、その制度が開始される時期を大体どれぐらいということで考えておられるんですか。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 9月議会でも申し上げたと思えますが、来年度中の事業の実施を目指して今取り組んでるところでございますので、そういったことで、今後、最終的な詰めを行っていくということで御理解いただきたいと思えます。来年度中の事業の実施ということで考えているところです。

○4番城森史明議員 やはり、枕崎市も高齢者独身世帯が多くてですね、タクシーを使わざるを得ない現状であります。タクシーをやっぱり使っていないと、なかなかバスを使って乗り継いでってということもですね、なかなか難しいので、やはり待ってる人が多いと思うんですね、この制度を心待ちにしてる人、そういう特に高齢者はですね、子供たちも近くにいないし、足もないので、もうタクシーで行かざるを得ないわけです。

ですから、もう本当に待ってる人が多いと思うので、できるだけ早く制度をですね、立ち上げていただくようお願いしたいんですが、最後に福祉バスとの連携というものは考えてないんですかね。福祉バスで遠隔地、福祉バスで福祉センターに連れてきて、それで福祉センターからタクシーを出すという、そういう連携まではまだ考えておられないんですか。

○東中川徹企画調整課長 福祉バスについては、健康センターに行くための送迎になっておりますので、そこからまた移動ということになれば、ちょっと問題が生じてくるということで、その連携ということについては無理ではないかなというふうに思っております。

○4番城森史明議員 健康センターからタクシー券を使ってですね、タクシーで買い物に行ったりしてもらうことも、それはできるんじゃないんですか。

○東中川徹企画調整課長 これまでも、若干、議会のほうでも説明をしているとは思いますが、福祉バスについては健康センターの事業に対する送迎ということになりまして、そこに来て、またそこから買い物でありますとか、病院に行くとか、そういったことは想定しておりませんので、ちょっと無理かなというふうに思っています。

○4番城森史明議員 そういうことで、本当に心待ちにしている高齢者や身体障害者の方が多いと思いますので、スピーディーにお願いしたいと思います。

次に、桜山小学校の南側の市営住宅についてですが、これは今現在1人しか住んでおられないということですが、かなり子供たちやら父兄たちが頻繁に通りますので、ちょっとそのところの整備が必要じゃないかと思うんですけど、この辺のところはどういう状況になってるんですか。

○松崎信二建設課長 御指摘の桜山小学校南側の木造桜山団地につきましては、昭和27年に木造平屋建てで4棟の8戸建設され、平成27年度の台風により被災しましたので、1棟を解体し、現在は3棟の6戸を管理しておりますが、建物の老朽化により募集停止をしております。

しかし、現在、入居者は1戸いらっしゃいますので、団地内の草刈りにつきましては、毎年1回計画をしておりますが、来年度からは年2回程度計画いたしまして、環境整備に努めてまいります。

○4番城森史明議員 それと桜山小学校が、将来、市内4校の小学校の中で一番子供の減少が大きくなるっていう、この前の市長と語る会でもそういう説明でありましたが、あそこをですね、別府の俵積田住宅でしたっけ、あそこは学校に近いので、そういう子育て世帯向けにですね、つくり直してという考えはないんでしょうか。

○松崎信二建設課長 子育て世帯向けの住宅として、建てかえをすべきとの御指摘ですが、潟山団地は、子育て世帯向け住宅の12戸を含め、合計24戸を建築中であり、桜山校区となるため、完成後の世帯数に対する市営住宅率は、市全体の平均より高い状況となっております。

木造桜山団地の今後の計画につきましては、平成25年に作成しました市営住宅長寿命化計画に基づき、用途廃止に向け現入居者と協議しながら、解体、除却及び跡地活用について検討してまいります。

○4番城森史明議員 その辺の具体的な計画は、どのようになっているんですか、当然、市営住宅の中でも優先順位とかあると思いますが、その辺はどうなってるんでしょうかね。

○松崎信二建設課長 住宅の優先順位としましては、今現在、建築中であります潟山団地を最優先に考えております。

○4番城森史明議員 そういう意味じゃなくて、ほかの火之神住宅、木場住宅、そういうまだ改善されてない所があるんですが、その辺の順番づけっていうのはできているんですかっていうことですね。

○松崎信二建設課長 先ほども言いました市営住宅長寿命化計画に基づきまして、計画していきたいと思っております。

○新屋敷幸隆議長 以上で、城森史明議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時27分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成30年12月4日)

平成30年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第3号）

平成30年12月4日 午前9時30分開議

日程 番号	件 名
1	一般質問 豊留 榮子 議員（67ページ～73ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
田 代 勝 義 書記

小 峯 恵美子 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
松 崎 信 二 建設課長
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
神 山 芳 文 市立病院事務長
松 田 博 監査委員事務局長
平 塚 孝 三 企画調整課参事
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
加治屋 昭 男 下水道課主幹兼管理係長
丸 山 屋 敏 教育長
益 満 裕 美 学校教育課長
中 嶋 章 浩 文化課長
中 原 浩 二 消防長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長

小 泉 智 資 副市長
東中川 徹 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 崎 満 農政課長
神 園 信 二 税務課長
松 田 誠 水道課長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長
山 崎 公 広 監査委員
田 中 幸 喜 総務課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長
若 松 博 也 下水道課主幹兼施設係長
山 口 美津哉 教委総務課長
末 永 俊 英 生涯学習課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長
山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○12番豊留榮子議員 皆さん、おはようございます。

最終質問者になりました。きょうはよろしくお願ひいたします。

皆さん、今、私たちの暮らしや地域の経済、これは深刻な状況にあります。

市民からは、増税と年金のカット、そして医療や介護など社会保障費の負担増、そして低賃金や物価の上昇のもとで、これ以上、節約できないと切実な声が上がっています。

そうした中で、政府は来年の10月には10%への消費税の税率の引き上げを強行しようとしています。この消費税は、職業や年齢に関係なく、ほとんどの商品を購入するたびに、一律に8%の税率がかかるので、公平な税金だと言う人もいますが、しかし、収入のない子供や低い年金で暮らしているお年寄りからも買い物のたびに一律の割合で税金を取る消費税は、果たして公平と言えるのでしょうか。

そもそも政府は、消費税の増税分を教育や子育てに回すとしています。しかし、消費税増税は子育て世代を含めた全世代の暮らしを直撃します。これまでも消費税増税は、社会保障のためと言ってきましたが、社会保障はよくなるどころか、負担はふえ、給付は減らされるという改悪が続いています。この消費税が導入されて30年、国と地方の借金は4倍以上に膨れ上がりました。消費税の導入とその後の増税で景気が悪化し、その上、大企業の減税の大盤振る舞いをしたため、税収が減ったことが響きました。

この間の消費税の税収が372兆円。一方、大企業の法人、所得税、事業税、住民税は291兆円も減っていると言います。

このように国民に増税を強ければ景気は悪化し、税収そのものが落ち込みます。国の借金を減らすためには、大もうけをしている大企業、富裕層に負担を求め、消費税10%引き上げは中止すべきです。

私は、住民の福祉と暮らしを守る立場から一般質問をしてみたいです。

まず最初に、国保税についてです。今までは、国保税の算定方式の基準は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で計算されていましたが、広域化になった今年度から資産割を外した3方式で計算された国保税の納付書が市民のもとに届けられているところです。

国保税が高くなったという声を耳にしますが、市のほうにはどのような声が届いているのでしょうか。さらに、払いたくても払えないという人がふえ、滞納者もふえてくるのではないかと気になるところです。現在の状況をお聞かせください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 平成30年度の国保制度改革の最大の目的は、都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うことや毎年3,400億円の公費拡充により、制度の安定化を図ることでした。しかしながら、本市の国保財政は、医療費が高いことなどが影響し制度改革後も大変厳しい状況が続くものと考えております。

そのようなことから、さきの6月議会において今年度の事業費納付金に基づく、本来、保険税で納めるべき額と現行税率との差額の約半分の解消と県運営方針に沿った3方式への移行を主な内容とする税率改定を実施いたしました。

その結果、国保加入世帯全体としては、約1.96%の引き上げとなったところでございます。税率改定により負担がふえる加入者がおられることから、市民の皆様に対して国保財政運営の厳

しい現状、そして健康づくりの重要性について、住民説明会を初めとして、丁寧な説明に努めてまいりました。

滞納者がふえてくるのではないかというお尋ねに関しまして申し上げます。税率改定後の国民健康保険税の徴収率は、11月1日現在の集計によると対前年度比で伸びている状況です。なお、本年度の滞納者数、滞納額の増減に関して、年度途中の現時点でその傾向について予断をもって答弁することは適当でないと考えており、平成30年度決算後に、その実態を踏まえてお答えすることとなりますので御理解をお願いいたします。

○12番豊留榮子議員 まだ本年度も始まったばかりで、ちょっと無理かなと思ったんですけども、そうですね、国保は現在、農業ですとか非正規雇用の方や無職の年金生活者の方が大半を占めているかと思えます。その高過ぎる国保税の解決は、住民の暮らしと健康を守るためにも国民健康保険を維持していくためにも国政と地方政治の重要な課題だと考えます。

この国保の危機に対して、全国知事会でも2014年には国保税を協会けんぽの保険料並みに値下げするために、国に公費を1兆円投じるよう求めているということです。このように憲法が保障する生存権を侵害する事態をさらに拡大することにならないか。これは本当に心配なところなんです。国保税を引き下げ、必要なときに安心して受診できるようにすべきではないかと考えます。そのためにも、引き続きですね、一般財源の繰り入れを続けて国保税を少しでも下げるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○田中義文健康課長 先ほど、市長から答弁がありましたように、さきの6月議会におきまして、今年度の事業費納付金に基づく、本来、保険税で集めるべき額と現行税率との差額の約半分の解消と県運営方針に沿った3方式への移行を主な内容とする税率改定を実施いたしました。

一般会計の予算は本来、環境・福祉・教育・まちづくりなど市政全般に使うためのお金であります。一般会計からの法定外繰り入れがふえるということは、他の行政サービスに支障を来す恐れがあります。そのようなことから、一般会計からの法定外繰り入れは本来実施すべきではなく、国からも計画的かつ段階的に解消するよう求められているところでございます。

そのような現状から申し上げますと、一般会計からの法定外繰り入れをふやして国保税を引き下げるということは、現状では極めて困難であると考えているところです。

なお、本市の国保の財政調整目的の基金の保有額はゼロとなっているところです。

○12番豊留榮子議員 国も一般会計からの繰り入れをやめさせようとしているところなんですけれども、日本共産党はですね、国保の危機の打開には公費の負担をふやす以外にないということから、国保に対する国のですね、公費負担削減路線を見直して、知事会でも言っている、1兆円をふやせば協会けんぽ並みに保険料を引き下げられることを提案しています。

全国知事会でも高過ぎる国保税については、国庫負担の増額による抜本的な引き下げを国に求めているということを強調していますが、市長としては、この知事会の見解をどう受けとめているのかお聞かせください。

○前田祝成市長 ただいま健康課長からありましたように、一般会計からの法定外繰り入れに関する考え方は、課長が答弁したとおりでございます。

国に対する要望でございますけれども、国に対するさらなる財政支援の拡充、これはしっかりと要望すること。これにつきましては、これまでも市長会等を通じて実施しておりますが、制度改革後も本市の国保財政運営は大変厳しい状況が続いておりますので、今後とも継続して強く要望してまいりたいと、そのように考えております。

○12番豊留榮子議員 ぜひ市民の皆さんが安心して、その国保を使って病院に行けるよう、我慢していらっしゃる方もたくさんいらっしゃるんですね。そういうこともありますし、担当課としては、いろいろな説明会を丁寧に本当に公民館、校区ごとに説明をしていただいたりとか、丁寧な説明会をしたり、住民の皆さんには税金の納め方が変わるんだよということで、大体納得は

していただけてるのかなとは思いますが、自分の負担になるとちょっとこれは払い切れない、国保だけじゃないですからね、いろいろな税金関係がありますから、そういう心配の声が寄せられているところなんです、市長も言われましたように市長会を通じて、ぜひ、この市民の声を届けるような政策を続けていってほしいと思うところです。

次に、予防接種の助成についてお聞きしていきます。

インフルエンザの予防接種の状況なんですけれども、インフルエンザはウイルスに感染することによって起きると言われています。このインフルエンザにかかった人がせきやくしゃみをすることによって、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染すると言います。

怖いのは普通の風邪に比べて、気管支炎や肺炎などを合併して重症化することが多いということです。今の時期になると皆さんが心配されているところですが、まず気になるのが、このインフルエンザの予防接種の料金が幾らなんでしょうか、お尋ねします。

○田中義文健康課長 インフルエンザ予防接種料金は、市内各医療機関が任意に設定しております。今年度の料金につきましては、定期接種となっている65歳以上で3,500円から4,000円の間となっております。また、任意接種で本市が助成を行っている未就学児では、1回当たり1,100円から4,000円という金額設定になっております

○12番豊留榮子議員 済みません、ちょっと聞き逃したんですけども、病院のインフルエンザの予防接種の料金が高齢者で3,500円から4,000円、そして未就学児が1,100円から2,000円ということですか。医療費がですか。

○田中義文健康課長 再度、申し上げます。未就学児につきましては、1回当たり1,100円から4,000円となっております。

○12番豊留榮子議員 子供さんの場合は、1,100円から4,000円というのは病院によって違うということですね。結構高いんですね。まあ、幼児はわかりました。じゃあ、その幼児を含めて児童、また学生ですね、この予防接種の助成額はどのくらいになっているのでしょうか。

○田中義文健康課長 平成29年度から任意接種として、小児に対するインフルエンザ予防接種助成事業を実施しております。事業の目的は、感染の予防と感染症の重症化を予防するとともに、子育て世代の経済的、精神的負担の軽減を図ることとしております。対象は、生後6カ月から未就学児までとなっております。御質問のありました助成額につきましては、1回当たり1,000円で、2回まで助成をしているというところでございます。

○12番豊留榮子議員 本市が実施しているのが、その未就学児童ですね、が受ける2回に関してのみということで、1回1,000円の助成を2回するということですね。このインフルエンザ予防接種の助成対象となる未就学児童数は、どのくらいの人数と現在何人が予防接種を受けているのか、また小学生や中学生、高校生などの接種率はどのくらいか。それにインフルエンザのほか、何か注意しなければならない感染症などあるのでしょうか。お尋ねします。

○田中義文健康課長 まず、未就学児の児童数、対象者の人数と、それと現在、何人予防接種を受けているのかという御質問につきましては、平成30年度はまだ途中段階ですので御答弁できませんので、平成29年度実績で申し上げますと1回目の接種と2回目の接種があるわけですが、1回接種につきましては、対象者数が844人に対しまして、実績としては591人となっております、接種率が70%となっております。2回接種につきましては、対象者数は同じく844人でございまして、実績としては557人ということで、66.0%という実績でございます。

次に、小学生、中学生、高校生などの接種率につきましては、インフルエンザの予防接種につきましては、小学生、中学生、高校生が任意接種であること。それと市として助成事業を実施してないこともありまして、現時点では把握はできておりません。

インフルエンザのほかに注意しなければならない感染症があるのかという御質問に対しましては、現在、全国的にですね、問題になっている感染症といたしましては、成人の風疹が上げられ

るかと思えます。

風疹に対する免疫が不十分な妊娠初期の妊婦さんが、風疹ウイルスに感染いたしますと難聴、白内障、心筋症などの先天性風疹症候群と呼ばれるものに感染する、そのような子供たちが生まれてくる可能性が高くなってきます。これらのことから成人の風疹について、今後、特に注意が必要になってくるというふうに考えているところです。

○12番豊留榮子議員 この風疹の予防に関しては、その補助はないんですか。助成額はないところですか。

○田中義文健康課長 現在、風疹につきましては、県のほうで抗体価検査をするときの費用については、無料で受けられるというふうに聞いております。予防接種についての助成については、本市においては、現在実施していないところでございます。

○12番豊留榮子議員 成人の場合ですけれども、インフルエンザですね、予防接種の助成額、これは幾らでしょうか。これは65歳以上の高齢者だけなんでしょうか。

○田中義文健康課長 65歳以上の高齢者等に対しては、インフルエンザに感染いたしますと重症化して肺炎を引き起こすなど重篤になる危険性があるため、定期接種として1回限りの2,000円を助成しております。なお、65歳未満の成人への助成は行っておりません。

○12番豊留榮子議員 現在、65歳以上の高齢者に対して、1回が2,000円の助成がされているところなんですけれども、この対象者数と毎年の利用状況ですね、これをお知らせください。

○田中義文健康課長 65歳以上の高齢者に対するインフルエンザの助成事業について、対象者数と接種者数、接種率を申し上げます。平成27年度におきましては8,005人が対象で、5,295人接種をされ66.1%という接種率でございました。同様に、28年度が8,067人に対して、5,345人が接種をして66.3%でございました。平成29年度が8,221人の対象者に対して、5,223人が接種を行い63.5%が接種率になっております。

○12番豊留榮子議員 このように助成額がついても全員の方が予防接種をするということじゃないんですね、まだ。少しずつ上がってきて昨年で63.5%、これではインフルエンザに感染すると命も落としかねないというふうに言われていますんでね。今後、例えばインフルエンザの予防接種の助成枠ですね、これを拡大して市の助成額をふやす考えはないかお聞きしていくんですが、例えば、お子さん1人の場合は何とかできても、2人、3人、4人と子供さんがいる家庭では、家族全員で予防接種を受けようとするとなんか大変厳しいと言われます。先ほども4人の子供は接種できるけれどもお母さんは我慢したという話も聞きました。

まだ、12月に入ったばかりで本年度はこれからだと思えますけれども、この抵抗力の弱い未就学児童のみだけではなくて、お子さんを抱えている家庭に対しても、このインフルエンザ予防接種の助成の対象を広げる必要があるんじゃないかと思うんですが、この点はどうでしょうか。

○田中義文健康課長 任意接種の予防接種助成に対しましては、国・県からの補助金の交付対象となっていないため、実施に当たっては費用対効果の点から慎重に検討しなければならないと考えております。

インフルエンザ予防接種助成事業の内容につきましては、先ほど答弁したとおりでございますが、事業開始に当たり、当面、現在の総合戦略の期間内であります平成31年度まで実施し、事業による接種助成者数実績やインフルエンザの患者数の推移などにより効果を検証し、平成32年度以降の事業継続の有無や助成枠の縮小・拡大について検討することとしているところです。そのようなことから、現時点においては助成枠をふやす考えはございません。

今後、事業の効果を検証していくことになろうかと思えますが、その際には、先ほども申し上げましたが、現在、全国的な問題となっている成人の風疹を初めとするほかの感染症に対する予防接種助成を含め、優先度を総合的に検討した上で判断したいというふうに考えているところです。

○12番豊留榮子議員 例えば、インフルエンザが昨年は余り流行しなかったかと思うんですけども、これがまた流行したりすると受けない人もたくさんいるわけですから、感染して医療費が、また、わっと上がるっていうようなことも考えられますよね。

インフルエンザの予防接種を毎年続けていくと、インフルエンザに対する抵抗力も蓄積されていくのかもしれませんが、インフルエンザのウイルスは毎年変化しながら流行していくと言いますから、毎年流行が予想されるウイルスに合った予防接種を毎年受けていく必要があるのかなと思うんです。

これは本当に未来を担う若者たちが、お金の心配をせずに健康を維持できるよう、インフルエンザ予防接種が受けられるよう、助成枠の対象を拡げていくように、これは切に要望しておきます。

次に、児童クラブについてお伺いしていきます。

児童クラブは、低学年が対象と今まではされてきましたが、今では6年生までが対象となっています。本市における児童クラブの利用状況ですが、どのようなのか、ちょっとお尋ねします。

○山口英雄福祉課長 放課後児童クラブは、共働き世帯など留守家庭の小学校就学児童に対しまして、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、平成10年4月から法定化された事業でございます。なお、当初は、おおむね10歳未満の児童が対象というふうにされておりましてけれども、ただいま議員が言われましたとおり、児童福祉法の改正によりまして、平成27年度から小学校に就学している全ての児童に対象が拡大されているところでございます。

本市の利用状況についてでございますが、本市におきましては、現在、4つの法人に委託し、6つの児童クラブを運営しているところでございまして、平成29年度の利用状況は322人というふうになっております。

○12番豊留榮子議員 この児童クラブ費なんですけれども、月額幾らで、市の助成額はどのようになってるんでしょうか。

○山口英雄福祉課長 放課後児童クラブの利用に際しましては、事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるというふうにされております。

厚生労働省が実施した平成29年5月1日現在での調査によりますと、全国約2万5,000の児童クラブのうち、約85%が保護者から利用料金を徴収しているところでございます。

本市の6つの児童クラブにおいても、それぞれ利用料金を徴収しているところでございますけれども、利用料金の設定につきましては、クラブごとに行っておりまして、月額で定めている場合もあれば日額で定めている場合もありまして、また、ひとり親世帯や複数の兄弟で利用している場合の軽減措置を設けているクラブもあり、額の設定等につきましては各クラブでさまざまでございます。

なお、利用料金に対する市の助成についてのお尋ねですけれども、市では利用料金に対して、特に助成は行っておりませんで、国の補助基準に従いまして各クラブに委託料を払っているところでございます。

○12番豊留榮子議員 そういうことなんですね。例えば、長期休みですね、冬休みであるとか、夏休みでありますとか、このときの利用料金やお昼ですね、食事代の料金はどうなるんでしょうか。

○山口英雄福祉課長 夏休み等の長期休暇期間にかかります利用料金につきましても、先ほどの答弁と似たようなものですが、月額で定めている場合もありまして、また日額で定めている場合もございます。

また、夏休み期間一括で定めている場合もありまして、そのほか全ての児童一律に額を設定している場合もあれば、ひとり親世帯や兄弟で利用している場合の軽減措置を設けているクラブも

あるなど、額の設定につきましても先ほどと同様に各クラブでさまざまです。

昼食料金についてもですね、児童クラブの利用料金に含めている場合もあれば、別途徴収する場合もあり、また弁当持参を原則として昼食そのものを提供していないクラブもあるなど、さまざまでございます。

○12番豊留榮子議員 これは国のあれとしては、長期休日の設定ですね、月額幾らという、そういうあれはかわらないんですか。

○山口英雄福祉課長 放課後児童クラブに関する国の考え方といたしましては、児童クラブの運営に必要な経費のうち、2分の1は保護者負担、残りを公費負担といった考え方で制度設計をしているところでございまして、ただ先ほど申しましたように、利用料金はクラブごとに自主的に設定しているということでございます。

○12番豊留榮子議員 放課後の場合は数時間ですけれども、長期休みになると丸々1日ということになるんですが、その基準ですね、国からのその補助額というか、それはどのようになるんですか。

○山口英雄福祉課長 先ほども答弁いたしましたけれども、保護者負担の利用料金について、国から基本的に基準額というのは示されておりませんので、先ほど申しましたとおり、児童クラブの運営に係る経費のうちの2分の1が利用者負担というふうな考え方でございます。

各児童クラブにおきましては、その利用料金の設定に当たっては、全体の必要な経費の2分の1を超えない部分で利用料金を設定していると、こういったことになるかと思えます。

○12番豊留榮子議員 この児童クラブ、放課後児童クラブですか、今はね。利用者数も大変多くなっている。年齢層が上がりましたからね。これは児童クラブそのものなんですけれども、今、全国の学校がですね、児童数の減少で使わない空き教室がふえてきている。今、そこは空き教室とは言わずに余裕教室と言うそうなんですけれども、全国では学校の余裕教室を活用している児童クラブもあると言います。

本市でも、この余裕教室の活用を希望する児童クラブが出てきたら、今後どのような対応をされていくのか、この点をお聞きしておきます。

○山口英雄福祉課長 国は、平成26年7月に策定いたしました放課後子ども総合プランの中におきまして、共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めるとともに、新たに開設する放課後児童クラブのうち、約80%を小学校の余裕教室等の活用により、小学校内で実施するという方針を打ち出しておりまして、この考え方は、本年9月に公表されました新・放課後子ども総合プランにも引き継がれているところでございます。

また、小学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブということにつきましては、平成28年11月17日付で、鹿児島県知事及び鹿児島県教育委員会教育長の連名で、各市町村長に対しまして、学校施設を活用した放課後児童クラブ設置への協力に関する依頼文が届いているところでございます。

なお、厚生労働省の調査によりますと平成29年5月1日現在における全国の放課後児童クラブの設置場所として、小学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約25%となっており、学校敷地内に設置されている放課後児童クラブが5割以上という結果が出ております。

本県におきましても小学校の余裕教室が約13%、学校敷地内の専用施設が約11%と、放課後児童クラブの4分の1程度が学校敷地内に設置されているという結果が出ているところでございます。

本市にそういった要望が出た場合ということですが、本市におきましても、ことしに入ってからある児童クラブの運営者から学校の余裕教室を活用した児童クラブの実施に関する要

望が出されましたことから、児童クラブ関係者、学校関係者及び行政関係者で協議を行ったところでございますけれども、余裕教室を活用する場合には、学校の運営に支障がないことといったものが大前提となっております。その点から施設管理上の問題など、実施に向けて解決すべき課題が幾つか確認されたところでございます。

市といたしましては、既に余裕教室の活用を実施している先進事例等もございますので、そういった事例の調査研究をもとに、今後、これらの課題解決に向けて関係者間での協議・検討を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。

○山口美津哉教委総務課長 鹿児島県並びに鹿児島県教育委員会におきましても、小学校就学児童の放課後対策の観点から、学校施設を活用した放課後児童クラブの設置を推進しているところです。

本市教育委員会としましては、放課後児童クラブの趣旨を踏まえ、学校教育に支障のない範囲内での余裕教室などの学校施設を活用した放課後児童クラブの設置の必要性は十分理解しておりますので、そうした事案が出てきましたら関係課と連携をとりながら対応を検討していくことになるかと考えております。

○12番豊留榮子議員 最初、このお話をしたときに、えっ、学校の空き教室っていう感じだったんですが、今の答弁を聞きますと前向きに取り組んでいくということなんですね。私も近くの児童クラブを運営する方から、ちょっと相談を受けたもんですから、これはぜひ、今、全国的にも学校の余裕教室を使って児童クラブはもちろんのこと、学校の施設ですから、学校施設としての活用を学校がするのはもちろんありなんですけれども、この児童クラブにとどまらず、今全国で取り組んでいる余裕教室も参考にしながらですね、いろんなことをされているんですね、インターネットで調べてみると。お年寄りの方の憩いの場所になっていたりとか、いろいろなことがあるようなんですね。本市もぜひ、もう全国の事例を参考にしながら、児童クラブに限らず余裕教室を活用して、子供と地域を元気にしてくれたら本当に大変うれしいことだなと思うことです。

また、ちょっとこれ私、一般質問に学校のクーラー設置を出していたんですが、これはちょっともう何とかかなりそうなので外したんですけれども、この学校の空き教室に関連して今、クーラーの設置は使っている教室だけを設置するというので、例えばこの余裕教室の分は入っていないんですよね、多分ね、数にはね。これは、また後で児童クラブなり、ほかの方たちが学校を使いたいというときには、自分で取りつけなきゃいけないというふうになってくるのか、市が取りつけてくれるのか。そういう点もちょっと心配になってくるんですけれども、何とかこの学校の空き教室を無駄にしないように有効に使えるような設定をしていただきたいということを要望して、私の一般質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時12分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成30年12月19日)

平成30年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第4号）

平成30年12月19日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	60	枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	61	南薩地区衛生管理組合理約の変更について	産厚
3	57	平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）	予特
4	58	平成30年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
5	59	平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
6	65	平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）	〃
7	66	平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃
8	67	平成30年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
9	68	平成30年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
10	69	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
11	70	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	71	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
追加 1	69	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
追加 2	70	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
追加 3	71	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
追加 4	65	平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）	予特
追加 5	66	平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃

追加 6	6 7	平成30年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
追加 7	6 8	平成30年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
1 3		議員派遣について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
田 代 勝 義 書記

小 峯 恵美子 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長	松 田 博 監査委員事務局長
山 崎 公 広 監査委員	平 塚 孝 三 企画調整課参事
田 中 幸 喜 総務課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
山 口 美津哉 教委総務課長	益 満 裕 美 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	中 原 浩 二 消防長
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長	永 留 正 文 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課行政係長	

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知をお願いします。

日程第1号を議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[禰占通男総務文教委員長 登壇]

○禰占通男総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本件は、市長の権限に属する事務を分掌させるための内部組織について、下水道課の名称を水道課に改め、下水道事業と水道事業の組織体制を統合しようとするものであります。

委員から、統合に至る経緯及び統合による効果について質疑があり、まず、経緯については、行財政集中改革プランの中で、経営健全化対策として、水道事業会計の組織再編による適正規模の執行体制確立に取り組むこととし、平成27年度の組織機構検討委員会及び下水道計画検討委員会の議題として提案されている。その後、平成29年度の組織機構検討委員会で事務レベルの協議を行うことが決定され、作業部会で4回の協議を行い、平成30年6月に組織機構検討委員会での決定を経て、平成30年11月に行政改革推進本部にて正式に決定されたとのことです。

次に、効果については、職員1名減による人件費の削減、徴収事務を上下水道両職員で行うことによる水道事業への下水道負担金の減額並びに企業会計及び工事積算システムの共同化によるリース料金等の抑制が図られるとのことです。さらに、統合後においては、事務の合理化により人件費を含む経費の抑制を考えているとのことです。

市民への利便性として、下水道受益者負担金徴収事務や下水道取り付け管位置確認など、終末処理場で対応してきた業務が市役所で対応できること、新築工事等の給排水工事などに伴う業者との設計協議がスムーズに行えるとのことです。

業務については、上下水道の管情報の共有化が図られ、維持管理や建設工事が効率的に行えることになるとのことです。

なお、危機管理においては、統合により人員がふえることによって、災害や突発的な事故に対する緊急体制の配置が容易になると考えているとのことです。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号を議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[吉松幸夫産業厚生委員長 登壇]

○吉松幸夫産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第2号南薩地区衛生管理組合規約の変更について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本件は、南九州市知覧町及び川辺町が共同処理する事務、火葬場の設置及び管理運営に関することから離脱することによる規約の一部変更を行うものであります。

今回の離脱による影響については、利用件数で3割ほど減る見込みであり、運営費については、負担金がふえるとのこと。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第2号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、可決されました。

次に、日程第3号から第5号までの3件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[下竹芳郎予算特別委員長 登壇]

○下竹芳郎予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第3号から第5号までの3件について、12月6日に予算特別委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

本委員会は、委員長に下竹芳郎、副委員長に吉嶺周作委員を選出いたしました。

まず、日程第3号平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億0,638万1,000円を追加し、予算総額を117億7,570万円にしようとするもので、当初予算額より15.7%の伸びとなります。

補正予算の主なものは、一般職人件費、農業・農村活性化推進施設等整備事業補助、降灰防止・降灰除去施設等整備事業補助、小中学校の普通教室等への空調設置を行う臨時特例交付金事業、台風第24号により被災した施設等の復旧を行う災害復旧事業などとなっています。

財源については、市債1億2,070万円、国庫支出金5,943万円、県支出金1,808万円、繰越金794万3,000円、分担金及び負担金ほか22万8,000円の増で措置したとのこと。

審査では、小中学校の普通教室等への空調設置事業について質疑が集中し、委員から、早い時期の空調の取り付けについてと事業費予算に無駄が出ないように対応してもらいたいとの要望が出されました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号平成30年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額は変更せず、款項の金額を変更しようとするもので、補正の内容は、保険給付費において、地域密着型介護サービス給付費1,900万円の減、並びに高額介護サービス費500万円及び特定入所者介護サービス費600万円の増、また、地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費800万円及び審査支払手数料4万円の増、並びに介護予防ケアマネジメント事業費4万円の減で、財源として、保険料26万4,000円、国庫支出金52万4,000円、県支出金40万円の増と繰入金118万8,000円の減で措置したとのこと。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ793万円を追加し、予算総額を8億6,111万1,000円にしようとするもので、当初予算額より5.6%の増となりました。

補正の内容は、処理施設管理費の消耗品費の増、下水道整備費の単独工事費の増、事業債の償

還利率見直し及び平成29年度事業に係る事業債の元利償還金額の確定に伴う公債費元金の増及び公債費利子の減で、財源として、事業債1,000万円の増、繰越金207万円の減で措置したとのことです。

委員から、施設からの悪臭について質疑があり、現在、光合成細菌による臭気の軽減を図る実験を行っており、今回、これにかかる経費を予算計上し、汚泥臭気対策に取り組んでいきたいとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第3号から第5号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号から第59号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○8番禰占通男議員 確認したいことがあるんだけど、いいですかね。

○新屋敷幸隆議長 禰占議員、これは全会一致で終わってるんですよ。（「賛否には関係ないことで、議案第57号……」と言う者あり）ちょっと……。

暫時休憩します。

午前9時46分 休憩

午前9時47分 再開

○新屋敷幸隆議長 再開します。

次に、日程第6号から第12号までの7件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました、議案第65号から議案第71号までの7件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第69号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額、勤勉手当及び期末手当の支給率並びに宿日直手当の額を改定しようとするものです。

次の、議案第70号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第71号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の給与改定を考慮し、市長等及び議会の議員の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

また、これらの給与改定等に伴う補正予算として、議案第65号平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）、議案第66号平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第67号平成30年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）、議案第68号平成30年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）の4件をあわせてお願いしてあります。

給与改定等に係る補正は、4会計の合計で1,234万6,000円の増額となります。

詳細につきましては、各補正予算の給与費明細書に記載してありますので、省略させていただきます。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○13番立石幸徳議員 提案されました議案の詳細につきましては、後もって総務委員会、あるいは予算委員会で審査させていただきますが、一番基本的な部分についてですね、本会議で質疑をいたします。

それで、先ほど市長が言われましたように、11月末の国家公務員の給与改定法案が国会で成立しましてですね。全国地方自治体が12月定例議会でもって、地方自治体職員の給与改定条例等を職員組合との交渉を経て、労使合意のもとに、各議会に提案をされているわけなんですけれども、昨日、鹿児島県議会が終了いたしましたけれども、鹿児島県職員についてはですね、労使合意が整わず、今度の12月議会では県職員の給与改定条例は、提案もでき得なかったわけであります。

そこで、本市の場合は、今度の条例提案に当たって、いつ労使交渉をされ、合意をされたのかですね、特に人事評価の結果の給与への反映、この点については、本市の労使交渉では協議をされたのか、この2点について最初にお尋ねをいたします。

○小泉智資副市長 ただいまの御質問ですが、12月3日に組合側と話し合いをしております。人事評価への反映ということにつきましては、今後検討を進めていくということで話し合いが進んでおります。

○13番立石幸徳議員 12月3日ということになりますと、私自身が、この12月3日に、一般質問においてですね、その中で、人事評価の、本市は管理職への給与反映はもう終わっているんですけども、一般職への給与反映ができていないということで、市長並びに総務課長のほうから、その反映をぜひとも実現したいという決意が私の質問に対しては、答弁として出されたわけです。

今後とも協議をするということなんですが、実は本市のホームページに掲載している、毎年度出しております枕崎市人事行政の運営等の状況、この最新版の30年4月1日現在のですね、状況がホームページに出てるんですが、この5ページと6ページでは、人事評価結果の給与への反映、あるいは勤勉手当への反映、こういったものについて、一般職について未定と、まだ定まっていないという掲載になっているんですよ。

それで、今後とも副市長が協議を続けるということではありますが、いつの時点をめどに人事評価結果を給与等へ反映させるのか。

というのは、県職員が今度の12月県議会に提案できなかったのも、この人事評価結果の給与反映をですね、県当局と県の労働組合で合意がなされなかったこの面が一番大きいんだということで、12月議会への県議会提案は見送られているわけです。そういうこともありますんでね、本市の場合、いつをめどにこの点を決着させるのか、お尋ねをしておきます。

○小泉智資副市長 その導入につきましては、時期も含めまして、組合のほうに協議をしていくということで申し入れをしております。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。——これをもって、質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

ここで、委員会開催のため休憩いたします。

午前9時56分 休憩

午後 3 時 59 分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

議案第 69 号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを追加日程第 1 号、議案第 70 号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを追加日程第 2 号、議案第 71 号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを追加日程第 3 号として本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第 1 号から第 3 号までの 3 件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[禰占通男総務文教委員長 登壇]

○禰占通男総務文教委員長 報告をいたします。

ただいま議題となりました追加日程第 1 号から第 3 号までの 3 件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

追加日程第 1 号から第 3 号までの 3 件は関連がありますので、一括議題としましたが、峻別して審査するため、それぞれ審査を行いました。

まず、追加日程第 1 号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額、勤勉手当及び期末手当の支給率並びに宿日直手当の額を改定しようとするものです。

この議案に関連して、委員から、人事評価について質疑があり、本市においては、平成 19 年度から管理職に対し、平成 28 年度からは一般職員に対して人事評価を行っているが、評価の結果を反映しているのは管理職のみであり、評価については、国に準拠した形をとっているとのことです。

なお、今後は一般職員に対しても評価の結果を反映させることについて、職員組合に協議を申し入れているとのことでした。

次に、追加日程第 2 号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、職員の給与改定を考慮し、市長等の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

委員から、今回の議案提出に当たり、特別職報酬等審議会に諮問していないのかのことに對し、今回の改定は期末手当の率についてであり、諮問していないとのことでした。

次に、追加日程第 3 号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定については、市長等の給与に関する条例の改正と同様に、職員の給与改定を考慮し、議会の議員の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

この 3 件について、まず、追加日程第 1 号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、追加日程第 2 号及び追加日程第 3 号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○12番豊留榮子議員 追加日程の第2号と第3号に対して、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

現在の社会情勢を考えても、今、このタイミングでの市長、副市長、教育長の給与の引き上げはないと思います。

社会保障はどんどん削られ、来年には消費税10%の引き上げを目前にして、市民は何をどう切り詰めて生活していけばいいのか、悩みに悩んでいるときです。

このような状況の中で、市長等の給与の引き上げは考えられない、そして議員の報酬に関しても、引き上げということは考えられないということで、日本共産党は反対いたします。

○新屋敷幸隆議長 これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

追加日程第1号から第3号までの3件については、順次、起立により採決いたします。

まず、追加日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第65号平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）を追加日程第4号、議案第66号平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を追加日程第5号、議案第67号平成30年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）を追加日程第6号、議案第68号平成30年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）を追加日程第7号として本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第4号から第7号までの4件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[永野慶一郎予算特別委員長 登壇]

○永野慶一郎予算特別委員長 ただいま議題となりました追加日程第4号から第7号までの4件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会は、委員長に永野慶一郎、副委員長に沖園強委員を選出いたしました。

この4件の補正内容については、全て人事院勧告に準じた給与改定に伴う人件費の増額であります。

まず、追加日程第4号平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ870万円を追加し、予算総額を117億8,440万円にしようとするもので、当初予算額より15.8%の伸びとなります。

財源については、繰越金870万円の増で措置したとのことです。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、追加日程第5号平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ26万1,000円追加し、予算総額を8億6,137万2,000円にしようとするもので、当初予算額より5.6%の増となります。

財源としては、繰越金26万1,000円の増で措置したとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、追加日程第6号平成30年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において、医業費用を255万3,000円増額しようとするもので、補正後の収支は、総収益6億1,687万2,000円に対し総費用7億2,907万2,000円となり、1億1,220万円の純損失となる見込みとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、追加日程第7号平成30年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出のうち、支出において80万円増額し、合計で4億2,659万2,000円にしようとするもので、当初予算額に対し0.19%の増、また、資本的収入及び支出のうち、支出において3万2,000円増額し、合計で2億4,866万5,000円にしようとするもので、当初予算額に対し0.01%の増となり、総額で83万2,000円の増額となるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから、順次、採決いたします。

追加日程第4号は、起立により採決いたします。

追加日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

追加日程第5号から第7号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号から第68号までの3件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、平成30年第4回定例会を閉会いたします。

午後4時15分 閉会

一般質問の要旨

平成30年 第4回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①立石 幸徳	水産業振興について	<p>1 漁業法の改正が70年ぶりに成立の見通しとなっている (1) 本市水産業にどのような影響が出てくると予測しているのか</p> <p>(2) 新制度運用に当たっての関係漁業者への配慮について</p> <p>2 カツオの好漁場であるパラオ共和国のEEZ内への継続入港について、本市としてはどのような動きをしているのか</p>	市長 課長
	これからの水道事業と下水道事業について	<p>1 水道事業と下水道事業の2つの事業とも国・県において広域化・共同化を推進しているが、本市として取り組むことができるものはどのようなものがあるのか</p> <p>2 本市水道課と下水道課の組織統合について</p>	市長 課長
	人事評価について	<p>1 人事評価の結果に応じた措置はどのようになされているのか</p>	市長 課長
	障害者対策について	<p>1 本市職員の障害者採用に当たっての条件について</p> <p>2 本市全体の障害者雇用の状況について</p> <p>3 公的発行物の点字化など障害者への社会的障壁の除去について</p>	市長 課長
②下竹 芳郎	郷土教育の取り組みについて	<p>1 6月議会で市長に本市の魅力についてお尋ねした。子供たちにふるさとのよさを知ってもらうためにどのような取り組みを行っているのか</p>	市長 副市長 教育長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>2 小中学校では本市の産業や伝統、歴史等を教えていると思う。教育委員会では重点目標の一つに「郷育」の推進とあるが、具体的にどういった取り組みか</p> <p>3 枕崎に起こった苦難の歴史、黒島流れは郷土読み物資料集「枕想子」に掲載してあるが、その他に枕崎大空襲や枕崎台風、ルース台風等の被害があった。このことをどのように教えているのか</p> <p>4 太鼓踊り、棒踊り等の郷土芸能は未来へ受け継いでいかななくてはならないと思う。教育行政の取り組みの中に伝統芸能の保存・伝承及び後継者育成への支援とある。保存会の意向等も考慮しなければいけないと思うが、どのように考えるのか</p> <p>5 学校給食における地産地消の推進も郷土教育の一環と考える。地場産品の使用率の向上とあるが、現在どのくらいの割合で使用しているのか</p>	課 長
③清水 和弘	枕崎駅周辺のぎわいについて 市職員の意識改革について	<p>1 「枕崎駅」から始まる街づくり事業は3年目のことし、3団体が4つの事業でイベントを開催して大変なぎわいだった。それぞれの来場者数と波及効果は</p> <p>2 今年度で補助事業としての「枕崎駅」から始まる街づくり事業は終了すると聞くが、来年度以降の対応はどうするのか</p> <p>3 枕崎駅に隣接する商業施設が更地になっているが、跡地を利活用する計画はないのか</p> <p>1 職員の民間派遣について、9月議会での答弁と現在も同じ考えか</p> <p>2 歳出総額に占める職員の人件費割合は本市財政の</p>	市 長 副市長 課 長 市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>大きな負担となっている。市長はどのように考えているのか</p> <p>3 所有権移転登記手続請求控訴裁判は棄却された (1) 本市職員の手違いやミスによりこのような裁判が行われたが、再発防止のため、市長は今後どのように対応するのか</p> <p>(2) 職員の処分については考えていないのか</p>	
	塔切地区裁判結果の対応について	<p>1 鹿児島国道事務所から市長宛てに警告書が届いていると思う。どのような内容か</p> <p>2 県単事業で行った水路部分について、今後、市長はどのように対応しようと考えているのか</p> <p>3 控訴審を境に訴えられた相手方はこれまでに仕事が減り売り上げが大幅に減少している。本市は今後どのように対応するのか</p>	市 長 課 長
	本市の活性化について	<p>1 薩摩半島横断道路と南九州西回り自動車道建設について</p> <p>2 本市活性化対応について、どのように判断しているのか</p>	市 長 副市長 課 長
	枕崎国際芸術賞展について	<p>1 第1回枕崎国際芸術賞展の賞金額の設定の考え方について</p>	市 長 教育長 課 長
	骨粗鬆症と健康寿命について	<p>1 健康寿命延伸説明会の参加者数は</p> <p>2 骨密度及び構造障害による本市の年間医療費状況</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④禰占 通男		<p>はどのようにになっているのか</p> <p>3 患者への啓発活動として、複数の異なる骨粗鬆症マネージャーと協力し、患者教育を実施する考えはないか</p> <p>4 腰椎骨萎縮が進行しているほど歯槽骨吸収が高度であるなどと報告され、また、歯周病は糖尿病など多くの病気の発症の根源とも言われている。今後どのような対応を考えているのか</p>	
	被災者の支援制度について	<p>1 地震や豪雨、台風で被災した住宅の改修や再建に対する支援策はどのようにになっているのか</p>	市 長
	企業版ふるさと納税について	<p>1 企業版ふるさと納税について検討はなされたのか</p> <p>2 本市が計画する場合、事業分野としては何になるのか</p>	市 長
	障害者の雇用について	<p>1 本市役所の状況について</p> <p>2 県内自治体の状況について</p> <p>3 本市の民間企業の状況について</p> <p>4 本市役所の障害者雇用については条件（応募資格）がついているのか</p> <p>5 本市受入態勢の整備はどのようにになっているのか</p> <p>6 今後の取り組みはどうなるのか</p>	市 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑤城森 史明	耕作放棄地解消について	<p>1 農業の低迷、鳥獣被害、農家の高齢化等により、耕作放棄地が今後急激に増加すると思われるが、どのように考えているのか</p> <p>2 農地地目を変更して解消した耕作放棄地を除き、過去5年間（平成25年度～29年度）の耕作放棄地面積と筆数の推移はどうなっているか</p> <p>3 耕作放棄地の地主への対応はどのようにしているのか (1) 適切な管理をして、隣や周辺の農地に迷惑がからないよう、徹底した指導をすべきではないか (2) 耕作放棄地に対する固定資産税はどうなっているのか</p> <p>4 耕作放棄地は、イノシシの絶好の活動の場となり、最後にはその地域全体が耕作放棄地となる。本市は電気柵等の設置補助を実施しているが、耕作放棄地解消に効果が出ているのか。さらなる効果的な対策が必要ではないのか</p> <p>5 現在、市は公民館へ市道草払いを委託しているが、高齢化等により、市道草払いができない公民館がふえると思うが、今後どうするのか</p> <p>6 焼酎需要の減少により、サツマイモの耕作面積も減少し、耕作放棄地がふえている。また、各田んぼの面積が小さく、水稲耕作の大半が自家消費にとどまっているのが現状である。耕作放棄地解消のためには、サツマイモ、水稲にかわる新規作物の推進が必要と思うが、どのように考えているのか</p> <p>7 空家対策と同様、農地における耕作放棄地も大変な問題である。本市も空家条例と同様に耕作放棄地に対しても、その適正管理のために、条例等を制定する必要があると思うが、どのように考えているのか</p>	市長 副市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑥豊留 榮子	交通弱者対策について	<p>1 交通弱者について、具体的にどのように考え、どのように定義しているのか</p> <p>2 タクシー利用料金助成事業を実施するとのことであるが、現在の検討状況はどうなっているのか</p> <p>(1) 助成の対象者は</p> <p>(2) タクシー料金の助成額は</p> <p>(3) タクシー利用券の1人当たりの年間限度枚数は</p>	市 長 副市長 課 長
	桜山小学校南側市営住宅について	<p>1 家屋も老朽化し1年中雑草・雑木に覆われており、桜山小学校の南側入口に接していることから、教育的にも、環境的にも悪いという声を聞く。住んでいない家屋の解体等、環境整備が必要ではないのか</p> <p>2 早急に子育て世代向けの住宅として、建てかえをすべきと思うが、今後の計画はどのようになっているのか</p>	市 長 副市長 課 長
	国保税について	<p>1 国民健康保険が広域化となり、国保税がさらに高くなったという声がある。滞納者がふえてくるのではないか</p> <p>2 一般財源や国保の基金を活用して国保税を引き下げるべきではないか</p>	市 長 副市長 課 長
	予防接種の助成について	<p>1 インフルエンザ予防接種の状況について</p> <p>(1) インフルエンザ予防接種料金は幾らか</p> <p>(2) 幼児、児童、生徒、学生への予防接種助成額は</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>児童クラブの現況について</p>	<p>(3) 成人への予防接種助成額は</p> <p>(4) インフルエンザ予防接種の助成枠を拡大し、市の助成額をふやす考えはないか</p> <p>1 児童クラブは低学年が対象とされてきたが、今では6年生までが対象となっている</p> <p>(1) 市内の児童クラブの利用状況は</p> <p>(2) 児童クラブの利用料金は月額幾らか。市の助成の有無は</p> <p>(3) 夏休み等の長期休業期間の利用料金、昼食料金は</p> <p>(4) 全国では学校の空き教室を活用している児童クラブもあるが、本市でも活用を希望する児童クラブが出てきたら、どのような対応をするのか</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 新屋敷 幸 隆

枕崎市議会議員 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 立 石 幸 徳